

Graduate School of Law

TEACHING STAFF 2024

中央大学大学院 教員紹介

| 法学研究科

行動する知性。



法学研究科

【備考：指導教授の希望について】 ※本研究科受験予定の方は下記の点にご注意ください。

1. ○印は2024年度休講（研究促進期間等）。
 2. *印は2025年3月退職予定のため、指導教授に希望できません。
 3. ◎印は2025年度休講予定のため、原則として指導教授に希望できません。
 4. ★印は2026年3月退職予定のため、2026年度に指導教授の変更が必要となります。
 5. (前)印は前期課程のみ指導教授に希望できます。
 6. ■印は指導教授に希望できません。ただし（後）印の表記がある場合は、博士後期課程の指導教授には希望できます。
- これらは変更となる場合がありますので、ご了承ください。

公法専攻			
身分	氏名	備考	ページ
教授（法務）	安念 潤司	(後)★	1
教授	牛嶋 仁		2
特任教授	尾崎 久仁子	★	3
教授	小島 千枝		4
教授	澁谷 雅弘		5
教授	武市 周作		6
教授	通山 昭治	○	7
教授	徳本 広孝		8
教授	西海 真樹	★	9
准教授	西村 清貴	(前)	10
教授	橋本 基弘		11
教授	洞澤 秀雄		12
教授	松原 光宏		13
教授	宮野 洋一	★	14
教授	山口 亮介		15

民事法専攻			
身分	氏名	備考	ページ
教授	一ノ澤 直人		16
教授（法務）	伊藤 壽英	(後)○★	17
教授	猪股 孝史	○	18
教授	遠藤 研一郎		19
教授（法務）	大杉 謙一	(後)	20
教授（法務）	尾関 幸美	(後)	21
教授	川田 知子		22
教授	木川 裕一郎		23
教授	小宮 靖毅		24
教授	冷水 登紀代		25
教授	鈴木 博人		26
教授	高田 淳		27
教授	テルカワアマク		28
教授	難波 让治		29
教授	新田 秀樹		30
教授（法務）	二羽 和彦	(後)★	31
教授	野田 博		32
教授（法務）	野村 修也	(後)	33
教授	秦 公正		34
教授	原田 剛		35
教授	平泉 貴士		36
教授	三浦 治		37
教授	森 光		38
教授（法務）	米津 孝司	(後)	39
教授（法務）	笠井 修		73

刑法専攻			
身分	氏名	備考	ページ
教授（法務）	赤城 美恵子	(後)	40
教授	石山 文彦		41
教授	四方 光		42
教授	只木 誠		43
教授	曲田 統		44
教授	安井 哲章		45
教授	柳川 重規		46
教授（法務）	佐伯 仁志		73

国際企業関係法専攻			
身分	氏名	備考	ページ
教授	安藤 浩一		47
教授（法務）	小坂田 裕子	(後)	48
教授	梶田 幸雄	*	49
教授	北井 辰弥		50
教授	國枝 繁樹		51
教授（法務）	佐藤 信行	(後)	52
教授	佐藤 文彦		53
教授	檜崎 みどり		54
教授	西村 暢史		55
教授	堀江 亜以子		56
教授	宮野 洋一	★	57

政治学専攻			
身分	氏名	備考	ページ
教授	青木 裕子		58
教授	秋吉 貴雄		59
准教授	井口 晓	(前)	60
教授	磯崎 初仁		61
教授	工藤 裕子		62
教授	古賀 光生		63
教授	高橋 徹		64
教授	武智 秀之		65
准教授	玉置 敦彦	(前)	66
教授	中北 浩爾		67
教授	中島 康予		68
教授	宮城 大蔵		69
教授	宮本 太郎	○	70
教授	山崎 望		71
教授	李 廷江	*	72
教授（法學）	井関 正久		73
兼任講師	川上 高司		73
兼任講師	芝崎 祐典		73

共通科目			
身分	氏名	備考	ページ
教授（法学）	ペッセ,スティーヴン		73
教授（商学）	山上 淳一		73
教授（文学）	尹 智鉉		73
教授（総合政策）	堤 和通		73
教授（総合政策）	宮下 紘		73
教授（法務）	小木曾 綾		73
教授（戦略経営）	杉浦 宣彦		73
准教授（法学）	阿部 純子		73
准教授（法学）	ソートン,ビーター		73
准教授（法学）	三明 翔		73
兼任講師	今福 章二		73
兼任講師	飯田 稔		73
兼任講師	岩田 太		73
兼任講師	ウルフ,レオン		73
兼任講師	兼頭 ゆみ子		73
兼任講師	木内 秀行		73
兼任講師	櫻井 成一朗		73
兼任講師	佐々木 亮		73
兼任講師	菅原 英雄		73
兼任講師	竹内 雅俊		73
兼任講師	長島 弘		73
兼任講師	中野 玲子		73
兼任講師	町田 行人		73
兼任講師	宮園 久栄		73
兼任講師	村上 裕章		74
兼任講師	山岡 美樹		74



あんねん じゅんじ
安念 潤司／ANNEN Junji 教授

〉専門分野

公法、経済法

〉研究キーワード

エネルギーと法、原子力安全規制、武力行使の法、立憲主義の精神史的基礎

〉最終学歴・学位・取得大学

東京大学法学部卒業

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

準備中。

◆主な論文・著書

- 「司法の立ち位置ということ(1)」中央ロー・ジャーナル 15巻3号(2018年)
- 「司法試験の年複数実施の可能性を探る」法律時報 2018年8月号
- 「土地所有権は永遠か」日本不動産学会誌 122号(2017年)
- 「平和という困難——古代キリスト教の平和主義・再訪」中央ロー・ジャーナル 14巻3号(2017年)(2017)
- 「高速増殖炉「もんじゅ」の来歴(1)、(2)」中央ロー・ジャーナル 13巻3号(2016年)、13巻4号(2017年)(2016～2017年)
- 「集団的自衛権は放棄されたのか——憲法九条を素直に読む」松井茂記編著『スター・バックスでラテを飲みながら憲法を考え』(有斐閣、2016年)

◆主な担当科目

研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(憲法)、特殊研究2(憲法)、特殊研究3(憲法)、特殊研究4(憲法)

◆メッセージ

最近は、エネルギー、特に、電力・ガスシステム改革や原子力安全規制の法的側面に注力しています。また、武力行使に関する国際法と国内法(特に憲法)との交錯についても、研究を始めました。1930年代の日本政治史にも関心があります。もちろん他のテーマについてのご用命にも応じます。



うしじま ひとし 牛嶋 仁／USHIJIMA Hitoshi 教授

〉専門分野

行政法、地方自治法、環境法政策

〉研究キーワード

行政手続、行政訴訟、地方自治、環境法政策、規制研究、法の支配、比較法、トランクナショナル法

〉最終学歴・学位・取得大学

アメリカ・ウィスコンシン大学ロースクール（LL.M.）修了 中央大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

私は、学部ゼミ(演習)において、憲法が定める手続的デュー・プロセスの柔軟さと人権保障に果たしている役割に魅せられて大学院に進学し、これまで「行政活動の手続的規制」に関心を持ってきました。「自由の歴史の大部分は、手続的保障遵守の歴史である」(合衆国最高裁フランクファーテー裁判官)からです。行政手続・訴訟は、正義を実現する法の支配の一側面ですから、それを考える際には、立法、行政、司法の役割が厳しく問われ、判例・学説のダイナミックスを見るることができます。それには、国境を越えた普遍性及び各国法の固有性並びに相互影響があります。そして、その実態解明には、未知を知り既知を改める楽しみと明晰な論理にふれる感動があります。判決における裁判官の個別意見が未だ現れていない法的論点を指摘し、それが後の事例で顕在化した場合、新たな社会事象について伝統的な学説のイノベーションを見る場合などは、その逞しい想像力と創造力に魅せられ、感激し、ささやかながらその営みに与したいという意欲が湧いてきます。

アメリカ留学では、「法と社会(Law and Society)」研究の重要性を知りました。書物に書かれた法と社会における(生きた)法の違いを考える視点、社会実態を見て法の理論を考える必要性、法を社会改革のために利用する発想を学びました。「法の生命は、論理ではなく、経験である」(合衆国最高裁ホームズ裁判官)ことにふれたわけです。公的扶助の停止前聴聞(行政手続)を観察するため、審理官の車に同乗し、遠く地方の会場まで足を運びました。

その後、行政手続を通して「環境法政策」に関心を持つようになりました。環境法政策においては、世界で最先端の公的規制・政策に関する議論が行われるからです。その場合にも、社会における法の機能や人々の規範意識、手続法上・実体法上の各規制の相互関係が問題となります。廃棄物処理施設設置に関する住民説明会(条例に基づく)の観察などを行いました。そして、その関心は、経済・社会のしくみ・変化と関わる土壤汚染対策や持続可能な発展のためのメカニズムである環境影響評価手続に拡がりました。気候変動は、グローバル社会および日本社会において、市民生活を含む社会全体を大きく変革する契機となっていますので、研究中の気候変動訴訟では、立法、行政、司法の役割が厳しく問われています(手続的デュー・プロセス訴訟と同様)。

さらに、現在は、海外での法学教育担当の経験により、日本の制度・研究のグローバル社会への貢献(Law and Development)、EUに見られるような多層的法構造、グローバル社会で見られる法規範の副次的效果・事実上の規制、国境を越えた法規範の相互影響の実態解明などについて強い関心を持っています。

研究は、小宇宙であり、その深みと拡がりに限界はありません。今後は、これまで構築した各国研究者とのネットワークを利用して、次世代を担う中堅・若手研究者とともに国際共同研究を開拓させ、グローバル社会で共有される価値の実現に努めたいと考えています。

◆主な論文・著書

- 「行政の配慮義務について」法学新報 130巻7・8号、2024年。
- 『アメリカ気候変動法と政策』(共編著)勁草書房、2021年。
- 「国境を越える環境規制の諸相」『法化社会のグローバル化と理論的実務的対応』中央大学出版部、2017年所収。
- 『日米欧金融規制監督の発展と調和』(編著)中央大学出版部、2016年。
- “Administrative Law and Judicialized Governance in Japan,” in Tom Ginsburg & Albert H. Y. Chen, eds., *Administrative Law and Governance in Asia: Comparative Perspectives*, Routledge, 2008.

◆主な担当科目

専門導入A(公法の現代的課題)、専門導入B(留学生のための日本法入門)、特殊講義(Environmental Law and Policy in Japan)、特殊講義(Comparative Financial Law and Regulation)、特殊講義(Introduction to Japanese Law)(B)、特殊講義(Law and Business in Japan)(A)、特殊講義(Law and Business in Japan)(B)、行政法特講1(A)、行政法特講1(E)(Administrative Law)、行政法演習1(A)、研究特論1(Administrative Law)(A)、行政法特講2(A)、行政法演習2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(行政法)、特殊研究2(行政法)、特殊研究3(行政法)、特殊研究4(行政法)

◆メッセージ

大学院の魅力は、様々な領域の専門家と何事にもとらわれずに議論できることです。みなさんが、このようなサンクチュアリの性質を最大限生かして、今後の人生と社会貢献について、かけがえのない羅針盤と専門性を身につけることができるよう期待しています。研究の目的は、「見えないものを見る」ことです。混沌としたグローバル社会において、私たちの学び・研究とは何か、ともに悩み、考え、議論したいと思います。



おざき くにこ 尾崎 久仁子／OZAKI Kuniko 教授

〉専門分野

国際法

〉研究キーワード

国際人権法、国際刑事法

〉最終学歴・学位・取得大学

教養学士（東京大学） M.Phil. in International Relations（オックスフォード大）

〉問い合わせ先

okuniko002@chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

私が中央大学大学院で教えている「国際法」は、国際社会の法であり、国家と国家の関係を律する法です。国際法は、17世紀に成立したと言われていますが、国際社会の変化に対応して発展を続けています。最近では、地域紛争や国内紛争の激化、ロシアのウクライナ侵攻やガザの紛争に見られるような様々な形態の武力の行使、グローバリゼーションの急速な進展、ポスト冷戦時代の国際社会共通の価値の醸成とポスト・ポスト冷戦時代の分断が、国際法に大きな変革をもたらしています。

このような変化の一つが、国家の枠組みを超えて、個人の権利と義務を直接規定する法規範の増加です。私は、その中でも、すべての人の人権を国際的に保障することを目的とする国際人権法、および、国際社会全体の利益を害する行為を行った個人の刑事処罰を対象とする国際刑事法を専門分野としています。国際人権法は、自由権、社会権などの基本的人権、差別の禁止、女性や児童、外国人の人権や難民問題などに関する国際法上の規範、国際刑事法は、ジェノサイドや人道に対する罪、武力紛争中の文民等の保護を定めた国際人道法上の犯罪、拷問や強制失踪などの人権法違反の犯罪、テロ犯罪、国際的な組織犯罪、サイバー犯罪などの処罰に関する国際法上の規範です。両方に関連する規範としては、被疑者・被告人の権利とともに、犯罪被害者の権利などに関する国際法規範も挙げることができます。これらは国際法の中でも比較的新しい分野であり、憲法や刑法などの国内法とも密接な関係があります。国際人権法は日本の裁判所でも徐々に適用されるようになっていますし、国際刑事法に関連した日本の刑事法の改正も行われるようになりました。民主主義や法の支配、正義といった価値と関連するため、どこまでが確立した法なのかを見きわめにくく、政治問題と法的問題を切り離して論じることが困難であるなどの問題もありますが、様々な可能性を秘めた、国際法の最先端分野であり、日本だけではなく、世界中の若い法律学徒が熱心に取り組んでいる研究分野です。

私は、1979年に外務省に入省して以来、これまでの職業生活の大半を、外務省、法務省、国際機関において、実務家として過ごしてきました。特に、国連薬物・犯罪事務局の条約局長としては組織犯罪や汚職、テロ犯罪を担当し、また、2010年から9年間、国際刑事裁判所の裁判官として国際刑事法の実務に携わりました。中央大学で教えるようになったのは2021年の4月からです。教員としてはまだまだ新米ですが、実務経験も生かしながら、皆さんと一緒に学び、考え、成長していきたいと考えています。

◆主な論文・著書

- ‘The Role of the UN Security Council in International Criminal Law Revisited’ in Furuya, Takemura & Ozaki (eds.) “Global Impact of the Ukraine Conflict” Springer, 2023
- 「分断の中の人権外交」植木安弘・安野正士(編)『専制国家の脅威と日本』勁草書房2023年11月
- 『国際刑事裁判所-国際犯罪を裁く-』東信堂 2022年9月
- 「国際刑事法における刑罰権の根拠」法学新報 128巻 10号(2021)
- 『国際人権・刑事法概論(第2版)』信山社 2021年10月

◆主な担当科目

特殊講義(International Law From Japanese Perspectives)、国際公法特講1(D)、国際公法演習1(D)、国際公法特講2(D)、国際公法演習2(D)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(国際公法)、特殊研究2(国際公法)、特殊研究3(国際公法)、特殊研究4(国際公法)



こじま ちえ 小島 千枝／KOJIMA Chie 教授

〉専門分野

国際法

〉研究キーワード

海洋法、海洋環境の保護、海洋と人権、海洋安全保障

〉最終学歴・学位・取得大学

法学博士（J.S.D.）（イエール大学）

〉問い合わせ先

ckojima.253●g.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

私の研究分野は国際海洋法です。より正しく表現するならば、国際法の一分野としての国際海洋法を研究しているというよりも、海洋をめぐる今日的課題に対処することのできる国際法理論を追究しているといった方がよいでしょう。具体的には、海洋環境の保護、海洋における人権保障、海洋安全保障などのテーマを通じて、国際海洋法自体がどのような発展可能性を持っているのか、また他の国際法分野の条約とどのような適用関係にあるのかについて関心を持って研究しています。

最近の研究の一例を挙げてみましょう。海の憲法といわれる「海洋法に関する国際連合条約」(国連海洋法条約)は、1982 年に採択されました。採択当時、気候変動によりもたらされる海面上昇や海洋酸性化等が海洋環境に与える問題は想定されていませんでした。海洋環境の保護・保全に関する同条約第 12 部にある海洋汚染の防止・軽減・規制のための規定は、油などの物質的な海洋汚染を想定したものでした。しかしながら、地球温暖化ガスの排出によりもたらされる海面の酸性化や海水温度の上昇は、海洋生態系にも大きな影響を与えており、国家は海洋生態系保護のための積極的な措置をとる必要性に迫られています。地球温暖化ガスの排出それ自体は「気候変動に関する国際連合枠組条約」(気候変動枠組条約)とその履行協定であるパリ協定によって規律されていますが、これらの条約には気候変動による悪影響から海洋環境を保護することについての規定は含まれていません。気候変動は一例に過ぎませんが、時の経過とともに変化する海洋環境を保護する必要性を認識し、国連海洋法条約を発展可能性のある枠組条約として捉える立場が広がり、同条約第 12 部を他の普遍的な環境条約に照らして発展的に解釈する国際判例も出てきています。

今後、減少し続ける海洋資源の獲得をめぐる国家間の争いや海洋経済(blue economy)の発展がますます注目されることでしょう。国際海洋法は、海洋環境の保護・保全を基本原則とした海洋利用のための法的枠組みであるとともに、海洋における紛争の平和的解決のための礎として、重要な研究分野であり続けることを確信しています。

◆主な論文・著書

- “Marine Scientific Research and Informal Lawmaking”, in: Unconventional Lawmaking in the Law of the Sea (Natalie Klein ed., Oxford University Press, 2022), pp. 233–249.
- 「IUU 漁業に対する沿岸国の法執行措置についての一考察」『法学新報』128 卷 10 号、2022 年
- 「海洋再生可能エネルギーをめぐる国連海洋法条約上の課題」『国際法研究』第9号、2021 年
- “The Duty to Cooperate in the Protection and Preservation of the Marine Environment”, in: Cooperation and Engagement in the South China Sea and Asia Pacific Region (Myron H. Nordquist, John Norton Moore, and Ronán Long eds., Brill, 2019), pp. 125–138.
- “Climate Change and the Protection of the Marine Environment: Food Security, Evolutionary Interpretation, and the Novel Application of Dispute Settlement Mechanisms under the United Nations Convention on the Law of the Sea”, in: Global Environmental Change and Innovation in International Law (Neil Craik, Cameron Jefferies, Sara Seck, Tim Stephens eds., Cambridge University Press, 2018), pp. 138–157.

◆主な担当科目

特殊講義(International Law From Japanese Perspectives)、特殊講義(Contemporary Challenges in the Law of the Sea)、国際公法特講1(C)、国際公法演習1(C)、国際公法特講2(C)、国際公法演習2(C)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(国際公法)、特殊研究2(国際公法)、特殊研究3(国際公法)、特殊研究4(国際公法)



しぶや まさひろ
澁谷 雅弘／SHIBUYA Masahiro 教授

〉専門分野

租税法

〉研究キーワード

資産課税、相続税、財産評価、地方税

〉最終学歴・学位・取得大学

東京大学法学部卒

〉問い合わせ先

mshibuya@tamacc.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

今日の社会においては、租税は重要な役割を果たしています。日本の財政は、租税負担率28%、国民負担率47%という数字が示すように、国民経済の中で大きな割合を占めていますが、これは主に租税によって賄われています。国や地方自治体がどのような政策分野に税金を投入するか、そのために必要な税負担を、国民・住民がどのように分担するか、これらは政治・政策の中心的問題です。

また、企業でも個々の家庭でも、今日では税負担を考慮した上で経済活動をすることが当たり前になっています。皆さんのご家庭でも、消費税等の税率引き上げの前に保存のきく物を買いためする、貯蓄・投資の際に減税措置を利用できるかどうか調べる、ふるさと納税制度を利用して地方自治体に寄附をするといったことがあったのではないかでしょうか。また、職業についていえば、税務を直接行う者でなくても、例えばビジネスマンであれば自分が関わる事業に関する税制について、公務員であれば自分が担当する政策分野に関わる税制について、一定の知識を持つことが必要になっています。

このような重要性を持つ租税は、経済学、政治学、社会学など様々な観点から研究対象とすることができますが、その中でも法学の観点から租税を研究するのが租税法学です。

租税法には、次のような特徴があります。第1に、租税法の研究においては、関連する法分野についても調査・研究をすることが重要になっています。租税は、企業の取引など様々な経済活動に対して課されますが、それらに対しては租税法以外の多くの法令によって私法上のルールや行政上の規制が定められています。これらのルールについて十分に調査・研究をしなければ、経済活動に対する課税について考えることができません。逆に、租税法以外の法分野を研究する際にも、税制との関係が深い分野においては、租税法について一定の知識を持つことが求められています。

第2に、上記の通り租税は様々な観点から研究対象とすることができますが、これらの隣接する学問分野との関連性も重要なものです。特に、今日では、租税法学の研究においても、税制の経済分析は欠かせないものとなっています。

第3に、租税法は、様々な法分野の中でも、実務的重要性が高い分野です。日本には国税・地方税を合わせて多くの租税が存在しており、その執行のために、国税庁に約5万6千人、税関に約1万人の職員がおられます。それ以外にも、各地方自治体にそれぞれ、地方税の課税を担当する職員がおられます。さらに、税務の専門家である税理士は、全国に約8万人いらっしゃいます。税務の分野ではこれだけの人数の専門的実務家が必要とされているわけです。

◆主な論文・著書

- 「無償取得資産の取得費」渋谷雅弘ほか編『水野忠恒先生古稀記念論文集 公法・会計の制度と理論』(中央経済社)、2022年3月
- 「家族財産の管理・承継の変化と税制」租税法研究 48号、2020年6月
- 「相続税・贈与税の国際的問題」中里実ほか編『デジタルエコノミーと課税のフロンティア』(有斐閣)、2020年12月
- 『ケースブック租税法[第6版]』(共著)弘文堂、2023年9月
- 『租税法演習ノート[第4版]』(共著)弘文堂、2021年3月

◆主な担当科目

租税法特講1(A)、租税法演習1(A)、租税法特講2(A)、租税法演習2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(租税法)、特殊研究2(租税法)、特殊研究3(租税法)、特殊研究4(租税法)

◆メッセージ

租税法を専攻分野とする学生のほか、税制に関連する分野を専攻する方々、税務に関する専門的職業人をめざす方々のご参加を期待しております。



たけち しゅうさく 武市 周作／TAKECHI Shusaku 教授

〉専門分野

公法学

〉研究キーワード

憲法、基本権の客觀法的内容、価値秩序としての憲法、基本権保護義務、日曜日祝日保護、ドイツ連邦憲法裁判所制度

〉最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程満期退学 修士（法学）中央大学

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

これまでドイツ法を比較の対象として、憲法上の権利（基本権）の客觀法的内容を中心に研究してきました。憲法は国家の基本権であり、その規範は国家を拘束するものですから、国家が個人の基本権を侵害した場合には、個人は権利救済を求めることがあります。基本権には、このような主觀的権利としての性格だけでなく、客觀法的な性質が認められると考えられます。ここでいう基本権の客觀法的内容は、単に国家は基本権を侵害してはならないという客觀的な義務を超えた作用が導かれると考えられます。例えば、対国家的権利たる基本権が、私人相互間を規律する私法の解釈・適用に影響するという「私法への照射効」や、国家とは異なる第三者（例えば、企業や個人）が、国民の憲法上の権利侵害を行った場合に、その国民の基本権を保護する義務を国家が負うという「基本権保護義務」などが挙げられます。

基本権保護義務は、ドイツの連邦憲法裁判所が判例で認めてきたもので、ドイツでは学説でも様々な議論がありながらも受け入れられています。例えば、空港の周辺住民の健康という基本権を保護するために、国家が、飛行機の離発着を差止め足り、時間制限を設けたりする義務を負うかといった議論ができます。これは、原子力発電所を設置する電力会社や、在日米軍も含めた軍事基地などにも当てはまります。他にも、ハイジャックされた飛行機を国民の生命を保護するために軍隊が撃墜する権限や、コロナ禍対策についても、保護義務に基づいた考察できる場面があるでしょう。

基本権の核心である自由権の発想では、国家は個人の自由に対する「侵害者」になりうる存在です。これに対して、基本権保護義務では、国家は、第三者からの「保護者」として把握されます。しかし、保護が行き過ぎれば、過剰な侵害となるおそれもあります。それは自分たちのことは自分たちで決めるという私的自治の原則を侵すおそれもあります。基本権の客觀法的内容から基本権保護義務を導いたからといって、常に一方の当事者が保護される結論ばかりが導かれるのではなく、その限界はどこにあるのかを探っていくなければなりません。さらに、保護義務を求める個人の主觀的保護請求権を認めうるかについても考察する価値があると考えています。

ドイツ法を比較の対象とする場合、法律や国家の行為の違憲審査のみを行う連邦憲法裁判所の制度理解は欠かせません。大学院で研究を始めたときから、比較法研究所の連邦憲法裁判所制度の研究グループに所属してきました（その成果として、工藤達朗・畠尻剛編『ドイツの憲法裁判』〔第2版〕（中央大学出版部、2013年）。

◆主な論文・著書

- 工藤達朗・小山剛・武市周作編『憲法裁判の制度と実践』（信山社、2023年7月）
- 「基本法上の日曜日及び祝日の保護と主觀的権利性」東洋法学 63巻2号（2020年3月）183-205頁
- 「価値秩序論と基本法における憲法上の価値」ドイツ憲法判例研究会編『講座 憲法の規範力 第3巻 憲法の規範力と市民法』（信山社、2020）
- 「行政に対する基本権上の保護請求権」ドイツ憲法判例研究会編『講座 憲法の規範力 第4巻 憲法の規範力と行政』（信山社、2017年）
- 『ドイツ憲法の道程』（慶應義塾大学出版会、2022年）（共訳）

◆主な担当科目

専門導入A（公法の現代的課題）、専門導入B（留学生のための日本法入門）、憲法特講1(A)、憲法演習1(A)、憲法特講2(A)、憲法演習2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1（憲法）、特殊研究2（憲法）、特殊研究3（憲法）、特殊研究4（憲法）

◆メッセージ

今日公法学が取り組むべき課題は数多くあり、研究の必要性は高まるばかりです。また、研究を進めるにあたっては、グローバルな視点を欠かすことできません。法学研究科で、諸外国との比較を通じて、共に専門的に研究していきましょう。



とおりやま しょうじ
通山 昭治／TORIYAMA Shoji 教授

〉専門分野

現代中国法、現代中国法史

〉研究キーワード

憲法監督、「党憲」体制、監察、党による立法の指導

〉最終学歴・学位・取得大学

東京都立大学大学院社会科学研究科博士課程退学法学修士（東京都立大学）

〉問い合わせ先

tooriyam@tamacc.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

私はこれまで中華人民共和国(以下「中国」)の人民司法(法院・検察院・人民参審制等)を中心に研究を進めてきましたが、中国における司法の独立の問題を最後に、1982年現行中国憲法の原点をはじめ、現代中国憲法史にその重点を移して研究を行ってきました。その後、2018年改正中国憲法の登場を受けて、現在の研究テーマと問題関心はいわゆる「党憲」体制("Party-Constitution" System)、すなわち中国共産党(以下「党」)の党規約を頂点とする党内法規の体系と憲法を頂点とする法律・法規・規則等の国法の体系の接続体制の構造的な特色などにあります。

他方で最近では、「中国行政監察史論(1986~2010)」を書き上げました。そこではまず「中国における党の規律検査と行政監察」の密接な関係を前提として、行政機関などを含む国家機関の「党組」(党委)の設置については、党政分離を掲げた1987年の13回党大会における「党規約」の改正で党組を置く「中央および地方の国家機関」が「各級人民代表大会」に限定され、行政・司法機関がそこから除外されました。その後、1989年の第2次天安門事件後の「逆コース」(計画経済よりも市場経済、民主よりも独裁)へむかう過渡的な1992年の14回党大会における「党規約」の改正で、さきの2つの除外がはずされ、もとに戻されました。

これを受ける形で、「党政分離」期における「中国行政監察の自立化の試み」として、中央規律検査委・監察部の1988年の「通知」で「中央の政治システム改革の精神にもとづき、各級政府部門の党組および規律検査組は、一歩一歩取り消されるであろうし、中央および省・自治区・直轄市の政府業務部門には、監察業務の必要により、行政監察機構が設置されるであろう」とされました。その後第二次天安門事件を受けて、「中国行政監察の自立化の中止」では、1989年12月の「李鵬同志の講話」を転機に、中共中央規律委の1991年の「規定(試行)」で「党政分離」から「党政分業」への後退という「逆コース」を促す形でさきにいつたん廃止された「党組」や「党組の規律検査組(規律委)」などの復活が図られました。最終的には、「党政分業」に後退したうえで、さらに1993年1月から、中央規律検査委と監察部の「合署辦公」(1つの機構・2つの看板)化という「中国行政監察の自立化」はあえなく挫折しました。

ちなみに、私は中国「行政規律監察」の概念などを重視しております。つまり狭義の行政監察である「行政規律監察」を中心とする広義の中国行政監察法制の「整備」(1997年「行政監察法」の制定)と「展開」(2004年の同「実施条例」の制定)の具体的な内容を確認したうえで、「行政監察職能の強化について」まとめ、さらに、2010年の改正法の内容にふれました。

いずれにせよ、2018年の監察法の問題を含め、中国社会の発展において同年の改正中国憲法における「党政合一」ではなく、1980年代後半の「党政分離」の正しい方向にたちもどるべきであると考えています。

◆主な論文・著書

- 「中国『党憲』体制とその構造」(『比較法雑誌』第52巻第3号、2018年12月)
- 「中国行政監察史論(1986年~1993年)」(同上第53巻第3号、2019年12月)
- 「中国行政監察史論(1993年~1997年)」(同上第54巻第1号、2020年6月)
- 「中国行政監察史論(1997年~2010年)」(『法学新報』第127巻第12号、2021年4月)
- 「統中国『党憲』体制とその構造」(『比較法雑誌』第55巻第3号、2021年12月)
- 「中国『党憲』体制とその構造(3)」(同上第56巻第2号、2022年9月)
- 「中国『党憲』体制とその『憲政』」(同上第57巻第1号、2023年6月)

◆主な担当科目

外国法研究1(D)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(外国法)、特殊研究3(外国法)

◆メッセージ

これまで、現代中国法の特に中国憲法や中国刑法等の公法を中心に講義などを行っております。2021年度は前期課程で、中国の憲法実施の監督、党による立法にたいする指導、中国の改正全国人大組織法・立法法・監督法・監察法・監察官法・監察法実施条例等を順次取り上げてきました。2022年12月4日で1982年中国現行憲法が40周年を迎えるました。勉強してみませんか。熱烈歓迎です！なお、今回から日本語の教科書を使用します。



とくもと ひろたか
徳本 広孝／TOKUMOTO Hirotaka 教授

〉専門分野

行政法

〉研究キーワード

学術法、情報法、ドイツ行政法

〉最終学歴・学位・取得大学

東京大学大学院法学政治学研究科博士後期課程単位取得退学・修士（法学）

〉問い合わせ先

tokumoto.674@chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

国や地方公共団体などの行政の担い手（行政主体）は、法律に則って、行政目的を達成するために様々な行為形式を用いて市民に働きかけます。時にはその働きかけが違法ではないかと疑問が呈され、市民がそうした活動に不満を覚えて訴訟が提起されることもあります。行政主体と市民との間で生ずる紛争を解決する役割を担うのが裁判所です。裁判所は、行政活動をめぐって生ずる紛争を解決するための理論を形成していく、当該理論は研究者の検討対象となります。これらの営みが行政法学の中身を充填していきます。行政活動一般に通用する理論は、行政法総論という領域をなしています。もっとも、個々の紛争は、実は個別の行政領域で生じており、その領域には様々な法令が存在しています。行政活動の個別の領域を指して、個別行政法ということがあります。すなわち、個別行政法で生じた理論が行政法総論を形成していくというわけです。個別行政法は多岐にわたります。租税法、経済法、教育法、社会保障法及び環境法等は、行政法総論を形成する理論の供給源ですが、それ自体固有の法領域を形成するほどに個性的です。これら個別行政法は、行政法総論を超えて独自の理論を生み出しており、すでに独立した学問領域になっています。行政法学者は、得意とする個別行政法領域についても詳しい方が少なくありません。行政法総論と個別行政法は、相互に影響を与えて発展していくことになります。私は行政法学者として行政法総論の発展・形成に関心をもっていますが、しばしば行政法学者がそうであるように、個別行政法の領域にも関心があります。私は、現在、学術研究に関する法について研究をしていますが、この領域は十分に研究が進められていない領域です。判例・学説の展開が少ないため、主にドイツ法を参照しながら研究を進めています。個別行政法の研究は、日本の行政法総論を形成していくますが、日本の行政法学は外国法研究を通して発展してきた歴史もあり、外国法研究もまた行政法総論の内容を形成していく重要な理論的供給源です。もちろん、今日では日本法独自の発展がみられますが、これからも外国法研究から重要な示唆をえながら、日本の行政法学は発展していくと考えられます。私は日独比較研究に取り組みたいと思っています。

◆主な論文・著書

- 「ドイツの学術審議会」大貫裕之・神橋一彦・松戸浩・米田雅宏(編)『稻葉馨先生・亘理格先生古希記念 行政法理論の基層と先端』(信山社・2022年)pp.585-603 頁所収
- 「研究不正に関する裁判例から学ぶべきこと」中央評論 73巻1号(2021年)pp.171-179 頁
- Hirotaka Tokumoto, Reform des juristischen Ausbildungssystems in Japan, ZDRW Heft 1/2020, pp.21-31
- 「比較行政法学に関する一考察」共編著『現代行政訴訟の到達点と展望』(日本評論社・2014年)pp.77-94 所収
- 『学問・試験と行政法学』(弘文堂・2011年)

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論(法学)、専門導入A(公法の現代的課題)、行政法特講1(B)、行政法演習1(B)、行政法特講2(B)、行政法演習2(B)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(行政法)、特殊研究2(行政法)、特殊研究3(行政法)、特殊研究4(行政法)

◆メッセージ

行政法は上述のように様々な行政領域にかかわっていますので、行政作用法及び行政救済法の一般法理に関わるテーマだけでなく、個別法領域に关心がある学生も歓迎します。



にしうみ まき 西海 真樹／NISHIUMI Maki 教授

〉専門分野

国際法学

〉研究キーワード

国家平等、開発、文化、言語権と国際法

〉最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科公法専攻博士後期課程退学／高等研究修了 (Diplôme d'études supérieures d'université) エクス・マルセイユ第3大学 (フランス)

〉問い合わせ先

nishiumi_maki@yahoo.co.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

私は言語と国際法という研究テーマに関心があります。地球社会には、多様な文化が存在しています。文化とその表現を保護し、文化間の相互交流を促進することは、人類の存続のためにも平和の実現のためにも必要なことです。文化を「特定の社会または社会集団に特有の精神的、物質的、知的、感情的特徴を合わせたものであり、芸術・文学のみならず生活様式、共生方法、価値観、伝統、信仰も含むもの」と捉えた場合、言語はそのような文化を構成する重要な要素です。それは、コミュニケーション手段であるにとどまらず、歴史的に形成された生活・思考様式を伝え、個人および集団のアイデンティティを表現する第一の媒体です。言語なしに文化を継承・発展させることは、ほぼ不可能であるといえるでしょう。

国連総会は、2019年を国際先住民族言語年と定める決議を採択しました。同決議は、言語がコミュニケーション、教育、社会の統合・発展の手段であると共に人々のアイデンティティ・歴史・伝統・記憶の宝庫でもあると述べ、先住民族の言語が消滅の危機に瀕しておりその言語を保全・活性化するため国内・国際レベルで緊急に措置をとる必要があると警鐘を鳴らし、その言語を保護・発展させることはそれらの言語を話す人々に利益をもたらすだけでなくこの世界の豊かな文化多様性にそれらの言語が貢献していることを他者が知る機会にもなる、と説いています。

少数者言語にたいして国際法がどのように向き合っているか、そこにどのような課題がみてとれるか。これを解明するために、私は現在次の3つの課題にとりくんでいます。①世界のさまざまな少数民族言語(日本の琉球語、アイヌ語を含みます)が歴史的にどのように扱われ現在に至っているか？②UNESCO 諸条約、地域言語・少数民族言語のための欧州憲章、民族的少数民族保護のための欧州枠組条約などは、少数民族言語を保護するためにどのような法制度を設けているか。そこにどのような問題点がみいだされるか？③言語権というものが歴史的にどのように形成・発展してきたか？その延長上に位置づけられる言語的正義とは何か？

法学は「正義を実現する学問」であると捉えることができます。この場合の正義とは多義的であり歴史的にさまざまな正義概念が唱えられてきました。私は、そこに「言語的正義」という概念を包摂することができるのではないかと考えています。歴史的に見て特定の国、地域、階層の人々が政治的・経済的に支配的地位を占める場合、それらの人々が用いる言語が支配的言語になり、そこに属さない人々の用いる言語は蔑まれ、周辯化し、差別の対象になります。「言語的正義」とはそのような言語の現状に異議を申し立て、言語の平等を通じて人々の平等をめざす考え方です。国家の意思の合致にもとづいて形成される国際法にどのような言語的正義の発想がそのまま取り入れられることはあり得ません。しかしながら国家の意思にはそれを構成する人々の意思が何ほどかは反映するはずです。言語権や言語的正義という主張、理念がどこまで現代国際法にとりいれられているか、そこにどのような限界・課題がみいだされるか。このような問題について考えを深めたいと思っています。

◆主な論文・著書

- 「少数民族言語と国際法—琉球語・アイヌ語を素材にして—」(『法学新報』127巻5・6号、2021年、369頁-397頁)
- 「国際法は言語をどのように保護しているか？—Jacqueline Mowbray の所論に依拠して—」(『法学新報』127巻11号、2021年、47頁-75頁)
- 『文化多様性と国際法』(北村泰三との共編著、中央大学出版部、2016年)
- 『現代国際法論集 開発・文化・人道』(中央大学出版部、2016年)

◆主な担当科目

外国語文献講読(法学・フランス語)、特殊講義(International Law)、特殊講義(International Law issues from Japanese and Korean Perspectives)、特殊講義(International Law From Japanese Perspectives)、国際公法特講1(B)、国際公法演習1(B)、国際公法特講2(B)、国際公法演習2(B)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(国際公法)、特殊研究2(国際公法)、特殊研究3(国際公法)、特殊研究4(国際公法)

◆メッセージ

自分が無意識のうちに当然視している考え方をみずから問い直す視点をぜひ養ってください。それを通じて自分の考えを深めていくことが大切です。そのためには、さまざまな書物を読み、いろいろな人と議論をすることが必要になります。これは循環的営為であり、現在の私も、もちろんそのなかにいます。



にしむら きよたか
西村 清貴 / NISHIMURA Kiyotaka 准教授

〉 専門分野

法思想史・法哲学

〉 研究キーワード

法実証主義、新カント主義、一般法学

〉 最終学歴・学位・取得大学

博士(法学)(早稲田大学)

〉 問い合わせ先

knishimura18@gmail.com

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

法思想史といわれる学問分野の中でも、19世紀以降のドイツ法学史を中心に研究を行ってきました。現在の観点から振り返ってみると、私の研究の中心において存在するのは、「法実証主義」という概念であるように思われます。従来、近現代のドイツ法学を取り扱う法思想史・法史学の研究者の多くは、「法実証主義」という用語がこの時代のドイツ法学を理解するためのキーワードだと考えてきました。しかし、いくらか敷衍して見るならば、各論者の用いる「法実証主義」という用語には統一的な意味はありません。むしろ、自身の関心に応じて、「法をもっぱら事実として把握する立場」を指すものとしてこの言葉を用いる論者もいれば、「裁判官が実定法に拘束されるべきことを主張する立場」を指すものとしてこの言葉を用いる論者もあり、さらに「各国・各時代を問わず法というものが持つ法の構造を明らかにしようとする立場」を指すものとしてこの立場を用いる論者もいます。これらはそれぞれ異なった立場であり、しばしば、相互に対立することがありますが、このことは従来の研究においては十分に意識されていませんでした。これらの点を踏まえて、19世紀ドイツ法学の実像により適切に接近することが近年の私の研究課題です。

◆主な論文・著書

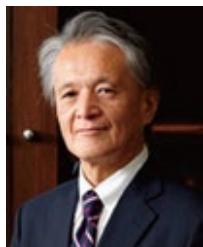
- 「ラートブルフ・テーゼ」、成文堂、2022年
- 「法思想史入門」、成文堂、2020年
- 「近代ドイツの法と国制」、成文堂、2017年

◆主な担当科目

法思想史研究1(A)、法思想史研究2(A)

◆メッセージ

担当教員が院生諸氏に伝えられるのは、専門分野に関する諸々の知識そのものよりも、テクストの読み方であると考えています。テクストを読む際は、その著者がそのテクストを、どのような問題意識を持って、どのような社会的背景を前提として、どのような議論を批判することを念頭に置いて、どのような読者に向けて執筆したかを理解することが肝要です。これらを意識することは、法思想史のみならず、どのような分野においても、研究を進めるにあたり有用でしょう。



橋本 基弘／HASHIMOTO Motohiro 教授

〉専門分野

公法学

〉研究キーワード

憲法、表現の自由、結社の自由、地方自治、違憲審査制度、アメリカ憲法、参加民主主義

〉最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得博士（法学）（中央大学）

〉問い合わせ先

mhashimoto001s●g.chuo-u.ac.jp hasshy●tamcc.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

中学に入る前に、男子生徒は丸刈りにされた時代がありました。私の通った学校もそうでした。いまだに丸刈りにしなければならない理由はわかりません。このもやもやした気持ちを持ちながら中学校時代を過ごしたせいか、慢性中二病が治りません。高校に進学し、たまたま立ち寄った書店で鵜飼信成『憲法と裁判官』（岩波新書）とめぐり合いました。自由を守るために生涯をささげた合衆国最高裁の裁判官たちの姿が活き活きと描かれた本書が、自分の進む方向を決めました。

大学に入り、尊敬できる先生と出会いました。自分の考えを押し付けず、学生を伸ばすためには何をアドバイスすればよいのか、いつも考えているような先生たちでした。恩師と呼べるこの先生たちによって、研究者の道を選びました。恩師を超えるのは困難ですが、「先生からもらった学恩は学生に返すものだ」と心して教壇に立っています。

修士論文は、「當利広告の自由」を扱いました。幸運にもこの論文が私を世に出してくれました。26歳のことでした。それ以来、表現の自由は私のライフワークの一つになっています（これらの論文については、『表現の自由 理論と解釈』（中央大学出版部）にまとめています）。

この論文によって地方公立大学に職を得ることができた私は、自治体の職員の方たちから、現実に起きている問題へのアドバイスを求められることが多くなりました。条例づくりをお手伝いしたり、審議会の委員を断ることなく務めました。これが私を鍛えてくれました。地方自治に関するテーマはこのような縁をきっかけに手がけたものです。

一方で、「人が望まないことを強制されるのはどうしてか」という積年のテーマが頭を離れないでいたことも確かです。自治体の仕事を手伝う傍らで、「強制加入団体と個人の自由」についても考え続けていました。群馬司法書士事件を手伝ってくれないかとの話が来たのはそのようなときでした。この縁で、『近代憲法における団体と個人』（不磨書房）を博士論文として提出しました。同時に、広島市で暴走族を追放する条例が制定され、ある青年が逮捕起訴されたのだけれど、この事件に関わってくれないだろうかとの話を受けたのもこの時期です。後に、担当された弁護士の先生と「裁判には負けたけれど、最高裁判例を作りましたね」と話したことがあります。

ともすれば頭でっかちになりがちな私に、現実の問題ときちんと向き合うことを教えてくれたのは、いつも「縁」でした。ニュートンやアインシュタインではないので、私の名前はいずれ時間とともに消え去っていきます。けれども仕事は残ると信じて、また仕事に向き合わなければと意を新たにしています。

◆主な論文・著書

- 『日本国憲法を学ぶ 第2版』（2019年・中央経済社）
- 「解散権制約の法理」法学新報 127巻1号（2020年）
- 「会社の言論」法学新報 127巻11号（2021年）
- 「都市公園利用権と集会規制」都市問題 107号（2016年）
- 「市議会議員政治倫理条例の合憲性」ジャーリスト平成26年度重要判例解説

◆主な担当科目

専門導入A（公法の現代的課題）、憲法特講1(B)、憲法演習1(B)、憲法特講2(B)、憲法演習2(B)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(憲法)、特殊研究2(憲法)、特殊研究3(憲法)、特殊研究4(憲法)、特殊演習(法学系)

◆メッセージ

憲法は条文数が少ないため、理屈で埋め合わせなければならない分野です。であるから、自由度が高く、自分のスタイルで研究を進める余地は広いと思います。中大の憲法学は、このような自由さが特徴です。志ある方は、ぜひ門をたたいてみてください。

ほらさわ ひで お
洞澤 秀雄 / HORASAWA Hideo 教授



〉 専門分野

都市法、環境法、行政法

〉 研究キーワード

当事者自治と法、エリアマネジメントと法、地域ルール、脱炭素と法

〉 最終学歴・学位・取得大学

早稲田大学大学院政治学研究科博士課程単位取得退学

修士（政治学）（早稲田大学）

〉 聞い合わせ先

hhorasawa668●g.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

行政法、特に都市法・環境法について、イギリスの行政法や都市法・環境法との比較法研究を通じて研究をしています。最近は、土地利用や空間利用における当事者参画や当事者自治に関して、その法的規律のあり方についての研究を進めています。と、分かりにくく言つてしましましたが、実際にはこんな感じです。

都市分野において、地域の管理に関する「地域ルール」や「エリアマネジメント」、その場としての地域の「協議会」といったものが近年制度化されてきています。これらは地域の事業者や住民を当事者として、地域のみんなに関わる事（地域的な公共性のある事柄）について、当事者の自治や参画の下で決定し、実施してゆくことを認めるものです。これ自体は望ましいことかもしれません、行政法の観点からすると課題があります。というのは、公共的な決定が利害関係をもつ当事者によって決定され、実行されているため、特定の当事者に有利な、または不利な決定がなされて実行される危険性があるためです。そうしたことが起きないように、つまり公共的決定が適切になれるように、法的に規律をする必要があります。具体的には、透明性の確保、説明責任、当事者と行政との距離の確保といった観点から規律が求められるでしょう。公共的決定において当事者の自治や参画がより一層認める制度が増えてゆくなかで、このように当事者に委ねるがゆえに、行政法の観点から求められる法的規律について研究をしています。こうした都市法の研究とともに、都市法の観点からの環境法の研究もしており、脱炭素に対する都市計画法制の寄与と限界、陸上・洋上風力発電所の立地調整、海洋空間計画など、環境法におけるテーマについて都市計画や空間計画といった観点からアプローチをしています。

いずれの研究も、現代的な社会課題を念頭に、どのような法的規律が要請されるか、また、政策目的に対して法がどのように寄与しうるかという関心に基づくものです。それゆえ、国や自治体などの具体的な制度設計において寄与できるかも頭の片隅におきながら、研究をしています。

◆主な論文・著書

- 「協議会に関する法的考察—公私協働、行政計画の視点から(1)、(2・完)」『南山法学』41巻2号、3・4号(2018年)
- 「地域ルールと行政法—まちづくり条例におけるまちづくり計画を中心に」『行政法研究』37号(2021年)
- 「エリアマネジメントと法:都市再生特別措置法における都市再生推進法人、占用許可特例を中心に」『南山法学』45巻3・4号(2022年)
- 「カーボンニュートラルに対する都市計画・土地利用計画の寄与」『環境法政策学会誌』26号(2023年)
- 「都市開発における公共貢献に係る法的考察:イギリスにおける計画協定・計画義務、地域インフラ負担金を参照して」法学新報130巻7・8号(2023年)(予定)

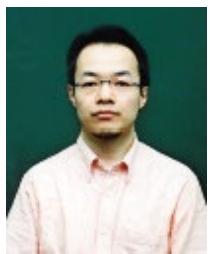
◆主な担当科目

専門導入A(公法の現代的課題)、行政法特講1(D)、行政法演習1(D)、行政法特講2(D)、行政法演習2(D)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(行政法)、特殊研究2(行政法)、特殊研究3(行政法)、特殊研究4(行政法)

◆メッセージ

研究が面白い、楽しいと感じられていますか？僕は今でも、自分の研究や議論をしているとき、他分野の本を読んでいるときに、「面白いな～」と目からうろこが落ちる瞬間があります。

長く続く大学院では研究がつまらなくなることもあるでしょう。そんな時には、大学院進学のきっかけとなった勉強が面白いと思った時を思い出したり、友人と議論をしたり、さらには教員もを利用して、研究の面白さを思い出せるといいですね。



まつばら みつひろ
松原 光宏／MATSUBARA Mitsuhiro 教授

〉 専門分野

憲法解釈学全般、法哲学（主に方法論）、国家及び憲法理論

〉 研究キーワード

解釈、方法、理論

〉 最終学歴・学位・取得大学

法学博士（Dr. iur. Christian-Albrechts-Universität zu Kiel）

〉 問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

外国法（主にドイツ法）を参照し、本邦における解釈論上の諸問題の検討を行っている（詳細については、researchmap を参照）。比較法研究の重要性については言うまでもないが、社会的な背景の相違を考慮しない模倣や、いわゆる「示唆」活用は望ましくない。異なる社会的背景のもと、相互に解決すべき＜共通問題＞を抱えており、従ってまた、解決の方向性も各々異なりうる、現在では、そのような問題志向的なものとして、比較法研究の意義を捉えている（参照、井田良「刑法学と比較法研究—極私的方法論的遍歴」比較法ニュースレター六三号（二〇二二）一頁）。

◆主な論文・著書

- Mitsuhiro MATSUBARA, Staat und Verfassung – Ein Vergleich Japan –Deutschland –, in: JöR 2023, S. 187–207.
- 「感染症パンデミックにおける公法上の重要問題（一）～（五）完）—ロックダウン規制について」自治研究9卷3-5号（2023）
- 「ドグマティクとしての国家」法学新報・畠尻剛教授古稀記念論文集127卷7=8号（2021）447-488頁
- Mitsuhiro MATSUBARA, Kollisionslösung durch Gesetz – Verfassung, Gesetze, Dogmatik, in: Matthias Jestaedt/Hidemi Suzuki (Hrsg.), Verfassungsentwicklung III Deutsch-Japanisches Verfassungsgespräch 2019, 2021, S. 69–88
- Mitsuhiro MATSUBARA, Repräsentation der idealen Dimension, in: Stanly Pauslon/Martin Borowski/Jan-Reinhard Sieckmann(Hrsg.), Rechtsphilosophie und Grundrechtstheorie – Robert Alexys System, 2017, S. 547–562.
- 「法学理論としての国民代表の観念について—理念としての代表—」工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斎藤一久編・戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開（2017），283–305頁
- 「生活パートナーシップ：憲法による保護—法・変遷する社会—」鈴木秀美・M.イエシュテット・小山剛・R.ポッシャー編・憲法の発展Ⅰ—憲法の解釈、変遷、改正（日独憲法対話 2015）（2017）275–284頁。
- Mitsuhiro MATSUBARA, Lebenspartnerschaft: Schutz durch die Verfassung, in: Matthias Jestaedt/Hidemi Suzuki (Hrsg.) Verfassungsentwicklung I, Deutsch-Japanisches Verfassungsgespräch 2015, 2017, S.239–247.

◆主な担当科目

専門導入A（公法の現代的課題）、憲法特講1(C)、憲法演習1(C)、憲法特講2(C)、憲法演習2(C)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(憲法)、特殊研究2(憲法)、特殊研究3(憲法)、特殊研究4(憲法)

◆メッセージ

大学院における演習に参加し、研究指導を希望する者には、予め①外国語運用能力（ドイツ語及び英語）及び②公法の基礎知識が求められる。当然の事項であるが、留意されたい。



み や の ひろかず
宮野 洋一／MIYANO Hirokazu 教授

› 専門分野

国際法（国際紛争解決における法的要素の機能、国際秩序の思想的基盤/国際倫理/グローバル・ジャスティス論）

› 研究キーワード

紛争処理・解決、国際法執行過程、国際正義/国際倫理、国際法思想

› 最終学歴・学位・取得大学

法学修士（中央大学） 中央大学大学院法学研究科博士後期課程中退

› 聞い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

› リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

準備中。

◆主な論文・著書

- 「国際法学と紛争処理の体系」『紛争の解決(日本と国際法の100年、第9巻)』(国際法学会(編)、三省堂)所収。
- 「国際紛争処理制度の多様化と紛争処理概念の変容」『国際法外交雑誌』97巻2号。
- The Place of the International Court of Justice in the Entire Process of Dispute “Resolution”: A Critical Evaluation of Function of Adjudication in International Relations』(日本比較法研究所50周年記念)Toward Comparative Law in the 21st Century』。
- 「国際紛争の解決と国際司法裁判所の機能に関する一試論」『法学新報』95巻9・10号。
- 「国際法学の思考様式としての『法の調停モデル』—紛争解決と国際法・国際法学の結節点—」『法学新報』95巻1・2号。
- 「『グローバル行政法』論の登場—その背景と意義」横田・宮野(編)『グローバルガバナンスと国連の将来』(中央大学出版部)所収
- (監訳)チエイズ&チエイズ『国際法遵守の管理モデル—新しい主権のあり方』(中央大学出版部)
- 学会・学外等の活動: 国際法学会、世界法学会、国際経済法学会、国際政治学会、International

◆主な担当科目

特殊講義(International Law From Japanese Perspectives)、国際関係法1(A)、研究特論1(国際企業関係法)(E)、国際関係法2(A)、研究特論2(国際企業関係法)(E)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(国際関係法)、特殊研究2(国際関係法)、特殊研究3(国際関係法)、特殊研究4(国際関係法)

◆メッセージ

国際紛争の「処理」にはどのような工夫の集積があり、それらは紛争の「解決」にどのように結びつくのか。また、紛争の処理をも含めた国際法の基礎を支えるものとして、国境を越えた共通の正義はどこまで可能か。このような問題意識を中心にして、現代国際法のかかえる最先端の諸課題につき、隣接諸分野まで含めた諸文献を広く涉獵し、その基礎の上で、大いに自由な談論風発の場をもちたいと思います。



やまぐち りょうすけ
山口 亮介／YAMAGUCHI Ryousuke 教授

〉専門分野

日本法制史、近代日本法史

〉研究キーワード

司法制度、裁判制度、近代法概念、法典翻訳

〉最終学歴・学位・取得大学

九州大学大学院法学府博士後期課程単位取得退学

〉問い合わせ先

ryamaguchi@tamacc.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

日本近代法を考究する上では、いわゆる「西洋法の継承(摄取)」の諸問題を避けて通ることはできません。西洋近代法制の学習と受容を行うにあたっては、国家権力がどのような制度の下で、いかなる活動を、いかなる手続を経て行えば「近代法をもつ近代的国家である」ということができるのかということ自体を学んだ上で、これを実際の法や制度に導入していくという作業が不可欠でした。もちろんこのことは、日本における近代法制の整備に際して西洋法が無前提に取り入れられたということを意味するものではありません。実体法や手続法のみならず、これらの運用の前提となる「伝統的」な社会通念や既存の法制の利用をめぐる議論を注意深く検討することが重要です。

私はこうした視角から、最近では近世～近代移行期の日本にもたらされた西洋法情報(法典のみならず、「法」や「権利」に相当する用語や概念を含むテキストや辞書を含みます)の翻訳を通じて、当時の国内における法や制度に関する諸概念を前提しながら、近代法上の諸概念をどのように認識し得たについて特に関心を持ち、箕作麟祥をはじめとする翻訳者や翻訳テキストの研究を進めています。特に日本においては、江戸期を通じた西洋との交流チャンネルとして、オランダを通じた蘭学やその延長上にある洋学の蓄積があることに注目しています。明治の初年においては『ナポレオン諸法典』の翻訳を通じたフランス法の受容がよく取り上げられますが、オランダは18世紀末から19世紀初頭にかけてフランスの統治を受けており、多くの法典をフランス法を基にして編纂したほか、フランス法学の柱をなす自然法学も同国に影響を与えていたという事実があります。こうした関係で、幕末期から明治期にかけての知識人は、蘭学の蓄積を一定の前提としつつ近代法概念との接触を果たしていくことがわかっており、最近ではこうした蘭学・洋学の系譜から、19世紀日本における法概念の学習・受容の端緒が得られるのではないかと考え、当時のテキストを基に分析を進めているところです。

◆主な論文・著書

- 「明治太政官復古と刑法事務課・事務局、刑法官、刑部省の形成」『北九州市立大学 法政論集』42巻 2・3・4号合併号・2015年
- 「天保・弘化期のオランダ法典翻訳における burger 関連語の訳出」額定其労ほか編『法制史学会 70周年記念若手論文集 身分と経済』慈学社・2019年
- 「明治初年における伺のなかの西洋法」松園潤一朗編『法の手引書／マニュアルの法文化』国際書院・2022年
- 「第11章 刑事法の近代的展開」出口雄一ほか編『概説日本法制史(第2版)』弘文堂・2023年

◆主な担当科目

法史学1(A)、法史学2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(法史学)、特殊研究2(法史学)、特殊研究3(法史学)、特殊研究4(法史学)

◆メッセージ

日本法制史学には、法学内在的な問題関心のもとに概念史的な構成を重んじる「法科派」と、歴史記述の実証性を重んじる「文科派」という大きく2つの研究潮流があります。最近ではこうした分類で個々の研究者が自己規定を行うことは稀ではありますが、近代「法学」という学問の枠組みを基礎として西洋との比較を行いながら日本史上の「法」の展開を探るという法学的なアプローチと、その一方における法の文化的・社会的な背景を歴史的にたどるという一般歴史学的なアプローチは、現在に至るまで法制史研究の車輪の両輪として相互に影響を及ぼし合っているということができるよう思います。法史に关心を寄せるきっかけは人それぞれであると思いますが、この分野に興味を持たれた方は、是非これらのアプローチ双方に意識を向けていただければと思います。



いちのさわ なおと 一ノ澤 直人／ICHINOSAWA Naoto 教授

〉専門分野

商法、会社法

〉研究キーワード

取締役会制度、社外取締役、コーポレートガバナンス、ハードローとソフトロー、開示規制

〉最終学歴・学位・取得大学

修士（法学）（中央大学大学院）・中央大学大学院法学研究科博士後期課程退学

〉問い合わせ先

inaoto001d@chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

株式会社は経済社会に最も利用される企業形態です。そして、会社法は、この株式会社をはじめとした会社を対象として、その設立、組織、運営及び管理について定めることで、会社をめぐる当事者間での私法上の法律関係を中心に利益調整を行うための法律です。歴史的には株式会社は、多くの人から資金を集め、その資金を生かし、働く人を雇用することで、比較的大規模な事業を運営する企業のための法制度として、設計され発展してきました。経済社会での株式会社制度の利用が広がることで、大規模な企業だけでなく様々な規模の企業にこの株式会社制度が利用され、現在は、市場で株式が取引される大規模な上場会社から、実質的に家族や個人による非公開会社まで多く利用されています。当事者やそこで紛争になる利益の状況も異なってきます。これらの株式会社のうち、比較的規模の大きい上場会社などの大企業である公開会社が、私の主な研究対象です。このような会社の経営は、経営の知識が豊富とは限らない多くの株主ではあるが、制度的に経営の役割を分離し、会社から経営能力をもった取締役にその役割が任せられ、現代の経済社会の変化に対応できるように迅速で合理的になされていくことで、その会社はうまく経済活動を行っていくことができるようになります。このように取締役は会社から広く経営を任せられているのですが、反面、時としてその経営が法令に反したり、独断的であったり、あるいは取締役自身の利益などのために不適切になされる危険が生じます。それらが生じてしまった場合、いわゆる企業不祥事などといわれる事件になります。

会社法はこれらを抑止できるように様々な制度を定めていますが、その中心的な仕組みに、取締役相互に監視・監督できるように、取締役会の制度を定めています。また、取締役会設置会社では、取締役会で基本的に会社経営の決定をしていくことになります。その決定が合理的になされていくことは、会社の経営がよい方向に向かうことになります（コーポレートガバナンス）。とくに、私はこの取締役会の制度がうまく機能するために何が必要かなどを研究対象としています。そして、近年では従来の会社の経営から独立して会社を見ることが可能で、判断することができる社外取締役の導入・促進が制度的にはかられることによって、社外取締役を活用した取締役会の意思決定機能や監督機能に、目が向けられています。また、このような動きにおいて、国が定める法律ではなく、ソフトローとよばれるコードが大きな役割を果たし進んでいます。そしてこのようなアプローチの先駆的な例として、英国における会社法制の諸改革を中心に比較法的研究を行っています。

◆主な論文・著書

- 「会社法上の開示規制によるコーポレートガバナンスの実効性の確保」私法 82 号 135 頁、2020 年。
- 「英国におけるコーポレートガバナンス改革と CG コードの改訂—わが国の今後の会社法制改革への示唆を求めて—」西南学院大学法学論集 51 卷 3=4 号 327 頁、2019 年。
- 「非公開化(スクイーズ・アウト)」石山卓磨監修『検証 判例会社法』555 頁(財経詳報社)、2017 年。
- 「平成二六年会社法改正とコーポレートガバナンス・コードにおける社外取締役－業務執行者に対する取締役会による監督の実効性確保のために－」丸山秀平＝中島弘雅＝南保勝美＝福島洋尚編著『企業法学の論理と体系(永井和之先生古稀記念論文集)』21 頁(中央経済社)、2016 年
- 「コーポレートガバナンス・コード、英国にみる問題点－わが会社法に解決の糸口を探して－」法学新報 122 卷 9=10 号(永井和之先生退職記念論文集)1 頁、2016 年。

◆主な担当科目

専門導入 A(民事法概観)、商法特講1(H)、商法演習1(H)、商法特講2(H)、商法演習2(H)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(商法)、特殊研究2(商法)、特殊研究3(商法)、特殊研究4(商法)

◆メッセージ

人の集まりである会社とその会社に関する法制度を通じて、社会における人と企業のつながりをみていきたいと考えています。わが国にとどまらず、近年会社法制は大きく変わりつつあります。受講生の皆さんと一緒に考えていきたいと思います。



いとう ひさえい 伊藤 壽英 / ITO Hisaei 教授

〉専門分野

商法、有価証券法、金融法、比較法

〉研究キーワード

有価証券、決済手段、証券化、比較コーポレートガバナンス、企業間取引、紛争解決

〉最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学

〉問い合わせ先

hc_ito55@tamacc.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

私の研究対象は「商法」と「比較法」である。商法とは、企業の取引活動や企業組織のルールの総体をいう。比較法とは、ある国の法を日本法と比べて、彼我の異同を分析したり、日本における立法の参考にしたりする。

私の研究の出発点は、ドイツ法を比較の対象とする「有価証券法」である。有価証券とは、目に見えない財産的権利(金銭債権などの無体財産権)を証券に結びつけて、その証券を流通させるという法技術である。典型的なものは、手形小切手のような「決済手段」である。わが国の手形法(昭和7年)小切手法(昭和8年)は、各国の手形法ルール統一のために締結されたジュネーブ手形法統一條約に従って制定されたものである。ジュネーブ統一條約はドイツ法を中心とした理論のもとで体系化されているため、わが国の手形法の解釈においても、ドイツ法を参考にせざるをえないという「比較法的特徴」を有する。

しかしながら、「比較法」は、たんに法律の条文や裁判例のテクストを並べるだけでなく、その国の社会文化的な背景や実務の役割にまで対象を広げ、わが国との違いの根拠や、同じように見えるルールについても、それが機能する範囲の違いなども考察することを要求する。たとえば、世界には、独仏を中心とする「大陸法」に対し、「英米法」という法文化がある。わが国における手形小切手を中心とする商慣習の形成が、すでに江戸時代に整備されており、ドイツよりもイギリスに類似した経済発展があったとすれば、英米法と大陸法の比較において、有価証券法を理解するという研究課題を設定することができる。また、経済学の視点から、手形小切手の発展が銀行制度とパラレルに発展してきたものとされ、銀行券という決済手段(法定通貨)と銀行システムの関係や決済手段としての有価証券の本質についても、経済学の知見を借りることが可能となる。さらに、近時の技術的進展により電子的決済手段とそれを利用する決済サービスについても(たとえば仮想通貨など)、一方で、貨幣と有価証券の本質に関する理論的分析を踏まえ、他方で、これまで形成されてきた商慣習や判例法理の適用可能性を考えることができると思われる。

以上の、理論的研究は取引社会における安定性や信頼の基礎となるものである。他方で、グローバル化や技術の急速な進展によって、国際的に生じる紛争をどのようなルールで解決するかという、きわめて実践的な課題も存在する。たとえば、コロナ禍で分断されたグローバルなサプライ・チェーンから生ずる国際的な取引紛争に関しても、わが国の法律専門家(必ずしも法曹資格者に限らない)は、比較法的経験を背景に、もっと国際的な実務でのプレゼンスを示し、国際取引社会における「法の支配」確立のために活動すべきであると考えている。今後は、このような視点からの研究を進めていきたい。

◆主な論文・著書

- 「社外取締役のモニタリング機能とステークホルダー利益考慮義務」西山古稀『会社法の改正課題』法律文化社:184-196頁、2021年
- 「アフター・コロナ時代の国際取引紛争解決について—私立大学研究プランディング事業「比較法文化プロジェクト」からの示唆—」Chuo Online 2020年12月10日 <https://yab.yomiuri.co.jp/adv/chuo/research/20201210.php>
- 「決済取引法制に関する一考察」日本比較法研究所 70周年記念『グローバリゼーションを超えて—アジア・太平洋地域における比較法研究の将来』中央大学出版部:51-74頁、2020年
- 「現代的企業取引の特徴と法的アプローチ」中央ロー・ジャーナル 15巻1号 141-155頁、2018年
- 「有価証券法理の再検討—信用貨幣論からのアプローチ」比較法雑誌 52巻2号 179-210頁、2018年

◆主な担当科目

特殊研究1~4(商法)

いのまた たかし
猪股 孝史／INOMATA Takashi 教授



〉専門分野

民事法学

〉研究キーワード

仲裁法、紛争解決、民事訴訟、民事手続

〉最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学

〉問い合わせ先

inomata@tamacc.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

「社会あるところ、紛争あり」と言われます。この社会で人々が共同して生活していくうえで、そこに何らかの紛争、つまり争いごとが生まれるのは、ある意味で必然だということができます。その争いごとをどのように解決するかを考えると、できるだけ、できることなら円満に、また納得のいくように解決したいと思うのではないかでしょうか。この社会に生まれる争いごとを、力づくではなく、理性をもって解決するには、どのようにすればよいのか。そのルールを考えるのが、広く言えば、民事手続法という分野です。言い換えると、紛争が生じて、権利があるとか、義務を負うとかは、どのような場合にそう言えるのかの基準となるルールではなく、権利があるとか、ないとか、それをどのような手続で判定するのかの基準となるルールだ、ということです。

普通に思い付くのは、裁判、訴訟ということでしょう。でも、普通に思い付くのは、できることなら裁判は避けたい、ということでもあるのでないでしょうか。紛争を解決するための手続、制度には、いくつかのものが用意されていて、それぞれに長所、短所があります。一口に紛争と言っても、いろいろなタイプの紛争があるわけで、どのようなタイプの紛争であるかによって、それに適した解決方法もまた別になるかもしれません。また、現在の制度、手続に、足りないところ、改善すべきところもあるかもしれません。国民にとって、もっと使いやすく、より身近で、より信頼される手續、制度にするには、どこをどのように変えていく必要があるのか、そういう問題意識のもとに、研究を進めています。

基本的には、民事の紛争であれば、当事者の意思が尊重されてしかるべきでしょう。できるだけそうした方向にそぐう手續であるように、そしてそれができるだけ実効的な解決であるように、そのように考えています。

◆主な論文・著書

- 『司法アクセスの普遍化の動向』(共著)日本比較法研究所
- 『仲裁法』(共著)日本評論社
- 「仲裁人の開示義務・調査義務—最高裁平成二九年一二月一二日決定」法学新報・井上彰先生古稀記念論文集
- 「仲裁人の忌避事由」高橋宏志先生古稀記念論文集
- 「仲裁における当事者自治の原則」上野泰男先生古稀記念論文集

◆主な担当科目

民事訴訟法特講1(B)、民事訴訟法演習1(B)、民事訴訟法特講2(B)、民事訴訟法演習2(B)、研究指導論、研究報告論1
 研究報告論2、特殊研究1(民事訴訟法)、特殊研究2(民事訴訟法)、特殊研究3(民事訴訟法)、特殊研究4(民事訴訟法)

◆メッセージ

できるだけ学生の皆さん的研究関心にそぐうように、そしてその方向に向かって、皆さんのが自律的に研究を進め、そして深めていくように、手助けをしていくつもりです。



えんどう けんいちろう
遠藤 研一郎／ENDO Kenichiro 教授

› 専門分野

民法

› 研究キーワード

債務引受、債権回収、人的担保、保証

› 最終学歴・学位・取得大学

法学修士（中央大学） 筑波大学大学院経営・政策科学研究科博士課程後期課程中退

› 問い合わせ先

endo2705@tamacc.chuo-u.ac.jp

› リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

自分自身の研究生活を始めて以来、「債務引受」に関する研究を継続的に行っている。債務引受は、一見すると研究領域の狭い分野のように見えるが、実はそうではない。債務の引受けかたにも様々なものがあり、決済のための債務引受もあれば、事業譲渡や相続など包括的な財産移転の中に債務引受が含まれる場合もある。法律上で当然に債務引受がなされる(強制される)場合もあれば、人的担保の一種として債務引受が活用される場合もある。ドイツ法との比較法研究から研究を出発させたが、現在では興味の範囲が極めて広くなり、今後の研究活動の中で何を研究すべきか模索中である。

また、より広く、債権管理・回収分野に関心をもっている。債権の消滅時効、相殺、担保物権など様々な債権管理・回収法が存在する中で、民事実体法だけではなく、手続法との交錯(連続と不連続)も含めた制度設計への模索が重要であると感じている。特に、保証を中心とした「人的担保」に関する研究がその中心となっている。保証の分野では、補充性や付從性など、自明のものとして位置づけられてきた特徴や性質などに対しても、その現代的意義を探るよう心がけている。

さらに、民事法の中でも一般法である民法の研究者として、できる限り幅広く研究の関心を広げるように努めており、同時に、社会的問題を意識した学際的領域も手掛けている。例えば、物権法の領域における土地の境界紛争に関する考察、人の「能力」に関する横断的考察、民法と信託法の接合領域の考察、貧困問題に対する民法からのアプローチなど、さまざまである。

なお、上記とは別に、「法教育」に関する実践的な研究にも取り組んでいる。法と教育学会にも所属し、法(および法学)をどのように社会に普及させるのかについての実践的な研究を継続的に行っている。

◆主な論文・著書

- 「成年年齢の引下げの意義について—若年者の『能力』に関する序論的考察—」法学新報 127巻3・4号 73頁、2021年
- 「保証の『補充性』補論 一ドイツ保証法におけるSubsidiaritätについて—」法学新報 127巻5・6号 1頁、2021年
- 「改正民法が民事裁判実務に及ぼす影響【第10回】消費貸借、賃貸借に関する見直し」判例時報 2429号 122頁、2020年
- 『基本テキスト 民法総則[第2版]』中央経済社、2020年
- 「境界確定訴訟と筆界特定の効力」澤野順彦編『不動産法論点大系』民事法研究会、2018年、153頁

◆主な担当科目

専門導入A(民事法概観)、民法特講1(C)、民法演習1(C)、民法特講2(C)、民法演習2(C)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(民法)、特殊研究2(民法)、特殊研究3(民法)、特殊研究4(民法)、特殊演習(法学系)



おおすぎ けんいち
大杉 謙一／OSUGI Kenichi 教授

〉 専門分野

商法、会社法、金融商品取引法

〉 研究キーワード

コーポレート・ガバナンス、企業統治、閉鎖会社、企業買収、M&A

〉 最終学歴・学位・取得大学

法学士（東京大学）

〉 問い合わせ先

k-osugi@tamacc.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

会社法とは、会社に出資する株主と、会社を運営する取締役などの間の法律関係を取り扱う法分野です。銀行が会社にお金を貸す場合を「融資」といいますが、その場合には会社から銀行に返済される元利金・利息金は確定額であり、会社の業績の良し悪しによって増減することはありません。これに対して、「出資」の場合には、会社の業績に応じて、会社から株主への配当金が増減したり、株式の価値が増減します。証券取引所で株式が売買されている「上場会社」の場合に、毎日株価(株式の市場価格)が上下するのは、そのためです。

私は主として会社法を研究していますが、その中でも特に、上場会社のコーポレート・ガバナンスを専門としています。コーポレート・ガバナンスとは、上場会社が各種の法令を遵守しつつ、中長期的に利益を稼ぐことのできるようにするための社内外の仕組みのことをいいます。社外の仕組みとしては、株主と会社役員(取締役)の間の対話があり、社内の仕組みとしては、取締役会に社外出身の取締役や監査役を置き経営者を監督させることが挙げられます。

◆主な論文・著書

- 『会社法 第5版』(有斐閣 2021年)(伊藤靖史らとの共著)
- 「非友好的な買収提案と取締役会の対応の在り方」MARR 314号(2020年12月)
- 「令和元年会社法改正の意義(8・完)株式交付制度」旬刊商事法務 2236号(2020年7月)
- 「座談会 社会的信頼に応えるための監査役等の機能強化：監査役等の独立性保持と実効性ある監査体制の整備に向けて」月刊監査役 711号(2020年7月)(栗原克己,藤根剛,塚本英臣との共著)
- 「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針(グループガイドライン)」の意義：その実務と理論へのインパクト」ジャリスト 1537号(2019年10月)

◆主な担当科目

特殊研究1(商法)、特殊研究2(商法)、特殊研究3(商法)、特殊研究4(商法)

◆メッセージ

会社法、金融商品取引法は、頻繁に改正される分野であり、また実務の知識が求められる領域でもあります。これらの法律を学ぶことは、社会・経済を知ることでもあります。



おぜき ゆきみ
尾関 幸美／OZEKI Yukimi 教授

〉 専門分野

会社法、金商法

〉 研究キーワード

コーポレート・ガバナンス、社外取締役・社外監査役制度、新株・新株予約権発行

〉 最終学歴・学位・取得大学

博士（法学）（一橋大学）

〉 問い合わせ先

oyukimi001@chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

私の専門分野である株式会社法は、その主要な部分は、会社に関わる各種の利害関係社の間の利害を調整する私法的ルールです。特に、出資者である株主と会社債権者の合理的期待を保護し、健全で円滑かつ効率的な企業活動を可能とすることが主たる目的であると考えられている点でほぼ異論はないでしょう。

そのうち、私の研究テーマは、第1に、コーポレート・ガバナンスに関する問題です。コーポレート・ガバナンスとは、会社法上は、経営の効率性・適法性を確保・実現するために、どういった機関設計が適切と考えられるか、さらに、社外取締役および社外監査役に経営の監視・監督機関として、期待できる法的役割は何か、また、これらが十分にその役割を果たすことができず、会社が破綻したり、大きな損害を被った場合、どのような法的責任を追及することができるか、といった視点から、考察することです。そのためには、海外の法規制や裁判例を分析する比較法的手法も使用します。修士課程で最初に選んだテーマが社外取締役制度であったこともあり、それ以来、上記のような問題意識を基に現在も取り組んでいるテーマの1つです。

第2に、新株・新株予約権の発行規制のあり方についてです。これらは、会社にとって、資金調達手段であると同時に、大量に発行される場合、経営支配権の帰属に大きな変動を生じさせる行為、すなわち、コーポレート・ガバナンスとファイナンスが交錯する問題領域です。会社にとって、機動的、かつ簡便な資金調達を可能にするための仕組みを作ることが重要な問題であることは言うまでもありませんが、それにより株主の持分の希釈化が生じる場合、両者のバランスをいかに取るか（発行規制）、もしくは、過度に後者の利益が侵害される場合、これを保護・救済するためにどのような方法があるか（発行の効力や取締役等の損害賠償責任）といった問題の研究を続けています。分析の視点が多岐にわたり、なかなか最終的な解答が得られない難しい問題ではありますが、気長に取り組んでいます。

また、近年は、上場会社の株式・社債等の発行による資金調達や金融商品の投資家による売買に関する法律（金融商品取引法）にも関心を持ち、相場操縦行為の違反者該当性の要件やPTS市場（私設取引システム）の規制についても、研究を始めたところであり、今後さらに発展させたいと考えています。

このように、株式会社は、その事業活動を通じて、株主、債権者、従業員、地域住民といった多数の利害関係者に影響を与える経済主体であり、会社法・金商法を研究することは、現実の経済や金融市場についても理解を深めるきっかけとなり、非常に興味深い研究領域であると言えます。

◆主な論文・著書

- 『コア・テキスト会社法』（新世社・2020年）（共著）
- 「第三者割当による新株発行規制の検討—平成26年改正を中心に」『企業法の改正課題』369-385頁（2021年）（単著）
- 「第三者割当による新株発行に関する規制の基礎的考察」成蹊法学第89号5-23頁（2018年）（単著）
- 「企業集団における親会社取締役の内部統制システムの整備・運用義務」ディスクロージャー&IR誌第6号74頁-79頁（2018年）（単著）
- 「役員報酬の開示規制とその問題点」ディスクロージャーニュース第102号103-108頁（2017年）（単著）
- 『社外取締役とコーポレート・ガバナンス』（弘文堂・2003年）（単著）

◆主な担当科目

専門導入A（民事法概観）、特殊研究1（商法）、特殊研究2（商法）、特殊研究3（商法）、特殊研究4（商法）



かわだともこ
川田 知子／KAWADA Tomoko 教授

〉専門分野

労働法

〉研究キーワード

労働法、非正規雇用、有期雇用、女性労働、ワーク・ライフ・バランス

〉最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学

〉問い合わせ先

tkawada001w@chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

○コロナ禍以前

現在、ドイツと日本は、「少子高齢化」と「職場におけるデジタル化の進展」という現状を踏まえて未来の労働政策を模索するという共通の課題を抱えている。新たな技術は新たな雇用を創出する可能性があるが、他方、雇用の喪失や労働関係の不安定化、雇用の質の低下をもたらす恐れがある。そのため、技術革新による雇用の量的側面だけでなく、質的变化にも着目して分析・検討する必要がある。雇用形態の多様化と「Gute Arbeit(良質の労働)」(保育・介護・家事分野の対人サービスの需要拡大と良質の労働も含む)や、働き方にかかる自己決定性(時間主権)の拡大と保護を中心に研究を進めている。日本が現在抱える課題の解決には、既存の制度改正や法律の解釈だけで十分なのか、あるいは、新たな制度や政策が必要なのか—デジタル化時代に適応した労働法・政策について研究している。

○コロナ禍以降

2020年初頭に始まった新型コロナウィルスの世界的な感染拡大は、世界経済に大きな打撃を与えた。日本でも感染拡大を予防するための「新たな生活様式」が提唱され、「働き方の新しいスタイル」への対応として、テレワークやローテーション勤務、時差通勤などを求め、それに前後して、在宅勤務を取り入れる企業も増えてきた。コロナ禍はこれまでの日本の働き方に疑問を投げかけ、本当に必要な「働き方改革」は何かを私たちに問いかけている。コロナ収束後の社会変化と今後の働き方を念頭に置いた研究をしている。

◆主な論文・著書

- 「労働時間短縮請求権と復帰権の検討～労働者の時間主権の確立を目指して～」浅倉むつ子先生古稀記念論集『「尊厳ある社会」に向けた法の貢献—社会法とジェンダー法の協働』
- 「連載 フィールド・アイ Field Eye ミュンヘンから②」日本労働研究機構 717号(2020年3月)
- 『労働法』(弘文堂、2020年9月刊行)
- 「新型コロナウィルス禍における労働立法政策—ドイツにおける状況」(労働法律旬報 1975+76号(2021年1月))

◆主な担当科目

専門導入A(民事法概観)、労働法特講1(A)、労働法演習1(A)、労働法特講2(A)、労働法演習2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(労働法)、特殊研究2(労働法)、特殊研究3(労働法)、特殊研究4(労働法)

◆メッセージ

意欲ある学生の参加をお待ちしております。



きがわ ゆういちろう
木川 裕一郎／KIGAWA Yuichiro 教授

〉専門分野

倒産処理法

〉研究キーワード

倒産手続と債権者保護、ドイツ倒産法

〉最終学歴・学位・取得大学

法学修士（早稲田大学） 法学博士（東海大学）

〉問い合わせ先

kigawa@tamacc.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

[「倒産と法」ChuoOnline](#)

◆研究内容の紹介

倒産処理法という分野は、私人（私法人を含む。以下同じ）と私人の間に成立しているあらゆる権利関係のみならず、租税関係など私人と国家の間に存在する権利関係をも網羅的に取り扱う領域である。これらの権利関係が私人の倒産にあたりどのように処理されるべきかは、これから権利関係を構築しようとする者にとってリスク管理のために知っておかなければならない分野である。私人が倒産状況にある場合に利用できる法的手続には、破産手続、特別清算手続、民事再生手続および会社更生手続がある。我が国においては、主として債務者により選択され、申立てがなされるが、最も適切な手續が選択されなければ、債務者のみならず権利者に不利益が及ぶ。選択に際しては、主として、その各手續における実体的権利の処理方法の違いがキーポイントとなる。

また、倒産処理は、いわゆる私的整理という裁判所外で行われることもある。法人の場合には、事業再生 ADR、自然人（特に、消費者）の場合には、弁護士代理人を中心とした債権債務整理を通じて実施されている。また、この債権債務整理を済ませたうえで法的倒産手続が実施されることもある。このような私的整理手続のメリットは、法的倒産手続の欠点を斟酌するものであり、倒産処理法の領域は、法的倒産手続の前段階にまで及ぶ。そこでは、契約自由を中心とした平時の法律関係と公平・平等を旨とする倒産法の理念との間に緊張関係がみられる。すなわち、平時に意識される契約自由の理念と倒産時に妥当する債権者平等の理念が対立しているなか、倒産処理の実効性確保のために私的整理の効力をどの程度法的倒産処理手続に近づけることが可能かが課題となる。

さらに、消費者破産については、その申立てから手続の終了に至るまで、その手続が、弁護士会と裁判所の間で協議して取り決められた運用方法に基づいて実施されており、手続規定から知ることができない工夫がなされている。

以上のように、倒産処理法という領域は、平時から倒産時、倒産手続開始時（手続終了時を含む）までの理念的な考察を含んでいる点や合理的な倒産処理のために様々な工夫がなされている点が特徴的である。

◆主な論文・著書

- 三木・山本編『ロースクール倒産法〔第3版〕』有斐閣・2014
- 『Q&A 破産法の実務』40・41 同綴号 982 頁以下、新日本法規・2021
- 「支払不能の概念とその認定における支払停止の活用」法学新報 123巻3・4号 1頁以下

◆主な担当科目

専門導入B（留学生のための日本法入門）、民事訴訟法特講1(A)、民事訴訟法演習1(A)、民事訴訟法特講2(A)、民事訴訟法演習2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(民事訴訟法)、特殊研究2(民事訴訟法)、特殊研究3(民事訴訟法)、特殊研究4(民事訴訟法)

◆メッセージ

実務と理論の融合が学問だとすると、倒産処理法は、その融合に細心の注意を要するという意味で、きわめて学問的な分野といえよう。確かに、難しさはあるが、多くの楽しさを随所に発見することができる研究領域である。



こみや やすたけ
小宮 靖毅 / KOMIYA Yastake 教授

〉専門分野

会社法、商法、資本市場法

〉研究キーワード

コーポレートガバナンス、ドイツ企業法

〉最終学歴・学位・取得大学

法学修士（中央大学）

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

会社というしきみは、初めから今の姿をしていたのではありません。日本で使われるようになる前から考えれば、何百年という蓄積があります。また、現在同じように株式会社と呼ばれていても、そのしきみは国によって大きく違います。会社の制度、特に日本で最も頻繁に利用される株式会社の制度は、合理的であるとして採用されたさまざまな約束事と、歴史的な経緯から未だ放棄されないさまざまな約束事を組み合わせたものです。これからも修正が繰り返される「永遠の未完成」なのだろうと思います。私のしごとは、会社をどんなしきみにすれば「よりよい」のかを考え、直し方を提案することだと言えます。

◆主な論文・著書

- 2023/12 学校法人とステークホルダー – ガバナンスの法的検討との関係 『学校法人ガバナンスの現状と課題』(日本評論社)
- 2021/10 監査役等による会社代表一独立性ある判断の調達 丸山秀平先生古稀記念論文集『商事立法における近時の発展と展望』(中央経済社)
- 2021/08 ドイツの株式会社法制とモニタリングモデル 旬刊商事法務2271号25頁(商事法務研究会)[日本私法学会シンポジウム資料]
- 2021/03 執行と監督の機能的分離一「二層制」の内部構造をたどる 法学新報[丸山秀平先生退職記念論文集]中央大学法学会
- 2019/11 上場にふさわしい株式 – 上場株式合資会社の定款から 名城法学[浅木慎一教授退職記念号]名城大学
- 2016/03 公益社団法人における退社の自由と持分の払戻請求権 法学新報[永井和之先生退職記念論文集]中央大学法学会
- 2014/12 覚書・事業の公共性に応える会社法 – 医療を事業とする株式会社を想定して 法学新報[毛塚勝利先生退職記念論文集]中央大学法学会

◆主な担当科目

商法特講1(C)、商法演習1(C)、商法特講2(C)、商法演習2(C)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(商法)、特殊研究2(商法)、特殊研究3(商法)、特殊研究4(商法)

◆メッセージ

新しい課題も、基本から考えます。その結果として、基本を考え直すべきかが判るのだと思います。



しみず　ときよ 冷水 登紀代／SHIMIZU Tokiyo 教授

› 専門分野

民法

› 研究キーワード

財産法と家族法の交錯、家族法と社会保障法の交錯（扶養・成年後見・財産管理、寄与分、生活保護、介護）

› 最終学歴・学位・取得大学

修士（法学）大阪大学

› 聞い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

› リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

高齢期の生活において誰にでも起こる可能性のある貧困、介護、認知症の問題に対して、民法と社会保障法の分野を中心に、本人の意思を尊重し、その生活を守りながら、家族の負担と社会の負担を調整するためのスキームを研究しています。

第1に、貧困に関してですが、人は、一定の時期に達したとき——一般には成年に達すると——、自立を求められます。高齢時で働くことができなくなったとき、誰がその費用を負担することになるのでしょうか。年金など自身の収入や資産だけでは生活費が貰えない事態が生じた場合に、家族が負担するのか、社会全体で負担するのかが問題となります。それぞれの負担の調整をどのように行うのかを考えなければ、家族の生活を圧迫したり、税等の負担が高くなってしまいます。このような問題を解消するために、私的扶養と生活保護を調整するための制度をドイツ法との比較のなかで検討しています。

第2に、介護の問題に関してですが、子の一人が高齢の親の療養看護をした場合に、その子はその療養看護について誰から「報い」を受けることになるのでしょうか。親に相続財産がある場合には、相続時の遺産分割において寄与分として調整することも考えられますが、相続財産がない場合には寄与分による解決はできませんし、介護を受ける本人は生前であれば自由に財産を処分することもできます。介護保険制度が整備され、社会に広く浸透した今日において、家族内での介護をどのように法的に評価することができるのか、介護の問題をどのように解消していくべきかを、相続とともに、契約・事務管理・不当利得の観点から検討しています。

第3に、認知症に罹患した場合に関するですが、認知症の症状によっては、人は、自らの財産を自身で守ることが難しくなります。このような場合に成年後見制度や信託契約などで自分以外の誰かに管理してもらうことができますが、日本ではこのような制度を介さずに家族が事実上管理することも多いといわれています。家族による財産管理を法的にどのように位置づけるのかを、本人の意思の尊重と後見の社会化という観点から検討しています。

◆主な論文・著書

- 『新ハイブリッド民法5 家族法』、共著、法律文化社、2021年
- 「高齢時の扶養・生活保障をめぐる負担者の変遷」『現代家族法講座第4巻後見・扶養』、編集代表二宮周平、日本評論社、2020年
- 『新注釈民法(19)相続(1)[第2版]』、共著(編集潮見佳男)、有斐閣、2023年

◆主な担当科目

専門導入A(民事法概観)、民法特講1(E)、民法演習1(E)、民法特講2(E)、民法演習2(E)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(民法)、特殊研究2(民法)、特殊研究3(民法)、特殊研究4(民法)

◆メッセージ

少子高齢社会、「人生100年時代」といわれる社会において、また多様性が尊重される社会において、どのような制度を設計し、将来に繋いでいくのかを皆さんと一緒に考えたいと思います。



す ず き ひ ろ ひ と
鈴木 博人／SUZUKI Hirohito 教授

〉 専門分野

家族法、児童福祉法

〉 研究キーワード

ドイツ家族法、親権、養子縁組、里親

〉 最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学

〉 問い合わせ先

hirohito@tamacc.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

子どもが成長してくると親と意見が対立することは珍しくありません。そんなとき、親が腹を立てて、「誰が生んでやったと思ってるんだ!?」と口走ると、子が「生んでくれと頼んだ覚えはない!」と言い返すことがあります。この点に限って言うと、子の言い分が100%正しい。生んだからには、子を良好な環境で健やかに育てる義務が親には生じます。義務というからには、それに対応する権利があるはずで、その権利は子が有することになります。親と未成熟の子の関係はこうしたものですが、子が健やかに育つ良好な環境は、親の力だけでは実現しません。そこには、社会・国家の寄与・責任も関わってきます。しかし、社会・国家がむやみやたらに個人の領域に立ち入ってすることは、近代市民社会では認められません。家族関係も社会・国家が自由に介入できない領域です。家族法は、いくつもの原則に基づいて家族法上の制度を構築しています。これらの原則に忠実に従いつつ、家族の多様性にも対応するという姿勢が顕著なドイツ法を比較対象、比較の基準として、日本法の課題を抽出して、今後の進むべき方向を示していくというのが私の研究の主たる内容です。

◆主な論文・著書

- 「離婚後の共同親権制度導入に関する原則的考察—裁判例を通して—」『法学新報』129巻10・11号 2023年
- 「連れ子養子縁組と養子縁組斡旋法」『法学新報』127巻3・4号 2021年
- 「養子法と養子縁組斡旋法」二宮周平編集代表『現代家族法講座第3巻親子』日本評論社 2021年
- 鈴木博人編著『養子制度の国際比較』明石書店 2020年
- 「ニールス・ペーターゼン 家族関係事件に対するヨーロッパ人権条約第8条の意義」(邦訳)『ニールス・ペーターゼン教授講演集 公法における比例原則とヨーロッパ人権条約の機能』中央大学出版部 2019年
- 「養子」能見善久・加藤新太郎編集『論点体系判例民法10 親族 第3版』第一法規出版 2018年

◆主な担当科目

専門導入A(民事法概観)、専門導入B(留学生のための日本法入門)、民法特講1(A)、民法演習1(A)、民法特講2(A)、民法演習2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(民法)、特殊研究2(民法)、特殊研究3(民法)、特殊研究4(民法)、特殊演習(法学系)



たかだ あつし
高田 淳 / TAKADA Atsushi 教授

〉 専門分野

民法（財産法）

〉 研究キーワード

フランチャイズ契約、現代的契約

〉 最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士前期課程修了

〉 問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

第一に、2019年以降集中的に取り組んでいるのは、付随義務論である。付隨義務論とは、契約で明記されていない義務でも、契約上の義務として基礎づけうるか、という問題である。この問題について、訴求可能性等による分類の必要性、保護利益による分類の合理性、付隨義務の個別的内容に関する詳しい検討を行っている。

第二に、ドイツの債務不履行体系において、給付に代わる損害賠償の区別が大きな意義を持っているところ、その区別を中心に、損害賠償種類論が発展している。そこで、研究関心を損害賠償種類論に移し、その内容・意義を研究している。損害賠償種類論とは、例えば、売主が物を履行期に引渡さない場合において、買主が同種・同量の物を購入して必要を補ったとき、その取引による損害賠償請求を、売主に対する履行請求権を失わないまま行うことができるか、を扱うものである。同様の問題は、買主が、転売利益喪失や目的物の市場価値の賠償請求をしたいと考えるときにも生じる。

◆主な論文・著書

- 『ライセンス契約における契約対象の瑕疵』法学新報 108巻、5-6号(2001年)
- 『フランチャイズ契約における即時解約権』法学新報 112巻、9-10号(2006年)
- 『賃料債権の共同相続』法学新報 113巻、7-8号(2007年)
- 「損害賠償種類論における時期的区分説の検証」法学新報 127/3=4(2021年)
- 「損害賠償種類論における時期的区分説の骨子」『高齢社会における民法・信託法の展開』所収(2021年)
- 「早期代替取引費用の賠償対象性(試論)」『現代経済法の課題と理論』所収(2022年)
- 「履行に代わる損害賠償(填補賠償)の識別」『民法の展開と構成』所収(2023年)

◆主な担当科目

専門導入A(民事法概観)、民法特講1(B)、民法演習1(B)、民法特講2(B)、民法演習2(B)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(民法)、特殊研究2(民法)、特殊研究3(民法)、特殊研究4(民法)

◆メッセージ

大学院では、まず、専門的研究を行うのに必要な知識を獲得する。次にテーマを慎重に選ばなければならない。それを受け、実務状況・議論状況を確認し、疑問点を洗い出す。そして、テーマに取り組むための分析視角を確立し、これを基礎におきつつ、研究の具体的展開についての見通しをたてる。最後に、その見通しに沿って研究の肉付けを行っていく。教員は、必要な民法および関連法律領域の知識・助言を適宜提供していくのである。



でるなうあまーく デルナウア, マーク／DERNAUER, Marc 教授

》専門分野

民法

》研究キーワード

契約法の比較、消費者契約の規制、知的財産権の行使、日本法の特徴

》最終学歴・学位・取得大学

Dr. iur. (法学博士) (ドイツ・フライブルク大学)

》問い合わせ先

dernauer@tamacc.chuo-u.ac.jp

》リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

第1の研究テーマは、日本の契約法、ドイツ(E U の契約法)及び英米法の相違点です。契約は現在の国際取引社会において非常に重要な機能をしています。日本、ドイツや英米法諸国には似ている問題についてどの解決策を採用しているかを研究をしています。

第2の研究テーマは第1の研究テーマに関連して、消費者契約の規制の在り方についての研究です。

第3の研究テーマとして、日本法の特徴を全般的に研究しています。

第4の研究テーマは知的財産法です。

◆主な論文・著書

- M. Dernauer, Requirements for a Patent Term Extension of Pharmaceutical Patents (Case No. 58), in: Heath / Furuta, Japanese Patent Law: Cases and Comments (2019) 621–633.(共著)
- M. Dernauer / H. Baum / M. Bälz (eds.), Information Duties: Japanese and German Private Law (2018) (共編著)
- M. Dernauer, Die Rolle des öffentlichen Rechts beim Schutz von Vertragspartnern in Japan, in: Bälz (Hrsg.), Recht als Verwirklichung individueller Ansprüche in Japan (2018) 67–113.(共著)
- M. Bälz / M. Dernauer / C. Heath / A. Petersen-Padberg (eds.), Business Law in Japan – Cases and Comments (2012). (共編著)
- M. Dernauer, Verbraucherschutz und Vertragsfreiheit im Japanischen Recht (2006).(単著)
- マーク・デルナウア「商品先物取引の不当勧誘と消費者保護—ドイツ法との比較（1）～（9）」国際商事法務第 30 卷～31 卷（2002～2003）

◆主な担当科目

専門導入B(留学生のための日本法入門)、民法特講1(D)、民法演習1(D)、民法特講2(D)、民法演習2(D)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(民法)、特殊研究2(民法)、特殊研究3(民法)、特殊研究4(民法)

◆メッセージ

ドイツ法の観点から日本法、特に契約法及び消費者契約法の規制を研究しています。そもそもドイツの法学・法曹教育を受けたので、ドイツの事情はともかくよく知っています。また、日本にも長年間に学習・研究活動をしていますので日本の法制度の特徴も理解しています。そのような経験に基づいて研究をしていますので、ドイツ法(E U 法)と日本法との比較について関心がある大学院生は、是非、授業に参加ください。



なんば じょうじ
難波 譲治／NAMBA Joji 教授

〉専門分野

民法

〉研究キーワード

損害賠償、契約責任

〉最終学歴・学位・取得大学

京都大学大学院法学研究科博士課程・博士（法学）（京都大学）

〉問い合わせ先

noji001@chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

民法は、あらゆる法律の基本です。憲法が基本と思っている人が多いと思いますが、実は民法です（私の意見です）。民法は、人が生まれてから亡くなるまでの財産関係、家族関係を広く対象として多くのルールを定めており、誰もが関係します。例えば、前者では、売買契約をしたが、売主が目的物を引き渡してくれないと、欠陥があったときに買主がどのような請求ができるかといったルール、後者では、相続について誰がどれだけの財産を相続するかといったルールが定められています。

そのように広い範囲を射程とするので（民法は途中削除されている条文もありますが 1050 条まであります）、民法全体を研究するのは無理で、私の研究分野は、損害賠償が中心です。

損害賠償が問題になる場面は多くあります。例えば、交通事故に遭うとけがをしたり運が悪いと死亡したりしますが、その際の病院での治療費、働けなくなった場合に働けば稼ぐことができた金額などを、被害者は損害賠償として加害者に請求することができます。そのような場合に、被害者を救済しなければならないですが、いくらでも請求できるわけではありません。妥当な損害賠償額を決定しなければならないのです。

私の研究の中心は、そのような損害賠償についてのルールを探求するというものです。ずいぶん狭い研究分野のように見えますが、それだけでも膨大な議論があり、まだ研究途上です。

上記の交通事故の例でも、この研究が社会にとって重要なことが理解できると思いますが、近年では、原発事故によって被害を受けた人々の損害賠償の範囲をどこまで認めるかが大きな社会問題となり、民法学者が研究を進め被害者救済に寄与しました。

◆主な論文・著書

- 『民法〔財産法〕基本判例』（有斐閣、2018 年）（共著）
- 『改正民法〔債権法〕における判例法理の射程』（第一法規、2020 年）（共著）
- 「抵当権侵害における損害賠償についての一試論」立教法学 101 号 108 頁（2020 年）
- 「契約損害賠償における予見性ルールについての課題（1）立教法務研究 12 号 1 頁（2019 年）
- 「継続的契約の解消と損害賠償」NBL1139 号 94 頁（2019 年）

◆主な担当科目

専門導入 A（民事法概観）、民法特講1(H)、民法演習1(H)、民法特講2(H)、民法演習2(H)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(民法)、特殊研究2(民法)、特殊研究3(民法)、特殊研究4(民法)



に っ た ひ で き 新田 秀樹／NITTA Hideki 教授

〉専門分野

社会保障法

〉研究キーワード

医療保険法、障害法、社会保障の歴史、国家・共同体・個人、人間としての善い生き方

〉最終学歴・学位・取得大学

東京大学法学部卒業

〉問い合わせ先

h_nitta@tamacc.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

私の専門は社会保障法学であり、特に关心を持って研究していることはこれからの社会保障制度の在り方についてです。

社会保障制度とは何かということについては様々な見解がありますが、ここでは一応「国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民に健やかで安心できる生活を保障することを目的として、公的責任で生活を支える給付を行う制度」と理解します。具体的には、公的な医療保険、年金保険、介護保険、社会福祉、生活保護などの諸制度がこれに当たります。

この社会保障制度については、人口構造や経済・財政・社会の状況変化を背景として最近では毎年のように大きな改革が行われていますが、改革の結果が国民生活に大きな影響を与えるにもかかわらず、どのような考え方に基づいてどのような改革をし最終的にはどのような姿になるのかという「社会保障制度のあるべき姿や改革の方向性」は必ずしも明確ではありません。そこで、私は、こうしたことを少しでも解明したいと考えて研究を行っています。

研究の方法にも様々なものがあり得ますが、私は主に二つの方向から研究を進めています。一つは、社会保障制度を正当に成り立たしめている理念的根拠の掘り下げです。日本の社会保障法学界においては、社会保障の理念的根拠として、戦後長らく憲法25条に規定されたいわゆる「生存権」が重視されてきました。それは現在も変わってはいませんが、少子化・高齢化の進行、経済の低迷、財政の悪化といった厳しい状況下で、他分野の様々な施策と個別的にその優先順位を争わなければならなくなつた現在においては、生存権の具体的な内容や、近年において制度改革の理念とされる効率性・公平性・普遍性・権利性・有効性などが生存権(の保障)とどのように関わるのかといったことを、より精緻に分析・考察していく必要があると考えており、主に障害者福祉領域の法制度を素材にしてその探究を試みています。

もう一つは、制度の過去の歴史から改革後の制度の将来に向けての姿を展望する「温故知新」ともいるべき方法です。日本の社会保障制度はメニュー的にはほぼ全ての制度が揃っており、今後の制度改革も、全く新たな制度を創設するという形ではなく、既存の制度の見直しを行うという形で進められていくものと予想されます。その際、現在の制度に至った経緯や理由を軽視して性急な見直しを行うと、改正した制度が現実には想定どおりに機能しないという事態になりかねません。これを防ぎフィジビリティー(実現可能性)のある制度改革を行うためには、現在の制度が持つ立つ理念や背景を制度の沿革にまで遡って明らかにすることが不可欠であると考えており、主に医療保険領域の法制度を素材にしてその解説を試みています。

◆主な論文・著書

- 『トピック社会保障法[2023 第17版]』不磨書房、2023年(編著)
- 『看護職員待遇改善評価料の評価—介護職員待遇改善加算との比較—』『社会保障法研究』18号、2023年
- 『『所謂法定代理受領』の法律関係に関する—考察』『法学新報』第129卷第8・9号、2023年
- 『『国民皆保険』の意味の変遷』『週刊社会保障』第76卷第3191号、2022年
- 『障害法[第2版]』成文堂、2021年(共著)

◆主な担当科目

社会保障法特講1(A)、社会保障法演習1(A)、社会保障法特講2(A)、社会保障法演習2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(社会保障法)、特殊研究2(社会保障法)、特殊研究3(社会保障法)、特殊研究4(社会保障法)

◆メッセージ

医療・年金・介護・福祉・生活保護といった分野では、法解釈学の観点から見て興味深い様々な法的紛争が日々生じており、また、法政策学の観点からは、今後の社会保障制度の在り方が最大の政策課題の一つとなっています。社会保障制度がどのような理念とどのように関わってきたのかを具体的な制度分析を通じて探究したい方の応募をお待ちしています。



に わ かずひこ
二羽 和彦／NIWA Kazuhiko 教授

〉 専門分野

民事手続法

〉 研究キーワード

民事訴訟法、弁論主義、当事者、企業法務、ADR、弁護過誤

〉 最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学

〉 問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

準備中。

◆主な論文・著書

- 「遺言執行者の地位」平出・高窪古稀(下)、2001年。
- 「弁論主義を考える」法学新報 108巻9=10号、2002年。
- 「親族間の遺産をめぐる争いについて」高岡法学 13巻1=2号、2002年。
- 「企業法務部の現状と将来」法学新報 109巻5=6号、2003年。
- 「任意的訴訟担当における一視点」高岡法学 15巻1=2号、2004年。
- 「裁判上の自白における不利益要件について」『中央ロー・ジャーナル』15巻1号、2018年。

◆主な担当科目

研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(民事訴訟法)、特殊研究2(民事訴訟法)、特殊研究3(民事訴訟法)、特殊研究4(民事訴訟法)

◆メッセージ

民事手続法学はきわめて理論的であり、かつ実践的です。学べば学ぶほど、その奥深さを発見し、さらに学んでいきたいと思われる法領域です。学ぶ喜び、楽しみを共有したいと思う方からの申出を待っております。



の だ ひろし 野田 博 / NODA Hiroshi 教授

〉専門分野

会社法、金融商品取引法

〉研究キーワード

コーポレート・ガバナンス、取締役の信認義務、企業グループ法制、M&A、インサイダー取引、CSR、ソフトロー

〉最終学歴・学位・取得大学

一橋大学大学院法学研究科博士課程満期退学・修士（法学）（一橋大学）

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

私は、商法の中でも会社法および金融商品取引法を主な研究対象としています。

会社法は、会社の基本法といわれます。各種の会社形態は、会社法の定めるところによりそれぞれの特徴が与えられ、たとえば株式会社形態の世界的な普及は、その特徴(法人格の具備、株主有限責任、株式の自由譲渡性、業務執行者への経営権限の付与、出資者による所有等)によるところが大きいと考えられます。

そして、会社法は、ガバナンス・ファイナンス・企業組織再編の分野に分けられることも少なくありませんが、それらの各場面で会社関係者の利害調整を図るルールを提供することを重要な役割としています。具体的には、株主と経営者(取締役)の利害調整、支配株主と少数派株主等、株主間の利害調整、および株主と会社債権者の利害調整についてルールを設けています。なお、伝統的な考え方では、上記の関係者以外の会社関係者の利益保護は会社法以外の法領域(環境規制、労働法等)に委ねられることがあります。近年、株主以外の会社関係者の利益の考慮についても、会社法がもっと前に出るべきであるという議論(ステークホルダー論)も主張されるようになっています。さらに、会社法の役割について、上記のような関係者の利害調整にとどまらず、現在では、会社法は、国の経済政策の重要な制度的インフラとして、そのあり方が議論されるようになっています。

一方、もう1つの研究対象である金融商品取引法は資本市場分野の基本法であり、情報開示制度、不公正取引の禁止および業者規制を柱としています。会社法とも密接にかかわるところが少なくなく、たとえば情報開示規制では、コーポレート・ガバナンスに対する関心の高まりを背景として、企業統治の体制の概要や監査体制の概要等、数字でない記述情報も求められるようになっています。

◆主な論文・著書

- 「CSRと会社法」江頭憲治郎編『株式会社法大系』(有斐閣、2013年)
- 『非常時対応の社会科学—法学と経済学の共同の試み』(有斐閣、2016年)(齊藤誠と共に編著)
- 「コーポレート・ガバナンスにおける規制手法の考察—ソフトローの側面を中心として—」商事法務 2109号 14頁—24頁(2016年)
- 『金融商品取引法の理論・実務・判例』(勁草書房、2019年)(河内隆史ほかと共に編著)
- 「株主以外の会社利害関係者の利益の考慮に関する議論の動向とその検討—米国における近時の理論展開を出発点として」70周年記念叢書編集委員会編『日本比較法研究所設立70周年記念 グローバリゼーションを超えて—アジア・太平洋地域における比較法研究の将来』(中央大学出版部、2020年)
- 「グリーンウォッシングへの対応と課題」法学新報 130巻9・10号(2024年、掲載予定)

◆主な担当科目

商法特講1(E)、商法演習1(E)、商法特講2(E)、商法演習2(E)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(商法)、特殊研究2(商法)、特殊研究3(商法)、特殊研究4(商法)



のむら しゅうや
野村 修也 / NOMURA Syuya 教授

〉 専門分野

商法

〉 研究キーワード

リスク管理、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス、会社法改正、運送法、保険法

〉 最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程退学

〉 問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

準備中。

◆主な論文・著書

- 「定期傭船者によって『船長のために(for the Master)』発行された船荷証券と対外的契約責任の帰属主体(一)(二)」『比較法 雜誌』22巻3号、4号、1988年、1989年。
- 「死亡保険金受取人をめぐる三つの最高裁判決」『民商法雑誌』114巻4・5号、1996年。
- 「ドイツにおける Identity-of-Carrier-Klausel の効力」『現代企業法学の課題と展開(戸田修三先生古稀記念)』文眞堂、1998年。
- 「金融機関に求められるコンプライアンス体制」『商事法務』1527号、1999年。
- 「新会社法における社債制度」『ジュリスト』1295号、2005年。
- 「よくわかる新会社法」『会社法 A2Z』2007年から連載。
- 『年金被害者を救え』(岩波書店)2009年。
- 「組織再編—株式買取請求・差止請求」『ジュリスト』1439号、2012年。
- 『実務に効く コーポレート・ガバナンス判例精選』(有斐閣)2014年。
- 「資金調達に関する改正」『ジュリスト』1472号、2014年。
- 『平成26年改正会社法—改正の経緯とポイント』(有斐閣)2014年。
- 『法務の技法シリーズ 経営の技法』(中央経済社)2019年。
- 『令和元年会社法改正—改正の経緯とポイント』(有斐閣)2021年。
- 「機関設計—現行法の整理と問題提起」『旬刊商事法務』2021年。
- 『サステナビリティの経営と法務』(商事法務)2023年。

◆主な担当科目

研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(商法)、特殊研究2(商法)、特殊研究3(商法)、特殊研究4(商法)

◆メッセージ

商法を専門としています。大学で講義・研究に従事する傍ら、弁護士としても企業法務を中心としたリーガル・サービスを提供しています。また、様々な政府関係の委員を歴任することで、立法や行政にも関わりを持っています。特に、法制審議会の部会幹事ないし部会委員として、最近の商法・会社法の改正論議に参加しています。



はた きみまさ 秦 公正／HATA Kimimasa 教授

〉専門分野

民事手続法、裁判外紛争解決（ADR）

〉研究キーワード

民事訴訟、共有物分割、消費者紛争解決、調停、和解

〉最終学歴・学位・取得大学

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程退学

〉問い合わせ先

Khata001c@chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

民事手続法に関する研究のうち、とくに以下 3 点について関心を持っています。

第 1 に、共有物の分割をめぐる訴訟手続です。たとえば、ある土地や建物を複数の者が所有（共有）している場合に、その共有土地や建物の利用や処分をめぐって紛争が生じることがあり、最近では所有者が不明の土地や共有者が多数いる共有地・建物からいろいろな法律問題が生じています。このような場合、土地や建物の共有状態を解消するために各共有者は共有物を分割する訴訟を提起することができますが、この訴訟は、代金の支払いを求める訴訟などとは訴訟手続が大きく異なると理解されています。そもそも、なぜそのような違いがあるのでしょうか？裁判ではどのような要件の下、どのような分割の方法を求めることができるのでしょうか？等々の問題があります。なお、2021 年の民法（共有部分）の改正によって、判例の立場が条文に反映されることになりました。

第 2 に、消費者紛争解決に関する研究があります。近時、ドイツ、日本において多数消費者被害の実効的な回復を目的とした立法がなされました。いずれも、被害者自身ではなく適格を認められた消費者団体が事業者に対して、損害賠償等の前提となる事実・法律問題の確認、あるいは、損害賠償についての共通義務の確認を求める訴訟を提起できるとするものです。一方、個別の消費者が実効的な救済を求められる方法も検討していく必要があります。どのような形で実効性を図ることができるのでしょうか。前者については、2022 年 5 月、実効性を高める法改正がなされました。

第 3 に、裁判外紛争解決（ADR）にも関心を持っています。日本では、とくに民間の調停や和解を促進するために、2007 年の裁判外紛争解決利用促進法（ADR 法）の施行されました。しかし、件数を見る限り、よく用いられているとは言えない状況が続いています。一方、ドイツに目を転じますと、2012 年のメディエーション法の制定、2017 年の消費者紛争解決法と相次いで ADR を促進する法律が制定・施行されています。連邦政府統計等では、相変わらず ADR の利用は低調との評価がなされていますが、それでも年間約 70,000～100,000 件の申立てがなされており、日本の ADR 法の利用件数である年間約 1,000～1,500 件に比べると大きな差があります。ドイツでの利用件数が多いのはなぜなのかが気になるところです。さらに、世界的に目を転じると、2019 年に発効したいわゆる国際商事調停に関するシンガポール条約の動向にも注意を払う必要があります。このよう事情を背景にして、2022 年に法制審議会から政府に対して ADR 法の改正についての答申がなされ、2023 年 4 月、改正 ADR 法が成立し、認証 ADR 機関における和解合意に執行力を付与する手続が導入されました。

◆主な論文・著書

- 「消費者紛争における裁判外紛争解決（ADR）の利用に関する事業者の情報提供義務：ドイツの消費者紛争解決法（VSBG）の議論を手掛かりに」法学新報 129 卷 8・9 号 115 頁以下（2023）
- 「消費者裁判手続と裁判外の和解—フォルクス・ワーゲン社に対するドイツのムスタ確認訴訟（Musterfeststellungsklage）における裁判外の和解締結事案を題材として—」法学新報 127 卷 11 号 109 頁以下（2021）
- 「ドイツにおける民事訴訟件数の減少に関する一考察—減少の原因是、紛争文化（Streitkultur）の変化か、裁判外紛争処理（ADR）の隆盛か、訴訟コストの問題か、あるいは、それ以外か—」法学新報 127 卷 5・6 号 461 頁以下（2021）
- 「ドイツにおけるメディエーションの発展に対するメディエーション法の影響及びメディエータの養成・継続教育の状況についての連邦政府報告」比較法雑誌 53 卷 1 号 131 頁以下（2019）
- 「共有物分割の訴えの審理に関する一考察」『民事訴訟法の理論』（有斐閣、2018）703 頁以下

◆主な担当科目

専門導入 A（民事法概観）、民事訴訟法特講 1(C)、民事訴訟法演習 1(C)、民事訴訟法特講 2(C)、民事訴訟法演習 2(C)、研究指導論、研究報告論 1、研究報告論 2、特殊研究 1（民事訴訟法）、特殊研究 2（民事訴訟法）、特殊研究 3（民事訴訟法）、特殊研究 4（民事訴訟法）、特殊演習（法学系）

◆メッセージ

社会では民事の紛争が絶えません。であるのなら、その紛争をどのように解決することが望ましいのか。それぞれの方法には、それぞれの特徴があります。興味のある紛争解決方法を大学院の研究で掘り下げていきましょう。



はらだ つよし 原田 岡／HARADA Tsuyoshi 教授

〉専門分野

民法

〉研究キーワード

契約法、契約責任、不法行為法

〉最終学歴・学位・取得大学

京都大学博士（法学）

〉問い合わせ先

htsuyoshi001@g.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

これまで、民法の分野のうち、契約責任および不法行為責任（とりわけ共同不法行為）について研究してきました。

日本の現在の民法典は、明治期にまずフランス民法を参考にして起草され（旧民法）、その後、ドイツ民法（草案）の体系を参考とし、旧民法を改正するという方法で制定され、現在に至っています。民法典は、第1篇総則、第2編物権、第3篇債権、第4篇親族、第5編相続の5編に分かれ、条文は、1条から1044条まであります（もっとも、実際には、改正によって条数が増えています）。学問上、総則、物権、債権を財産法、親族、相続を家族法として区別しています。もっとも、総則は、家族法に関係をもっています。このなかで、物権と債権の2つの権利が、財産法の体系を特徴づけています。物権は、物に対する支配権（例えば、自分の物という場合の所有権が代表的です）、債権は、人に対する行為請求権（例えば、金銭の支払を請求したり、物を貸したり、建物を建てたりする）と特徴づけられ、私たちの経済・社会生活における、財産が誰に帰属するかという財産の帰属割当の秩序（物権）と、その財産の移転の秩序（債権）とに分かれます。このような体系は、ドイツ民法の体系をまねたものです。最近では、平成29（2017）年に120年ぶりに第3篇債権を中心として改正が行なわれました。私は、民法のこのような体系のうち、第3篇債権に関係した研究を行なっています。

以上のうち、契約（取引）は、債権の分野に属し、当事者の合意により財産（土地や建物、自動車等々）が移ることを正当化する最も重要制度です。不法行為は、このような財産の帰属の秩序や財産の移転の秩序が乱された場合、例えば、他人の財産を消滅させたり、また他人の生命や身体を侵害した場合に、損害の賠償を認める制度です。わたしは、契約に関しては、例えば、その典型的である物の売買契約が行なわれた場合にその物が当事者が合意した内容と異なる物が給付されたり、請負契約で建てられた建物が当事者が契約した内容に合致しない場合に問題となる契約不適合責任について研究してきました。また、不法行為責任においては、総論的には過失責任原則と例外としての危険責任原理について、各論的には、とりわけ公害等、複数の者（企業等）により「共同」して他人の生命・身体・財産を侵害する場合、これらの者は、被害者に対して、連帯して被害者の損害の全額の賠償をすることを認める共同不法行為責任（719条）について研究してきました。

これらの研究は、私的自治の原則が支配する契約法の分野において当事者間の合意（意思）を尊重しつついかに当事者の公平を図ることができるか、加害者間の公平を図りつついかにして被害者の救済を図り損害を公平に分担するべきか、という国民、市民間の利害を調整をする一般的な規準を探求するもので、この点に重要な社会的意義があると考えています。

◆主な論文・著書

- 売買・請負における履行・追完義務（2017年、成文堂）
- 債権各論講義（2021年、成文堂）
- 買主による修補の場合の買主の費用償還請求権——2017年民法改正と追完請求権の史的展開の一断面——（法学新報129巻8・9号（2023年））
- 民法第3編第1章「第1節債権の目的」再考——債権総論・各論の有機的関連の回復のための序説として——（法学新報130巻7・8号（2024年））
- 債権総論講義（2024年、成文堂）

◆主な担当科目

専門導入B（留学生のための日本法入門）、民法特講1(F)、民法演習1(F)、民法特講2(F)、民法演習2(F)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(民法)、特殊研究2(民法)、特殊研究3(民法)、特殊研究4(民法)

◆メッセージ

民法は、市民間における権利関係の基本を規定するもので、比較法的には、ローマ法、大陸（西洋）法に源を有するものです。それゆえ、一方では、それまでの歴史的・文化的な蓄積を有しつつ、他方では、現在問題となっている環境汚染、破壊等の、これまで民法が知らなかった問題をも包含する広がりと深さをもっています。これらのことと念頭におき、現代的な問題を歴史や比較法の成果を踏まえて法的問題として研究することは大変魅力的です。



ひらいづみ たかし
平泉 貴士／HIRAIIZUMI Takashi 教授

〉専門分野

商法・商取引法

〉研究キーワード

国際海上物品運送法、船荷証券、有価証券、船舶衝突

〉最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学

〉問い合わせ先

grad-admin-grp●g.chuo-u.ac.jp（大学院広報宛）

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

私の専門分野は商法ですが、そのなかでも主に海商法を研究しています。海商法とは、形式的には商法第3編に定めるものをいい、実質的には、海上企業に関する特殊な法規整の総体をいいます。長い間、商法第3編の規定は、基本的に明治32年(1899年)制定のものであり現実の海事取引に適合していませんでした。2018年によく全面的な改正が実現し、ほぼ120年ぶりに商法商行為編(運送関係)および海商編が形式的にも実質的にも現代化を遂げました。

国際的な物流の円滑性は、現代の世界経済社会において不可欠なものといえます。2021年3月にエジプトのスエズ運河を1週間にわたって塞いだ大型コンテナ船座礁の余波が世界に広がり、欧米やアジアなど各地の港湾で荷揚げが滞ったとのニュースが報じられました。日頃は当たり前のものとして意識することの少ない物流の重要性を再認識する機会となりました。完全な島国である日本の貿易に占める海上貿易の割合は、トン数ベースでは99.6%(8億980万トン)、金額ベースでは72.7%(111兆円)に及んでいます(2019年)。円滑な物流を実現させるインフラストラクチャーの重要な部分である国際海上運送法制について研究する大きな意義があります。商法の特別法である国際海上物品運送法などの研究が重要なものとなります。

また忘れてはいけないのが、国内海上運送(内航海運)の重要性です。2019年度の内航貨物輸送量は、トン数ベースでは3.4億トンと国内輸送機関別輸送量全体に占める割合は7.2%(自動車91.8%)ですが、輸送量に輸送距離を乗じた輸送活動量(トンキロ)ベースでは、1,696億トンキロと42%に及んでいます(自動車52.9%、鉄道4.9%、航空0.2%)。内航海運が特に鉄鋼、石油、セメント等の産業基礎資材の長距離・大量輸送に重要な役割を果たしていることがわかります。

法規整としては、商法第2編「商行為」第8章「運送営業」が、陸上・海上・航空および複合運送すべてに適用される総則規定、商法第3編「海商」が内航海上運送に適用される特則規定、そしてさらに国際海上物品運送法が外航海上運送に適用される特別法として位置づけられます。

◆主な論文・著書

- 「船舶衝突と消滅時効(1)・(2・完)-商法(運送・海商関係)改正を契機としてー」海事法研究会誌224号・225号、2014年8月・11月
- 「危険物の海上運送—NYKアルグス号事件判決を参考としてー」海事法研究会誌235号、2017年5月
- 『商法判例百選』(共著、神作裕之・藤田友敬編)有斐閣、2019年6月
- 「船舶衝突法の新たな展開—平成30年改正商法と船舶衝突条約との乖離ー」法学新報126巻7・8号、2020年1月
- 「物品証券の債権的効力—平成30年商法改正を契機としてー」『商事立法における近時の発展と展望』中央経済社、2021年10月
- 「定期傭船者の船舶衝突責任—平成30年改正商法における判例の位置づけを中心としてー」法学新報130巻9・10号、2024年3月

◆主な担当科目

専門導入B(留学生のための日本法入門)、商法特講1(B)、商法演習1(B)、商法特講2(B)、商法演習2(B)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(商法)、特殊研究2(商法)、特殊研究3(商法)、特殊研究4(商法)

◆メッセージ

商法・企業法上の諸問題について、内外の最近の論文や判例を素材とした研究を行っています。ここ数年は留学生の方が中心であったこともあって、会社法・商取引法上の基本的な判例・事例研究を行いました。本年度は、商取引法、とりわけ、海商法および保険法を中心に検討する予定です。受講生の皆さん、商法・企業法についての基本的知識の取得からはじまり、最終的には応用問題にも対応できるレベルに到達してもらいたいと思っています。少人数の授業ですから、活発な議論を期待しています。



みうら おさむ
三浦 治／MIURA Osamu 教授

〉専門分野

商法、会社法

〉研究キーワード

取締役の責任に関する法的処理のあり方、商法における行為規範と評価規範、企業訴訟法

〉最終学歴・学位・取得大学

法学修士（中央大学）・中央大学大学院法学研究科博士後期課程退学

〉問い合わせ先

omiura@tamacc.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

わが国には、およそ 270 万社の会社があるが、そのうち 256 万社は株式会社である（しかし、資本金の額が 1 億円を超える株式会社は、2 万社にすぎない—1%もない）。株式会社の経営を担っているのが当該会社の取締役（指名委員会等設置会社では、取締役および執行役）である。取締役・執行役は、会社に対して、当該会社の最善の利益を追求する義務を負っているが、ある取締役がこの義務に違反した経営判断を下したかどうかが争われることも多い。

これが裁判で争われるとき、裁判官はどのように留意して判断しなければならないか。ある者の判断の是非が問題とされるケースはほかにもあるが（たとえば医療過誤）、ほとんどのケースは当該判断によって何らかの損害が生じたとの主張に基づいて争われることに留意しなければならない（損害が生じたなら上記の義務に違反した経営判断を下したのではないか、と即断してはならない）。このことは医師の判断が問題になる場合にも共通しているが、取締役の経営判断が問題とされる場合は、さらに会社経営というものの特性を踏まえないといけない。経営判断というものは必ず成功するわけではないし、誰が判断するかによって相当異なる判断が下されてもよい。他の取締役なら驚くような経営判断が、事業を大成功に導いた例はたくさんあるだろう（この場合は、争いにならないわけだが）。会社は、それらを当然のこととして取締役・執行役を選び、会社の経営をまかせているのである。

こうした経営判断に対する法的評価の特性を、研究キーワードにあげた視点を意識しつつ考察している。

◆主な論文・著書

- 『基本テキスト 会社法 第3版』（中央経済社、2022年）
- 「平成 26 年改正・令和元年改正と平仄をあわせた不公正発行規制」『商事立法における近時の発展と展望』（丸山秀平先生古稀記念論文集）617 頁（中央経済社、2021 年）
- 「株式の相続人（準共有株主）による議決権不統一行使の一方法」『法学新報』第 127 卷 3・4 号（野沢紀雅先生退職記念論文集）539 頁（2021 年）
- 「取締役の経営判断の過程と内容との区別 ——アパマンショップ事件各判決を検討素材として——」『企業法学の論理と体系』（永井和之先生古稀記念論文集）969 頁（中央経済社、2016 年）
- 「子会社管理体制に関する平成二六年会社法改正の意義」『法学新報』第 122 卷 9・10 号（永井和之先生退職記念論文集）364 頁（2016 年）
- 「第 7 章 なんでお母さんが株式会社の会議に出るの？ ——会社組織の法』『高校生からの法学入門』（中央大学法学部編 / 中央大学出版部）119 頁（2016 年）

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論（法学）、商法特講1(D)、商法演習1(D)、商法特講2(D)、商法演習2(D)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(商法)、特殊研究2(商法)、特殊研究3(商法)、特殊研究4(商法)



もり ひかる
森 光／MORI Hikaru 教授

〉 専門分野

ローマ法

〉 研究キーワード

私法史、法学史、所有権、賃貸借、地役権、相隣関係

〉 最終学歴・学位・取得大学

博士（法学）（中央大学）

〉 問い合わせ先

morihika@tamacc.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

ローマ法という分野は、現代の法制度、特に民法典におさめられている諸制度の成り立ちを明らかにすることを目指すものです。民法典におさめられている諸制度は、古代地中海世界において発達し、古代ローマの法学者たちによって学問的に精緻な分析が施されました。そして、その成果が古代末期に編纂されたいわゆる「ローマ法大全」の中に収められ、後世へと受け継がれました。この「ローマ法大全」はしばらく忘れられていた時期もありましたが、11世紀以降、ヨーロッパ各地で誕生した大学法学部の中で研究され、諸種の思想や哲学の影響をうけつつ今日まで発展してきました。そうした中、19世紀になると各地で民法典が編纂され、古代ローマ以来の諸制度がこの法典の中に規定されるに至りました。日本では明治になり、こうした民法典を受け継ぐとともに、法学という古代ローマ由来の学問を攝取することになりました。ローマ法という学問分野はこうした伝統の中に位置づけられます。

古代地中海世界は、私たち日本人をはじめとする東アジアの人間にとって全くの異文化世界であり、簡単に理解することができるものではありません。法学という学問は、人間の頭の中にのみ存在する諸概念を対象とするものであるため、こうした理解の難しさはさらに一段大きくなるといえます。私自身、どのようにローマ法の諸概念の世界にどのように踏み入るかいろいろ悩みました。そうしたなか、ローマ近郊のオスティア遺跡を訪ねたことがきっかけとなり、建物の遺跡という形があるものを手がかりとして、法という形のない世界に入っていくという方法をとることを思いつきました。例えば、快適な居住環境を守るためにどのようにローマ人が採光を確保していたのか。そのために近隣地の建物の所有者とどのように折り合いをつけていたのか。自分の土地の建物を高層化することで他人に迷惑がかかった場合、問題はどのように処理されたのか。こうした問題意識をもちつつ、遺跡の状況に合わせた形で当時の法学文献を読み直すことで、古代ローマの世界に没入することが可能になりました。

紀元後79年のヴェスビオ火山の噴火により、ポンペイやヘルクラネウムといった都市が火碎流や溶岩流にのみ込まれました。こうした都市は、今までその大部分が発掘されています。またオスティア遺跡には2世紀から3世紀にかけてなされた建築の痕跡を数多くこっています。こうした複数の遺跡を総合的に分析することで1世紀から3世紀の住環境の変化を明らかにできるのですが、この時代はちょうど古代ローマで盛んに法学文献が著された時期でもあります。近年考古学の領域において建築状況の変化が詳細に明らかにされていており、このような成果をふまえつつ法史料を読み込むことで、私は、従来、文字史料にのみ頼ってきた解釈では見落としていたことを明らかにしていこうと考えています。

◆主な論文・著書

- 「建物破壊に関する三つの元老院議決について」『法学新報』127巻12号 2021年
- 「Labeo/Neratius D. 39, 2, 47. 古代ローマ法における建物と建物の境界について」『法学新報』126巻7・8号 2020年
- 「usucapio libertatis のオントロジー」津野義堂編『オントロジー法学』中央大学出版部 2017年
- 『ローマの法学と居住の保護』中央大学出版部 2017年

◆主な担当科目

法史学1(B)、法史学2(B)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(ローマ法)、特殊研究2(ローマ法)、特殊研究3(ローマ法)、特殊研究4(ローマ法)



よねづ たかし 米津 孝司／YONEZU Takashi 教授

〉専門分野

労働法 社会法

〉研究キーワード

労働契約法、ドイツ法、社会法思想

〉最終学歴・学位・取得大学

法学博士（ドイツ・ケルン大学）

〉問い合わせ先

yonezuta@tamacc.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

[個人ウェブサイト](#)

◆研究内容の紹介

労働法の基礎理論、特に労働契約法という分野の研究をしています。職場における使用者と労働者の関係は、基本的に契約の上に成り立っていますが、一般的な契約関係と異なって、労働者は、使用者に対して交渉力で劣後する立場に立たされています。そこで、労働者が使用者と対等に交渉し、できる限り自由な意思で自分の労働条件をきめることができるようにするための様々なサポートを労働法は提供しています。解雇や賃金、労働時間、安全衛生、非正規労働者問題など、労働契約法の様々なテーマに共通する基本原理について、外国の法制度や歴史、法哲学などを広く視野に収めた理論の研究に取り組んでいます。

振り返ってみると、現在に至るまでの僕の研究は、まだ20代前半だった当時の問題意識を引き摺っていると言ってもいいのかなと思います。「市民法と社会法」というテーマがそれです。それは、ごく簡単にいうと、人格の独立、所有権絶対、契約自由といった近代市民社会の形成とともに確立した“市民法の原理”というものが、資本主義社会の進展とともに勃興発展する労働運動を背景に、労働法をはじめとする“社会法の原理”によって、どのように変化してきているのか、そしてこの両者の関係が、これからどうのようになってゆくのか、という問です。

今、19世紀ドイツの社会学者で革命家でもあったカール・マルクスという人が、論壇でちょっとしたブームになっているようです。海外でも同様の動きが少し前からありました。僕は、これは資本主義というものがいよいよ終わりの時を迎え、それに変わる新しい時代（ポスト資本主義）の時代が到来しつつあることの予兆ではないかと思っています。コロナ禍を経験し、そして政府をはじめとして社会の権威あるとされてきた組織、エリートと言われる人たちの右往左往を目の当たりにして、この資本主義の世界がなんかおかしいぞと、肌感覚で感じる人が増えてきているようです。法というのは究極のところ民衆が歴史的に培ってきた正義についての感覚にその淵源があるのですが、今、世界で起こっていることの不可思議さ、そのことについての人々の集合的な無意識レベルでの変化は、いずれ、より明確な輪郭を持って多くの人たちによって表現されてゆくだろうと思います。そして、いずれはそれが巨大なうねりとなって、大きな社会変革をもたらしてゆく可能性があるように思います。「市民法と社会法」という問題を、僕は、こうした“ポスト資本主義”という大きな歴史的変化の中で解明していくたいと思っています。

◆主な論文・著書

- 『国際労働契約法の研究』尚学社、1997年
- 『アクチャル労働法』法律文化社、2014年
- 「労働条件の不利益変更における信頼関係的合意」浅倉むつ子先生古稀記念論文集所収、旬報社、2019年
- 「就業規則の不利益変更における二重構造」山田省三先生古稀記念論文集、信山社、2019年
- 「国際労働関係の課題」講座労働法の再生6巻、日本評論社、2017年

◆主な担当科目

労働法特講1(D)、労働法演習1(C)、労働法特講2(D)、労働法演習2(C)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(労働法)、特殊研究2(労働法)、特殊研究3(労働法)、特殊研究4(労働法)

◆メッセージ

なんでもいいので、何か“これだ”というテーマを見つけることをお勧めします。それが既存の学問の枠に収まらないものであっても、また他人からはさっぱり理解されない物事であっても、自分にとって、なぜか、なにか抜き差しならない関係に立つことになってしまったその何事かにこだわり続け、それをコアにして自分を表現するスタイルを作つていけたらいいんじゃないでしょうか。



赤城 美恵子／AKAGI Mieko 教授

〉専門分野

中国法制史

〉研究キーワード

清朝、裁判、朝審・秋審

〉最終学歴・学位・取得大学

博士（法学）（東北大学）

〉問い合わせ先

amieko002@chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

中国では、古来、天の運行と人の営みとは密接に連関するとの思想を背景に、刑罰の執行は、万物の生育する春夏を避け、秋冬に行なうべきであるとされてきました。その一方で、威嚇効果の観点から、重大な犯罪であれば速やかに刑罰を執行しなければならないとも考えられていました。これをうけて、唐律は、死刑を、判決後季節を選ばずただちに執行するものと、判決が出ても秋後まで待って執行するものとに分けています。さらに、唐律を引き継いだ明朝は、後者に関して、実際に執行する前に執行の可否を改めて問う再審理手続を導入しました。清朝は、周知のように満州族による異民族王朝ですが、死刑についてのこの区別及び後者に対する再審理手続（清朝では「朝審」「秋審」と称されます）を含め、明朝の司法システムを受け継ぎます。

私は、この朝審・秋審を中心に研究してきました。朝審・秋審では、裁判を行った皇帝や官僚たち（前近代中国では職業裁判官は存在しません）が、裁判を通じて彼ら自身が死刑と定めた罪囚について、裁判でも用いたその罪囚の罪状を検討材料にして死刑執行の可否を判断し、ときには減刑執行と決定します。さらには、清朝中期以降になると、朝審・秋審の判断基準として「秋審条款」が作られます。そうすると、裁判と朝審・秋審との関係、清朝の刑法規範である律・条例と秋審条款との関係をどのように説明することができるのでしょうか。あるいは、朝審・秋審の機能、ひいては裁判の機能とはいいったいかなるものだったのでしょうか。また、最近では、清朝前期の裁判制度の整備過程にも関心を抱いています。これまでの朝審・秋審の研究を通じて、私は、清朝前期に朝審・秋審の手續が大きく変容したことを明らかにしました。清朝が明朝から受け継いだ裁判に関わる他の手續に目を転じても、同じような時期に、大きな改変を加えられています。清朝の司法システムが作り上げられていく時期の話ですので、したがつて、この時期の裁判手續の整備過程を分析することで、清朝の司法システムの特徴を明らかにすることができますのではないかと考えています。

◆主な論文・著書

- 「清代における秋審判断の構造——犯罪評価体系の再構成」『法制史研究』第 63 号、2014 年
- 「清朝前期における熱審について」『帝京法学』第 30 卷第 1 号、2016 年
- 「清朝順治期における滞獄解消問題」——「蘇理沈獄」・「京詳之経制一復」の分析を通じて』『帝京法学』第 31 卷第 1・2 合併号、2018 年
- 「清朝時代の裁判と刑罰——「五年審録」、「熱審」、「朝審」・「秋審」から」『刑罰をめぐる法文化』(高塩博編)国際書院、2018 年

◆主な担当科目

特殊研究1(法史学)、特殊研究2(法史学)、特殊研究3(法史学)、特殊研究4(法史学)

◆メッセージ

法史学では、史料を丹念に読み解いていくことで、当時の社会秩序のあり方や人々の法的なものの見方などを明らかにします。我々が常日頃イメージするものとは違うそれらを目の当たりにすることは、新鮮な驚きをもたらすとともに、我々の法の世界を捉え直すきっかけになるのではないかでしょうか。



いしやま ふみひこ
石山 文彦／ISHIYAMA Fumihiko 教授

〉 専門分野

法哲学

〉 研究キーワード

現代正義論、多文化主義、平等

〉 最終学歴・学位・取得大学

法学博士（東京大学）

〉 問い合わせ先

ishiyama@tamacc.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

私は、法哲学の学問領域のなかでも特に現代の正義論を研究しています。正義論は、法の目的あるいは法の目指すべき理念・理想を追究するもので、法哲学の基本問題として最も古くから論じられてきました。現代の正義論にはさまざまな潮流があり、それらは相互に大きく対立していますが、その多くは、（個々の法律や判決などではなく）法制度が全体として何を目指すべきかについて論ずるもので、いずれも、自由や平等といった基本的な価値を根底に据えているものと考えられます。

そうした現代の正義論のなかでも、私は特に多文化主義に関心を向けてきました。多文化主義は、現代の正義論のなかで理論としての歴史は浅いですが、人間から切り離すことのできない文化という存在が、あるべき法制度を考察するにあたって無視できない理論的位置を有していることを指摘し、従来の正義論が文化を視野の外に置いていた（より正確には、特定の文化を暗黙の前提にしていた）ことを批判している点に、理論としての重要性を見出すことができます。文化の多様性をたんにスローガンとして唱えるのではなく、理論として、多様な文化の存在が、地球規模でも各社会内でも、なぜ、またどこまで望ましいことなのかを示すのは、たやすいことではありませんが、一つの解答を見出すべく、努力しています。この問題は、人・物・情報の移動が飛躍的に高まっている現代にあって、きわめてアクチュアルなテーマでもあります。

また、多文化主義とも接点のある問題として、平等の理念にも関心を持っています。多文化主義を推進しようとする動きは、差別に対する抵抗や異議申し立てとしての性格を併せ持つことがあるからです。

◆主な論文・著書

- 『問いかける法哲学』(共著、瀧川裕英編)法律文化社、2016年
- 『国境を越える正義——その原理と制度 法哲学年報 2012』(共著、日本法哲学会編)有斐閣、2013年
- 「多文化主義理論の法哲学的意義に関する一考察——ウィル・キムリッカを中心として(一)～(六・完)」『国家学会雑誌』113卷1・2号、7・8号、11・12号、114卷3・4号、9・10号、115卷9・10号、2000年-2002年

◆主な担当科目

法哲学1(A)、法哲学2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(法哲学)、特殊研究2(法哲学)、特殊研究3(法哲学)、特殊研究4(法哲学)



四方 光／SHIKATA Ko 教授

〉専門分野

刑事政策、犯罪学、社会安全政策論

〉研究キーワード

サイバー犯罪、少年非行、企業犯罪、犯罪予防、再犯防止、複雑系システム論

〉最終学歴・学位・取得大学

博士（総合政策）（中央大学）

〉問い合わせ先

koshikata@tamacc.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

刑事政策・犯罪学は、犯罪に関わる「価値」と「真理」が交差する知的フィールドです。人類が求めてきた法的価値に照らして、現実のどこに問題があるか検討し、その問題を解決あるいは現状を改善するために、人と社会は何をすべきかを考える学問です。

ここで取り扱う「価値」は、正か悪かという単一基準による比較だけではなく、自由と安全、費用対効果など複数の価値基準のもとのバランスを考慮しなければなりません。他方、人と社会に関する「真理」は、人類に共通する普遍的な真理だけでなく、その人その社会に特有な個性にも存在し、それら個性的な人や社会が相互に関係しあっています。このような複雑な価値、複雑な真理の中で犯罪に関わる現代社会の問題を解決しなければならないのです。

例えば、近年大きな問題となっているサイバー犯罪について考えてみましょう。パソコンやスマートフォン、インターネット空間は、昔からあったものではありません。しかし、今日では、パソコンやスマートフォンは個人の生活にとって不可欠なものであり、プライバシーに係る情報がたくさん保管されています。企業にとっても、今日では業務用のサーバや電子商取引のためのシステムは、日々の業務に欠かせないもので、個人情報や営業秘密などの大切な情報が保管されています。これらの電子機器やサイバー空間の登場と時を同じくして、不正アクセスやウイルスといった不正行為や不正プログラムも登場しました。個人のプライバシーは、サイバー空間が登場する前から法的に保護すべき重要な価値であり、これを守るには不正アクセスやウイルスを新たに規制しなければなりませんでした。営業秘密は、昔から価値のあるものではありましたが、従来は法的な保護はなされていませんでしたので、不正アクセスやウイルスの横行によって営業秘密が不正に取得される危険が高まり、法的に保護する必要が生じました。さらに、サイバー空間は急速に変化するために新たな脆弱性も次々に生まれ、不正アクセスやウイルスの手口も次々に生まれます。しかし他方では、インターネット上の自由や知る権利も守らなければなりませんし、情報セキュリティのためにいくらでも費用をかけていいわけではありません。また、犯罪の取り締まりや処罰だけでなく予防も考えると、刑事司法だけでなく、行政機関や民間企業等の活動も重要です。

このような複雑な社会において、犯罪制御を多角的に検討しようとしたのが、社会安全政策論という新しい学問分野です。社会安全政策論は、刑事政策・犯罪学の指針ともなるべきものといえます。四方は、実務家出身教員として現実を直視する姿勢を維持しつつ、複雑系システム論という、自然科学の方法とは異なる複雑な社会を分析するのに適した比較的新しい科学哲学に基づいて、社会安全政策論や刑事政策・犯罪学の研究を行っています。

◆主な論文・著書

- 『サイバ-犯罪対策』成文堂、2021年、共著
- 『日常のなかの〈自由と安全〉：生活安全をめぐる法・政策・実務』弘文堂、2020年、共著
- 『社会安全政策論』立花書房 2018年、共著
- 『社会安全政策のシステム論的展開』成文堂、2007年、単著

◆主な担当科目

専門導入A(刑事法[刑事政策]の基礎と諸課題)、専門導入B(留学生のための日本法入門)、刑事政策特講1(A)、犯罪学演習1(A)、刑事政策特講2(A)、刑事政策演習2(A)、犯罪学演習2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(犯罪学・刑事政策)、特殊研究2(犯罪学・刑事政策)、特殊研究3(犯罪学・刑事政策)、特殊研究4(犯罪学・刑事政策)

◆メッセージ

四方は実務家出身教員なので、理論だけでなく実社会の現実を直視することを重視しています。犯罪に関する現実に关心のある学生諸君の受講を歓迎します。社会人学生には、受講しやすいように休日・夜間の時間帯の授業を用意しますので、社会人としての経験を理論的に整理する機会として大学院での研究に挑戦してみてください。



ただき まこと
只木 誠／TADAKI Makoto 教授

〉 専門分野

罪数論・競合論・故意論・錯誤論・生命倫理と法、矯正と法、経済刑法

〉 研究キーワード

罪数、競合論、故意、錯誤、生命倫理と法、矯正、経済刑法

〉 最終学歴・学位・取得大学

法学博士（中央大学）

〉 問い合わせ先

mtadaki.265●g.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

[個人ウェブサイト](#)

◆研究内容の紹介

研究内容の詳細については、こちらをご覧ください。

<https://researchers.chuo-u.ac.jp/Profiles/1/0000050/profile.html>

◆主な論文・著書

- 「『二重評価』について」佐伯仁志ほか編『山口厚先生古稀祝賀論文集』(有斐閣、2023年)
- Gunnar Duttge/Makoto Tadaki(Hrsg.), Menschenwürde und Selbstbestimmung in der medizinischen Versorgung am Lebensende(Mohr Siebeck、2022年)
- 佐伯仁志・高橋則夫・只木誠・松宮孝明編『刑事法の理論と実務 ④』(成文堂、2022年)
- 只木誠・Gunnar Duttge 編『終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究』(中央大学出版部、2021年)
- 「脅迫に起因する傷害」研修 872号(2021年)3頁～12頁

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論(法学)、専門導入B(留学生のための日本法入門)、刑法特講1(B)、刑法演習1(B)、刑事法特殊研究1(A)(刑法理論研究)、刑法特講2(B)、刑法演習2(B)、刑事法特殊研究2(A)(刑法理論研究)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2特殊研究1(刑法)、特殊研究2(刑法)、特殊研究3(刑法)、特殊研究4(刑法)

◆メッセージ

大学院では、学部において得た法的知識をさらに深め、法解釈学の論理を探求し、ひいてはこれをさまざまな社会の問題・課題の解決に結びつけるべく研究に取り組んでいます。熱い心の皆さんをお待ちしています。



まがた おさむ
曲田 統／MAGATA Osamu 教授

〉 専門分野

刑法

〉 研究キーワード

共犯、共同正犯、教唆、幫助、中立的行為、予防刑法、厳格責任

〉 最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学 博士（法学）（中央大学）

〉 問い合わせ先

magata@tamacc.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

私は、犯罪と刑罰にかかる諸問題を扱う刑法学を研究しています。

中でも、第一に、「複数人が犯罪にかかる犯罪事象をめぐる諸問題」に関心を持っています。これは、専門的には「共犯論」という研究領域です。刑法学において、この共犯論は、ドイツでの議論も参照されながら、かなり複雑に発展してきました。それでも、まだ議論は尽きていません。共犯論においては、さらに細かな研究対象がひしめいています。こうした状況のなか、私は、「そもそも共犯という犯罪事象の本質をいかに理解すべきか」について、より徹底した議論が必要だと考えています。共犯は個人を超えた集合体による犯行形態であり、したがって、単独犯と異なる特性を有する犯行形態として捉える必要がある。こう考えています。こうした捉え方は、共犯に特有の危険性に着目することにもなるので、そこから、こうした危険を有効に制御する方途について、より豊かな考察ができます。

第二に、「予防刑法のあり方」も私の研究テーマです。刑法の目的の一つは法益の保護です。したがって、刑法は、法益に危害をもたらす行為を予防する役割を担います。そこで出てくるのが、犯罪をより効果的に予防できる刑法理論とはどのようなものかという問いです。もちろん、人々の自由を不当に萎縮させるような刑法の用い方は許されません。この点を大前提として、刑事的な被害をより実効的に防ぎうる新たな考え方を探求しています。研究の進捗したいではあります、犯罪の基本形態に関する日本の共通理解に対して、一定の変更を迫ることが、その一つの答えとして導かれることになろうと予想しています。

◆主な論文・著書

- 『刑法演習サブノート 210 問』(共著、2020 年)
- 『共犯の本質と可罰性』(単著、2019 年)
- 「アルコール影響型・危険運転致死傷罪の主觀要件」高橋則夫先生古稀祝賀論文集(2022 年)
- 「共犯関係の解消について—私見の展開—」法学新報 127 卷 9・10 号(2021 年)

◆主な担当科目

刑法特講1(A)、刑法演習1(A)、刑法特講2(A)、刑法演習2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(刑法)、特殊研究2(刑法)、特殊研究3(刑法)、特殊研究4(刑法)

◆メッセージ

刑法学の世界は奥深く、難解です。どの考えが正しいのかもオープンです。したがって、基本を正確に押さえつつ、自由で柔軟な発想を持ち、果敢に、真摯に、社会的な諸問題に取り組み、解決策を提示していくとする心構えが大切です。

こうした心構えを持ち、刑法上の何らかの問題に关心を寄せている方にお会いできることを楽しみにしています(あなたの关心が、上述した私の研究内容と全く異なっていてもいっこうに構いません)。



やすい てつしょう
安井 哲章／YASUI Tesshou 教授

〉専門分野

刑事訴訟法

〉研究キーワード

自己負罪拒否特権

〉最終学歴・学位・取得大学

博士（法学）（中央大学）

〉問い合わせ先

t-yasui@tamacc.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

憲法 38 条 1 項は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」と定めています。これを自己負罪拒否特権といいます。この規定はアメリカ合衆国憲法に由来するものです。その内容は、自分で自分の有罪を証明することになる証拠を提出するように強要されない、というものです。要するに、自分の有罪を証明することになる証拠を提出する義務はないということです。

書類や帳簿の中には、企業の不正行為の証拠となる情報が記されていることがあります。アメリカ合衆国では、そのような書類・帳簿を取得する方法として、提出命令というものがあります。有罪を基礎づける情報が含まれているわけですから、そのような書類・帳簿を提出するように義務づけることは、自己負罪拒否特権に違反しそうです。しかし、会社などの組織の文書の場合、その提出を義務づけても自己負罪拒否特権侵害はないと考えられています。それは何故なのか。これについて考察を進めるのが私の研究です。このように、アメリカ合衆国における法運用や法解釈を調査し、我が国の刑事法運用に示唆を与えるものはないかを探究しています。

◆主な論文・著書

- 「合衆国憲法第五修正の自己負罪拒否特権の誕生」法学新報 127巻 9・10号(2021年)83頁以下
- 「強制処分と妨害排除効」858号(2019年)3頁以下
- 「捜索差押えの対象の特定」法学教室 460号(2019年)18頁以下
- 「文書の保護と自己負罪拒否特権」刑法雑誌 57巻 2号(2018年)180頁以下
- 「コンスピラシーとテロ等準備罪」刑事法ジャーナル 55号(2018年)33頁以下

◆主な担当科目

刑事訴訟法特講1(C)、刑事訴訟法演習1(C)、刑事訴訟法特講2(C)、刑事訴訟法演習2(C)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(刑事訴訟法)、特殊研究2(刑事訴訟法)、特殊研究3(刑事訴訟法)、特殊研究4(刑事訴訟法)

◆メッセージ

研究生活は、これまで積み重ねられてきた先人の研究業績の理解に努め、少しでも前に進もうと努力する過程をいいます。前に進むことができるかは分かりません。今日の努力がすぐに結果に結実するわけではありません。しかし、自分なりの考えをまとめることができたときは、ささやかなものですが、達成感を味わうことができます。地味な毎日ですが、研究に勝る楽しみを、私は知りません。



やながわ しげき
柳川 重規

〉専門分野

刑事訴訟法、刑事法

〉研究キーワード

捜査の規律、刑事手続の原理

〉最終学歴・学位・取得大学

法学修士（中央大学）

〉問い合わせ先

yanagawa@tamacc.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

犯罪捜査に関しては、憲法、刑事訴訟法により規律が加えられていますが、ある一定の捜査手法を用いることが適法か否かが大きな問題となる場合として、主に、法律の規定が十分でない場合と、法律が想定していなかった新たな捜査手法が用いられる場合があります。私が研究を行ってきたものでは、「強制採尿のための留め置きの適法性」が前者に、「位置情報の取得」が後者に当たります。

「強制採尿のための留め置きの適法性」というのは、覚せい剤使用の疑いがある被疑者を警察官が街頭で発見した場合に、被疑者の尿の中に覚せい剤が含まれていないか検査するための令状（強制採尿令状）を得て、被疑者を病院等に連行するなどの方法がとられます。しかし、被疑者が立ち去ろうとした場合に、その場に強制的に留め置くことができるとする法律の規定はありません。そこで、こうした留め置きをいかなる限度で行うことができるのか、被疑者が立ち去りたいと言えば、それを認めなければならないのか、それとも、時には腕に手をかけたりするなど、一定の実力を行使して、留まるよう求めることができるのか、法律の規定がなければ許されない場合とはどのような場合なのか、といったことが問題となります。

「位置情報の取得」とは、GPS や携帯電話の基地局情報等を利用して被疑者の行動を監視する捜査手法の問題です。こうした機器や科学技術の発達により、以前は、警察官が張り込みや尾行をして、人手や労力をかけなければわからなかった被疑者の位置情報を、費用も労力もさほどかけずに長期間にわたり把握することができるようになりました。これは、捜査の効率を飛躍的に向上させるものですが、監視対象となる個人のプライバシーを大きく侵害するおそれのあるものもあります。このような従来なかった捜査手法は、現在の法律の規定で適切に規制することができるのかできないのか、あるいは逆に、新たに法律を定めなければ一切許されないとすべきなのかということが問題となります。

このような問題について、外国の法制度とりわけアメリカ法についての研究により得られた知見を活かしながら、こうした捜査手法が現在ある法律でどこまで許されるのか、立法により解決しなければならない場合とはどのような場合かといったことを研究してきました。

◆主な論文・著書

- 共著『米国刑事判例の動向 VII』(中央大学出版部、2020 年)
- 共編著『刑事訴訟法基本判例解説 第 2 版』(信山社、2018 年)
- 「違法収集証拠排除法則の適用の在り方」法学新報 128 卷 1・2 号 33 頁(2021 年)
- 「強制採尿のための留め置きに関する立法論」刑事法ジャーナル 62 号 76 頁(2019 年)
- 「位置情報とプライバシー」法学新報 125 卷 11・12 号 605 頁(2019 年)

◆主な担当科目

外国語文献講読(法学・英語)、専門導入B(留学生のための日本法入門)、刑事訴訟法、特講1(A)、刑事訴訟法演習1(A)、刑事訴訟法、特講2(A)、刑事訴訟法、演習2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(刑事訴訟法)、特殊研究2(刑事訴訟法)、特殊研究3(刑事訴訟法)、特殊研究4(刑事訴訟法)、特殊演習(法学系)



あんどう こういち
安藤 浩一／ANDO Koichi 教授

〉 専門分野

経済学、企業財務論

〉 研究キーワード

マクロ経済、企業行動、財務戦略、コーポレートファイナンス、企業金融

〉 最終学歴・学位・取得大学

博士（経済学）（東京大学）

〉 問い合わせ先

ando●tamacc.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

企業行動を軸に、マクロからミクロに至る民間経済のあり方について、経済学的な観点から研究しています。経済学は次第に分析対象を広げ、契約や組織等を考慮して、制度設計や政策評価を行う分析ツールへと変貌を遂げています。配当や資金調達などの企業の財務政策を考える際にも、重要な視点を提供します。

企業のどのようなイノベーションや財務戦略が、経済全体の成長や発展に有効に寄与していくのか、明らかにすることを目指しています。

◆主な論文・著書

- “Business Performance of Firms Using Debt”, Policy Research Institute”, Public Policy Review 2017年10月
- 「経済成長と産業構造の変化」『RIETIディスカッションペーパー』経済産業研究所、2017年7月
- 「負債を利用する法人企業の経営成果について」『フィナンシャル・レビュー』財務総合政策研究所、2017年3月

◆主な担当科目

国際企業財務論、研究特論1(国際企業関係法)(J)、研究特論2(国際企業関係法)(J)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(国際政治経済)、特殊研究2(国際政治経済)、特殊研究3(国際政治経済)、特殊研究4(国際政治経済)

お さ か だ ゆ う こ
小坂田 裕子／OSAKADA Yuko 教授



〉専門分野

国際法（国際人権法）

〉研究キーワード

国際人権法、先住民族の権利、難民・庇護希望者の権利

〉最終学歴・学位・取得大学

博士（人間・環境学）京都大学

〉問い合わせ先

yosakada319@chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

国際人権法、中でも先住民族の権利や難民・庇護希望者の権利を中心に研究を行っています。

◆主な論文・著書

- 『先住民族と国際法：剥奪の歴史から権利の承認へ』信山社、2017年
- 『考えてみよう 先住民族と法』信山社、2022年(深山直子・丸山淳子・守谷賢輔との共編著)
- “An examination of arguments over the Ainu Policy Promotion Act of Japan based on the UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples”, *The International Journal of Human Rights*, Vol. 25 No. 6 (2021).
- “Indigenous Peoples as Actors in International Law-Making: Focusing on International Environmental Law”, in *Changing Actors in International Law*, ed. by Karen N. Scott, Kathleen Claussen, Charles-Emmanuel Côté, and Atsuko Kanehara, Brill, 2020.
- 「入管収容の現在—企画趣旨説明も兼ねて」『法律時報』92巻2号(2020年)。
- 「欧州人権裁判所による入管収容の合法性審査の発展と限界—自由権規約委員会との比較を通じて—」『国際法外交雑誌』第121巻第3号(2022年)

◆主な担当科目

特殊講義(International Law From Japanese Perspectives)、国際関係法1(B)、国際関係法2(B)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(国際関係法)、特殊研究2(国際関係法)、特殊研究3(国際関係法)、特殊研究4(国際関係法)

◆メッセージ

大学院の授業では、国際人権法の内外の文献を講読し、ディスカッションを行うことを通じて、履修者の皆さんと一緒に問題関心を深めて行きたいと考えています。



かじた ゆきお 梶田 幸雄／KAJITA Yukio 教授

〉専門分野

国際取引法

〉研究キーワード

中国法、国際商事調停、国際投資仲裁

〉最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程修了・博士（法学）（中央大学）

〉問い合わせ先

ykajita@tamacc.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

国際商取引において、近年、裁判以外の方法でトラブルの解決を図る方式として、「ADR(Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争解決手続)」が注目されています。紛争が生じた場合には、一般に当事者間の話し合いで互譲しながら解決を図ることが模索されるますが、当事者間の話し合いが調わず、解決できない場合に、当事者以外の中立的な第三者に解決を委ねることが考えられます。この第三者による解決方法に、(1)和解を勧める斡旋、(2)解決案を示す調停、さらに(3)当事者に対して紛争解決に対する拘束力を有する法的紛争解決方法の一つとされる仲裁、(4)外国で作成された公正証書(民事執行法 22 条 7 号)があります。

国際取引実務では、その契約のほぼ 90%に仲裁条項が設けられているとも言われます。また、最近では調停が利用されるケースも増えています。

国際商事仲裁とは、国際取引契約において、契約当事者が自由意思の原則により仲裁条項を設け、または紛争発生後に仲裁合意することにより、当事者間で発生する可能性があるか、または発生した契約性または非契約性の商事紛争を常設または臨時の仲裁庭に申し立て、その判断を仰ぎ、この判断に服する法によって認められた制度のことをいいます。仲裁機関または臨時仲裁裁判が示した仲裁判断は終局的なものであり、当事者に対する法的拘束力を有し、当事者は任意に判断を履行する義務を負うことになります。この国際商事仲裁に関しては、国際商事仲裁の法源には、国際的統一ルールとして、国際連盟により採択された 1923 年の仲裁条項に関するジュネーブ議定書及び 1927 年の仲裁判断の執行に関するジュネーブ議定書があります。さらにその後、1958 年に国際連合により「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(ニューヨーク条約)が採択されています。ニューヨーク条約の加盟国は日本を含めて 140 力国以上にのぼり、国際商事紛争を解決する最も有力な手段となっています。

国際商事紛争の解決方法の一つとして、調停の利用も多くなっています。2002 年に国際商取引法委員会(UNCITRAL)において国際商事調停モデル法が採択され、2018 年の同法改正を経て、2019 年 8 月 7 日に「シンガポール国際調停条約」(2018 年 12 月に国連総会で採択)が米中など 46 力国により調印され、2020 年に発効しています。調停とは、紛争の当事者間に立って第三者が事件の解決に努力することにより、当事者の互譲によって事件の妥当な解決を図ろうとするものです。日本の特徴的な紛争解決方法と言えそうですが、欧米でも紛争処理意識においても、長期的なビジネス関係を壊さないことが優先されます。調停は、紛争当事者が長期間にわたってビジネスを継続してきており、また、今後も継続する意向がある場合には、当事者間の友好関係を損なわないという優位性が指摘されています。

国際商事仲裁・調停においては、人・企業の法意識(権利意識・契約遵守意識・紛争解決意識)の違い、企業文化・異文化コミュニケーションについても理解することが重要です。

◆主な論文・著書

- 『中国における国際取引紛争解決法』日本評論社, 2022 年 12 月
- 「外国判決の承認・執行と相互主義—中国のケースを参考にして—」法学新報, 第 129 卷第 1・2 号
- 「国際仲裁における上訴制度」比較法雑誌, 第 55 卷第 2 号
- 「域外適用的経済制裁と国際取引契約における制裁条項の効力— AlDakkak Trading v. 福建鼎豐機電事件などを参考にして—」法学新報 第 128 卷第 11・12 号
- 「第三者参加型の多数当事者仲裁の論点—中国南明徳重工業 v. Crescendo 事件」法学新報, 第 127 卷第 9・10 合併号, 2021 年 3 月
- 「国際コンプライアンスの研究(第 82 回) 新型コロナウイルスと不可抗力～中国法の視点～」国際商事法務, 第 49 卷第 1 号, 2021 年 1 月号
- 「中国裁判所の国際司法共助 :米中貿易摩擦下での“一带一路”構想推進」世界経済評論, 2020 年 1・2 月号

◆主な担当科目

国際取引法1(A)、LEGAL RESEARCH (B)、研究特論1(国際企業関係法)(D)、国際取引法2(A)、研究特論2(国際企業関係法)(D)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(国際取引法)、特殊研究2(国際取引法)、特殊研究3(国際取引法)、特殊研究4(国際取引法)



きたい たつや
北井 辰弥／KITAI Tatsuya 教授

〉 専門分野

英米法

〉 研究キーワード

英米契約法

〉 最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程満期退学

〉 問い合わせ先

kitai@tamacc.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

英米契約法、とりわけイギリス契約法を損害賠償の3利益すなわち、期待利益、信頼利益そして原状回復利益の観点から研究してきました。最近は信義則や契約の解釈についても論文を発表しています。

◆主な論文・著書

- 「イギリスにおける契約の解釈」『法学新報』126巻7・8号、2020年

◆主な担当科目

外国語文献講読(法学・英語)、特殊講義(Introduction to Japanese Law)、特殊講義(Comparative Constitutional Law)、アメリカ私法1(B)、研究特論1(国際企業関係法)(H)、アメリカ私法2(B)、研究特論2(国際企業関係法)(H)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(英米契約法)、特殊研究2(英米契約法)、特殊研究3(英米契約法)、特殊研究4(英米契約法)

◆メッセージ

授業では、「アメリカ私法」を中心に担当します。できるだけ日本法との比較を心がけるつもりです。



くにえだ しげき
國枝 繁樹／KUNIEDA Shigeki 教授

- › 専門分野
財政学
- › 研究キーワード
税制、財政政策
- › 最終学歴・学位・取得大学
Ph.D. (経済学) (ハーバード大学)
- › 問い合わせ先
skunieda@tamacc.chuo-u.ac.jp
- › リンク
[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

研究者情報データベースの記載をご覧下さい。

https://c-research.chuo-u.ac.jp/html/100002835_ja.html

◆主な論文・著書

研究者情報データベースの掲載論文をご覧下さい。

https://c-research.chuo-u.ac.jp/html/100002835_ja.html

◆主な担当科目

日本法リーガルリサーチ情報法1(A)、特殊講義(リガル・リサーチ基礎)、特殊講義(リガル・リサーチ基礎)、特殊講義(Comparative Constitutional Law)、アメリカ公法1(A)、情報法2(A)、アメリカ公法2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(情報法)、特殊研究2(情報法)、特殊研究3(情報法)、特殊研究4(情報法)、特殊演習(法学系)

◆メッセージ

我が国の税制・財政のあり方を、理論的・実証的観点から研究しています。



さとう のぶゆき 佐藤 信行／SATO Nobuyuki 教授

〉専門分野

英米カナダ法、公法、情報法、比較法

〉研究キーワード

比較公法、カナダ憲法、情報法、英語による日本法表現

〉最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程公法専攻中退・博士（法学）（中央大学、2000年）

〉問い合わせ先

nsato@tamacc.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

[こんな研究をして世界を変えよう](#)

[Chuo Online](#)

[Chuo Online](#)

◆研究内容の紹介

現代社会の特徴として、グローバル化と情報化の進展があります、これらは、従来と異なる様々な課題や問題を生起させています。それらの中で、主として公法領域に関わるものについて、英米カナダ法との比較を主要な方法論として研究しています。たとえば、電子化された情報の国境を超えた移転から生じる紛争の解決などが典型的な課題です。国境を超える法的問題については、これまで、事案ごとにいずれかの国や地域の法を選び適用するという「準拠法選択」の仕組みが用いられてきました。しかし、サイバー空間での越境問題について、これをそのまま適用するには限界があることが明らかになっています。一方で、準拠法として日本法を用いる解決策が妥当する場面でも、日本法についての知見が広く世界に共有されておらず、これが準拠法とともに選択されづらいという問題も指摘されています。そこで、日本法情報の英語による情報発信のあり方についても、研究を進めているところです。

◆主な論文・著書

- 『現代カナダを知るための 60 章』(明石書店、2021 年)共編
- 「カナダにおける「テロ対策」としての重国籍者からの市民権剥奪：二〇一四年の導入から二〇一七年の廃止まで」法学新報 126 卷 7・8 号(2020 年)151 頁～181 頁単著
- “New Personal Information Protection Scheme in Japan: How Do Privacy Laws Work in the Age of Globalization and AI?”『グローバリゼーションを超えて—アジア・太平洋地域における比較法研究の将来—(日本比較法研究所研究叢書 120、日本比較法研究所創立 70 周年記念)』(中央大学出版部、2020 年)pp.115 – 132 単著
- 「裁判所によるインターネット情報の世界的規制の可能性—Google Inc. v. Equustek Solutions Inc. カナダ最高裁判所判決を契機として—」『憲法理論の再構築』(敬文堂、2019 年)pp.135 – 154 単著
- “The State of Legal Education in Japan: Problems and “Re”-Renovations in JD Law Schools”, 3–2 Asian Journal of Law and Society 213 (2016) 単著

◆主な担当科目

日本法リーガルリサーチ情報法1(A)、特殊講義(リガル・リサーチ基礎)、特殊講義(リガル・リサーチ基礎)、特殊講義(Comparative Constitutional Law)、アメリカ公法1(A)、情報法2(A)、アメリカ公法2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(情報法)、特殊研究2(情報法)、特殊研究3(情報法)、特殊研究4(情報法)、特殊演習(法学系)

◆メッセージ

主として、英米カナダ法との比較という方法論で研究を進めています。情報法以外の領域でも、こうした方法論に関心がある方と一緒にできることを期待しています。また 2024 年度からは、日本法情報調査の授業を担当することになりました。主として留学生や社会人院生の皆さんを念頭に運営する科目ですが、体系的な日本法情報調査のトレーニングを受けておられない方であれば、どなたでも歓迎します。



さとう ふみひこ
佐藤 文彦／SATO Fumihiko 教授

〉専門分野

国際私法

〉研究キーワード

国際私法、比較法

〉最終学歴・学位・取得大学

博士（法学）（中央大学）

〉問い合わせ先

sfumihiko001w@chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

国際私法とは、国際的（涉外的）な私法上の法律問題を扱う法分野です。現在、いわゆる国際社会は、主権国家により構成され、各国は、自由に法律を定めることができるという原則があります。法は、歴史・文化・伝統の所産ですから、各国の法は、当然異なります（法の国際性）。他方で、我々の生活関係は、国際化しています（生活関係の国際性）。この両者のギャップをいかに埋めるかが、国際私法の課題です。

いささかキャッチフレーズ的に言えば、「国際社会における私法上の問題解決を、理論の面から支える」のが、国際私法学となるでしょうか。

この国際私法の中でも、氏名法や家族法を中心に、研究をしています。もとより、国際私法学者にとっては「日常のパン」ともいわれる、比較法研究にも、力を注いでいます。

◆主な論文・著書

- 山内・佐藤（編）『<標準>国際私法』信山社
- 佐藤文彦『ドイツ国際氏名法の研究』成文堂

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論（法学）、外国語文献講読（法学・ドイツ語）、国際私法1(A)LEGAL RESEARCH (A)、研究特論1（国際企業関係法）(A)、国際私法2(A)、研究特論2（国際企業関係法）(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1（国際私法）、特殊研究2（国際私法）、特殊研究3（国際私法）、特殊研究4（国際私法）

◆メッセージ

大学院で研究を進めようとするならば、是非、新たな知の地平を目指してください。



ならざき みどり
齋崎 みどり／NARAZAKI Midori 教授

〉専門分野

国際私法、国際経済法、EU法

〉研究キーワード

越境的環境損害と国際民事紛争、気候変動訴訟、ビジネスと人権

〉最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程退学

〉問い合わせ先

narazaki@tamacc.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

国際化の近時の潮流を法の観点から分析し、諸国に通じる最適なルールは何かを検討するのが最近の研究です。中国の飛躍的躍進や最貧国の経済底上げの結果、中近東やアフリカ、南米などに市場が拡大し、欧米・中国・韓国等アジア企業の間で競争が拡がっています。他方、国家安全保障などを理由に、異民族や外国籍住民の排除や孤立化が進んでいます。経済成長を求めて国家の間で結ばれるルールがどのような影響をもたらすかについて、ChuoOnline「自由貿易協定に対する恐怖」<https://yab.yomiuri.co.jp/adv/chuo/opinion/20140623.html> (2014執筆)を参照ください。

◆主な論文・著書

- 「気候変動訴訟と国際私法—Royal Dutch Shellに対するハーグ地裁判決の検討—」『国際私法年報』25号(2023)
- 「海洋における越境的環境損害と国際民事訴訟—豪州モンタラ油田噴出事故訴訟—」『法学新報』129卷1・2号(2022)
- 「親権に関する立法不作為を理由とする国家賠償訴訟と人権アプローチ」『比較法雑誌』56卷2号(2022)
- 「越境河川汚染と『外国の法の考慮』—2000年のバイア・マーレ事故を題材として」『国際私法年報』22号(2020)
- 「国家管轄権と国際私法上の連結—ドイツにおける特別連結論、公法抵触法、経済抵触法—」『国際法外交雑誌』116卷3号(2017年)

◆主な担当科目

国際経済法1(A)、LEGAL RESEARCH (D)、研究特論1(国際企業関係法)(B)、国際経済法2(A)、研究特論2(国際企業関係法)(B)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(国際経済法)、特殊研究2(国際経済法)、特殊研究3(国際経済法)、特殊研究4(国際経済法)



にしむら のぶふみ
西村 暢史／NISHIMURA Nobumitsu 教授

〉 専門分野

競争法

〉 研究キーワード

独占禁止法、競争政策、規制産業

〉 最終学歴・学位・取得大学

神戸大学大学院法学研究科博士前期課程修了修士（法学）

〉 問い合わせ先

nnishimura001q@chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

「競争」という言葉をどのように理解すれば良いのでしょうか。人と人、チーム間、会社間、国家間など様々なイメージがあるでしょうし、それが勉強やスポーツ、会社においてどのように捉えられているかも様々だと思います。私は、主に会社間の「競争」を法律という視点から捉え、この世の中には何らかの「競争」に関するルールが必要であり、そのルールはどのようなものが適切なのかを日々考えています。経済社会の基盤を担っている会社の望ましい行動とルールや規制という意味での法律の適正な関係を模索し、「競争」を正しく維持することで、私たちのような消費者の利益をいかに確保していくのか、また、日本国内にとどまらない世界における「競争」のルールという視点も忘れずに研究をしています。

◆主な論文・著書

- 「マイナミ空港サービス株式会社による排除措置命令等取消請求控訴事件」公正取引 872 号(2023 年)
- 「インターネット宿泊予約サイトが実施したいわゆる同等性条件に関する確約計画の認定」ジュリスト 1580 号(2023 年)
- 「独禁法 8 条 3 号の規制の系譜(上)(下)」法学新報 129 号 5 号(2022 年)、8・9 号(2023 年)

◆主な担当科目

専門導入 A(民事法概観)、特殊講義(Introduction to Japanese Law)、特殊講義(Japanese Competition Law & Policy in Global Context)、経済法 1(A)、研究特論 1(国際企業関係法)(I)、経済法 2(A)、研究特論 2(国際企業関係法)(I)、研究指導論、研究報告論 1、研究報告論 2、特殊研究 1(競争法)、特殊研究 2(競争法)、特殊研究 3(競争法)、特殊研究 4(競争法)

◆メッセージ

今あるルール(法律)を十分に理解することが学びの第一歩だと思います。

ほりえ あいこ
堀江 亜以子／HORIE Aiko 教授



〉専門分野

知的財産法

〉研究キーワード

商標法、著作権法、パブリシティ権

〉最終学歴・学位・取得大学

修士（法学）（東京都立大学） 東京都立大学大学院社会科学研究科博士課程基礎法学専攻満期退学

〉問い合わせ先

horie●tamacc.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)**◆研究内容の紹介**

知的財産法には、特許法・実用新案法・意匠法・商標法といった産業財産権法と呼ばれるもの及びそれに隣接するものとして、種苗法、半導体回路配置法、地理的表示法など、行政機関により権利が付与されるものについて規定する法律の他、文化的所産を保護することを目的とする著作権法、事業者間の公正な競争の維持を目的とする不正競争防止法などが規定されている。また、特に法規定が置かれていないものの、近年、知的財産法の一種として、パブリシティ権の損害が認められるようになってきている。

担当者が長年にわたって研究対象としているものは、大きく分けて、立体商標制度とパブリシティ権である。このいずれも、複数の法規定との関わりを念頭に置いて、適切な保護のあり方等を検討する必要がある。また、権利保護の対象とされてから比較的短いものであることから、欧米との比較法的研究も必要である。このため、現在、隣接する法規定における論点にも目配りをしつつ、米、独、EUとの比較法的研究を進めているところである。

◆主な論文・著書

- 「著作権及び著作人格権の侵害に関する準拠法－XO 醬男と杏仁女事件－」『高部眞規子裁判官退官記念論文集 知的財産権訴訟の煌めき』（きんざい）（2021）
- 別冊ジュリスト・商標・意匠・不正競争判例百選〔第2版〕「並行輸入(2)－品質の実質的同一性〔NEONERO事件〕」
- 別冊ジュリスト・特許判例百選〔第5版〕「共有者の手足による実施〔蹄鉄事件〕」
- 別冊ジュリスト・著作権判例百選〔第6版〕「データベースの著作物性〔自動車データベース(翼システム)事件:中間判決〕」
- 「パブリシティ権侵害と損害賠償」『知的財産法研究の輪 渋谷達紀教授追悼論文集』（発明推進協会）（2016）

◆主な担当科目

知的財産法1(A)、LEGAL RESEARCH (E)、研究特論1(国際企業関係法)(C)、知的財産法2(A)、研究特論2(国際企業関係法)(C)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(知的財産法)、特殊研究2(知的財産法)、特殊研究3(知的財産法)、特殊研究4(知的財産法)



み や の ひろかず
宮野 洋一／MIYANO Hirokazu 教授

〉専門分野

国際法（国際紛争解決における法的要素の機能、国際秩序の思想的基盤/国際倫理/グローバル・ジャスティス論）

〉研究キーワード

紛争処理・解決、国際法執行過程、国際正義/国際倫理、国際法思想

〉最終学歴・学位・取得大学

法学修士（中央大学） 中央大学大学院法学研究科博士後期課程中退

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

準備中。

◆主な論文・著書

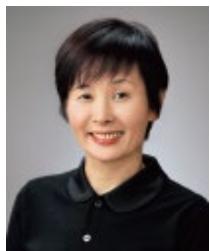
- 「国際法学と紛争処理の体系」『紛争の解決(日本と国際法の100年、第9巻)』(国際法学会(編)、三省堂)所収。
- 「国際紛争処理制度の多様化と紛争処理概念の変容」『国際法外交雑誌』97巻2号。
- The Place of the International Court of Justice in the Entire Process of Dispute “Resolution”: A Critical Evaluation of Function of Adjudication in International Relations』(日本比較法研究所50周年記念)Toward Comparative Law in the 21st Century』。
- 「国際紛争の解決と国際司法裁判所の機能に関する一試論」『法学新報』95巻9・10号。
- 「国際法学の思考様式としての『法の調停モデル』—紛争解決と国際法・国際法学の結節点—」『法学新報』95巻1・2号。
- 「『グローバル行政法』論の登場—その背景と意義」横田・宮野(編)『グローバルガバナンスと国連の将来』(中央大学出版部)所収
- (監訳)チエイズ&チエイズ『国際法遵守の管理モデル—新しい主権のあり方』(中央大学出版部)
- 学会・学外等の活動: 国際法学会、世界法学会、国際経済法学会、国際政治学会、International

◆主な担当科目

特殊講義(International Law From Japanese Perspectives)、国際関係法1(A)、研究特論1(国際企業関係法)(E)、国際関係法2(A)、研究特論2(国際企業関係法)(E)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(国際関係法)、特殊研究2(国際関係法)、特殊研究3(国際関係法)、特殊研究4(国際関係法)

◆メッセージ

国際紛争の「処理」にはどのような工夫の集積があり、それらは紛争の「解決」にどのように結びつくのか。また、紛争の処理をも含めた国際法の基礎を支えるものとして、国境を越えた共通の正義はどこまで可能か。このような問題意識を中心につつ、現代国際法のかかえる最先端の諸課題につき、隣接諸分野まで含めた諸文献を広く涉獵し、その基礎の上で、大いに自由な談論風発の場をもちたいと思います。



あおきひろこ 青木 裕子／AOKI Hiroko 教授

〉専門分野

政治思想史

〉研究キーワード

イギリス啓蒙；スコットランド啓蒙；アダム・ファーガスン；コモン・センス哲学；プラグマティズム；近代日本の知識人

〉最終学歴・学位・取得大学

博士（学術）（国際基督教大学）

〉問い合わせ先

aohiro.87a@chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

私の専門分野、政治思想史とはどのような研究分野なのか少し説明したいと思います。私たちが生きている今日の社会で、価値判断の共通の評価基準ないしは理想型、即ち、規範となっている概念があります。例えば、デモクラシーやリベラリズムといった概念です。しかしながら、デモクラシーやリベラリズムに何を期待するか、それらに基づいてどのような社会をよしとするのかは人によって異なります。それどころか、デモクラシーやリベラリズムについての基本的な理解を共有することは難しいですし、また、デモクラシーとリベラリズムを混同している人がほとんどです。このため、こういった概念に基づいて描き出されている社会をよりよくしていきたいという思いは皆共有しているはずなのですが、共通理解のないまま話し合いをすると平行線をたどったり、混乱したりしてしまいます。

そこで政治思想史では、まずは「そもそも論」によって本質を掘もうとします。つまり、これらの概念は、(1)本来何を意味し、何を目指していたのだろうか、ということを先人たちの思想や哲学から紐解いていきます。そして、(2)時代とともにどのように変化してきたのだろうか、(3)その本質は、今日における問題の所在と関係しているのか、(4)どうあるべきものなのか、というような枠組で研究を進めていくことになります。研究する上で、どういう問題を切り口とし、どういった思想を参照するのかはもちろん自由です。

私自身はイギリス啓蒙思想、特に 18 世紀のスコットランド啓蒙思想のアダム・ファーガスンの国家と市民社会の思想を中心に研究を進めてきました。現在は、スコットランドのコモン・センス哲学とアメリカのプラグマティズムの影響関係を研究しています。アメリカはデモクラシーとリベラリズムを拠り所として発展してきた国で、デモクラシーとリベラリズムの光と陰がくっきりと見えます。そこで、デモクラシーとリベラリズムについての理解を深めるためにも、アメリカの哲学的バックボーンをなしてきたプラグマティズムについての理解を深めたいと思っています。また、明治、大正の知識人についても研究しています。明治・大正の知識人の前向きで晴れやかな思想的態度と時代背景に興味があります。

思想史研究は、難解な文献に内在して読み解く努力と、他者との対話による新たな気付きを重ねながらも、大きな視点や問題意識を持ち続けることに意義があります。また、「そもそも論」に立ち返って物事の本質を考えることは、皆さんのが大学院修了後どのような道に進んでも、リーダーシップをとる際の指標になるはずです。大学院での学びと出会いが皆さん的人格を形成し、より豊かな人生の糧になることを願っています。

◆主な論文・著書

- 「第 1 章 アダム・ファーガスンにおけるコモン・センス的リアリズムの検討」、青木裕子・大谷弘編著(2020)『「常識」によって新たな世界は切り拓けるか』晃洋書房、pp. 9–28。(2020)
- 「解説 『市民社会史論』の魅力とその意義」アダム・ファーガスン(2018)天羽康夫・青木裕子訳『市民社会史論』京都大学学術出版会、pp. 427–37。(2018)
- 「自由貿易」、押村高編『政治概念の歴史的展開』晃洋書房、pp.179–202。
- Adam Ferguson (2015) edited and Preface by Yasuo Amoh, Darren Lingley and Hiroko Aoki, Adam Ferguson and the American Revolution, Kyokuto Shoten. (2015)
- 『アダム・ファーガスンの国家と市民社会』勁草書房。(2010)

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論(政治学)、政治思想史特講1(D)、政治思想史演習1(D)、政治思想史特講2(D)、政治思想史演習2(D)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(政治思想史)、特殊研究2(政治思想史)、特殊研究3(政治思想史)、特殊研究4(政治思想史)、特殊演習(政治学系)

◆メッセージ

大学院での学びと出会いが皆さん的人格を形成し、より豊かな人生の糧になることを願っています。



あきよし たか お
秋吉 貴雄／AKIYOSHI Takao 教授

〉 専門分野

公共政策学

〉 研究キーワード

政策過程分析

〉 最終学歴・学位・取得大学

博士（商学）（一橋大学）

〉問い合わせ先

takiyoshi001n@g.chuo-u.ac.jp

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

公共政策学の政策過程論を専門とし、政策過程分析の理論モデルに関する研究と、政策過程の事例分析を行っている。具体的には、前者に関しては、主に政策学習論、知識活用論、アイディアアプローチ、歴史的制度論等について研究を行い、後者に関しては、規制改革、民営化、会計検査制度等について分析を行っている。

◆主な論文・著書

- 「政府学習の分析枠組みをどのように再構築するか：学習の構造とプロセス」『年報行政研究』56号、2021年
- 『公共政策学の基礎 第3版』有斐閣、2020年(共著)
- 「時間のなかの規制制度改革：改革のタイミング・配列と政治的效果」『法学新報』126巻1・2号、2019年
- 『入門 公共政策学：社会問題を解決する「新しい知」』中央公論新社、2017年
- 『公共政策の変容と政策科学：日米航空輸送産業における2つの規制改革』有斐閣、2007年

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論(政治学)、行政学特講1(B)、行政学演習1(B)、行政学特講2(B)、行政学演習2(B)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(行政学)、特殊研究2(行政学)、特殊研究3(行政学)、特殊研究4(行政学)、特殊演習(政治学系)



いぐち さとし 井口 晓／IGUCHI Satoshi 准教授

〉専門分野

リスク社会学、理論社会学

〉研究キーワード

リスク、不確実性、非知、対話、社会システム理論

〉最終学歴・学位・取得大学

博士（文学）京都大学

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

科学技術の発展に伴うリスク(risk)、不確実性(uncertainty)、科学的非知(scientific non-knowledge)の問題、それらをめぐる社会的コンフリクト、およびその克服策について、リスク社会学、リスク社会論、非知の社会学の観点から研究を進めています。

これまで、ニクラス・ルーマンやウルリッヒ・ベック、ペーター・ヴェーリングが展開したリスクと非知の社会学に注目し、理論的発展と応用研究を試みました。そしてその観点から、2011年に発生した福島第一原発事故と放射線被ばくをめぐる社会的・科学的・政治的な論争と対立に焦点を当て、その構図と背景、意図せざる帰結を明らかにし、対立を乗り越えるための「リスク対話」の方策について構想を進めました。

近年は、無知／非知研究の分野にも取り組んでいます。中でも、「科学的非知(scientific nonknowledge)」、つまり科学的に十分に解明されていない未知のリスクや危険性をめぐり、科学内部にどのような背景からどのような見解の相違や対立が存在するのか、科学内部の非知認識の多元性や階層性は科学技術をめぐる政治的意志決定にどのような影響を及ぼすのか、について関心を持っています。また、「わからない」という非知の状態を、デメリットをもたらす有害な状態として捉えるのではなく、場合によっては多くのメリットをもたらす有益な状態として捉え直そうとする、「非知の有益性」論にも関心を持って研究を進めています。

以上と並行して、ドイツの社会学者ニクラス・ルーマンが展開した社会システム理論と現代社会分析が有する現代的意義と応用可能性について関心を持って研究を進めています。最近では、ルーマンが芸術システム論の中で展開した「モノ論」に注目し、アクターネットワーク理論やポストヒューマン論によって進められてきた人文社会諸科学の「存在論的転回」に対して持つ意義と貢献についても検討を進めています。

◆主な論文・著書

- 『ポスト3・11のリスク社会学——原発事故と放射線リスクはどのように語られたのか』ナカニシヤ出版、2019年。
- 「構築主義論争とルーマン理論」『現代社会学理論研究』第15巻、2021年。
- 「日常人類学における共同性と了解」『日常的実践の社会人間学』、(松田素二ほか編著)、山代印刷株式会社出版部、2021年。
- 「アグトロジーと非知社会学」『科学史研究』[第III期]第303号、2022年。
- 「知らないでいることの恩恵と価値——規範的非知論の挑戦」『現代思想』第51巻第7号、2023年。

◆主な担当科目

政治社会学特講1(A)、政治社会学演習1(A)、政治社会学特講2(A)、政治社会学演習2(A)

◆メッセージ

大学院での研究は、自分の興味関心をとことん突き詰められる貴重な時間です。研究は孤独で苦しさを伴う営みですが、ぜひたくさんの仲間と議論し、「まだ答えの出ていない問題」に自分なりに納得のいく答えを見つけ出してください。



いそざき はつひと 磯崎 初仁／ISOZAKI Hatsuhiro 教授

〉専門分野

地方自治論（地域政治論）、行政学、政策法務論

〉研究キーワード

地方政府、地方分権、自治体政権、自治体議会、都道府県制度、政策法務・自治体法務

〉最終学歴・学位・取得大学

東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了

〉問い合わせ先

VZL03166●nifty.com

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

[ブログ](#)

◆研究内容の紹介

私の研究の目標は、日本の地方自治を理論と実務の両面から解明することであり、特に最近は次の3つを柱にしています。

第1に、1990年代から進められている地方分権の実態を明らかにして、制度をつくる権限（立法権）の拡充をめざす「立法分権」を進めるための方策を考えることです。

第2に、自治体が法令の自主解釈権や条例制定権を生かして自らの政策の実現を図る「政策法務」の可能性を検討し、自治体の職員や議員の力量向上の方策を検討することです。

第3に、都道府県の機能を分析し、その政策的主体性を展開する条件を探るとともに、人口減少時代の都道府県と市町村関係を考えることです。

◆主な論文・著書

- 『立法分権のすすめ』ぎょうせい、2021年
- 『ホーンブック地方自治（新版）』共著、北樹出版、2020年
- 『自治体政策法務講義（改訂版）』第一法規、2018年
- 『自治体議員の政策づくり入門』イマジン出版、2017年
- 『知事と権力』東信堂、2017年

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論（政治学）、地域政治論特講1(A)、地域政治論演習1(A)、地域政治論特講2(A)、地域政治論演習2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1（地域政治論）、特殊研究2（地域政治論）、特殊研究3（地域政治論）、特殊研究4（地域政治論）、特殊演習（政治学系）

◆メッセージ

大学院では、地域政治論特講、同演習などを担当します。

地方自治の理論と実務を橋渡しするような授業を目指したいと思います。

参加者の負担は大きいかもしれません、苦労に見合うような成果も得られる機会にしたいと思います。



くどう ひろこ 工藤 裕子／KUDO Hiroko 教授

〉専門分野

公共経営論、公共政策学

〉研究キーワード

eGovernment、行政のデジタル化、スマートシティ、ビッグデータ、AI、スポーツ政策、文化政策、Co-production

〉最終学歴・学位・取得大学

Ph.D. (公共政策学) (ヴェネツィア大学)

〉問い合わせ先

hirokokd@tamacc.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

政府がいかに政策を形成し、それを執行するのかについて、政策形成過程および行政組織の経営を研究する。前者の政策形成過程については、都市政策、スポーツ政策、保健医療政策、文化政策などを事例に、ビッグデータや AI を含め、デジタル・テクノロジーの進展を受けて変容する政策形成の方法とその可能性、また政策の受益者である市民が政策形成過程に参加する可能性と方法などについて研究している。後者の行政組織の経営については、省庁・独立行政法人・地方自治体など組織のタイプによる相違、組織における人材の確保および育成の方法、組織マネジメントの手法と改革、そして公共サービスの供給方法などについて研究している。

テクノロジーの進展がめざましい現在、民間企業は適宜それらを取り入れてビジネスに反映させることが出来るが、行政機関は法の支配に基づいて行動するため、変化は容易ではない。しかし、時代の要請に応えるためにはより柔軟で迅速な対応が求められている。このため当該研究は、行政機関が新たなテクノロジーをどのように導入し活用することが出来るのか、また、現行制度との齟齬をどのように解決することが出来るのか、などの疑問に答えるものである。デジタル・テクノロジーとソーシャル・メディアの発達は、市民参加の方法と規模を根本的に変えつつあるが、制度が未整備なために充分に活用されていないが、当該研究はこの点についても方法と可能性を検討するものである。

◆主な論文・著書

- (2021) "COVID-19 Digital Contact Tracing between Privacy Issues and Co-production: why some have worked and some haven't", in AAVV., Proceedings of the Central and Eastern European eDemocracy and eGovernment Days 2021, Austrian Computer Society
- (2021) "Right to Security and Safely and the Role of Professionals: Lessons from the Italian L'Aquila Earthquake", in Brown, D.C.G., and Czaputowicz, J. (eds.), Dealing with Disaster: Public Capacities for Crisis and Contingency Management, IIAS Public Governance Series Vol.2., pp. 395–419.
- Vermiglio, C., Kudo, H., and Zarone, V. (2020), "Making a Step Forwards Urban Resilience: The Contribution of Digital Innovation", in Bevilacqua, C., Calabro, F., and Della Spina, L. (eds.), New Metropolitan Perspectives: Knowledge Dynamics, Innovation-driven Policies Towards the Territories' Attractiveness, Volume 1, Springer, pp.113–123.
- (2020)「地域性を担保するイタリアの行政制度と都市計画一鍵を握る地方自治体、そして諸刃の剣の法制度」『都市計画』347号、Vol.69, No.6,
- (2019) 'Death of "Open Data"? How Open Data has been realising and/or not realising Open Government", in Proceedings of the Central and Eastern European eDemocracy and eGovernment Days 2019, Austrian Computer Society, pp.312–324, (Best Paper Award)

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論(政治学)、行政学特講1(C)(Advanced Introduction to Public Management)、行政学演習1(C)(Public Governance)、行政学特講2(C)(Advanced Introduction to Public Management)、行政学演習2(C)(Public Governance)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(行政学)、特殊研究2(行政学)、特殊研究3(行政学)、特殊研究4(行政学)、特殊演習(政治学系)



こ が み つ お 古賀 光生／KOGA Mitsuo 教授

〉専門分野

比較政治学、比較政治史

〉研究キーワード

政党システム、西欧政治、急進右翼、ポピュリズム、極右

〉最終学歴・学位・取得大学

東京大学法学政治学研究科博士課程修了・博士（法学）（東京大学）

〉問い合わせ先

mituokoga.784@chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

[個人ウェブサイト](#)

◆研究内容の紹介

西欧の急進右翼政党について、政党システム論という理論枠組に従って研究しています。特に、組織構造が政党内部での意思決定に及ぼす影響に注目して、急進右翼が「急進化」するか「穩健化」するかについての検討しています。

かつては急進右翼政党の台頭が西欧の民主政治を揺るがしかねないと危惧されましたが、中東欧諸国に比べれば、現時点ではその影響は限定的との理解が専門家の間で定着しつつあります。なぜ、西欧では急進右翼の台頭が民主政治の枠内で収まっているのか、それを制度的な配置の観点から検討することは、民主政の根幹を理解するうえで重要な手掛かりになると考えています。

◆主な論文・著書

- 最近の成果として、共著(ひとつの章を担当)として、以下があります。
- 伊藤武・網谷龍介編著『ヨーロッパ・デモクラシーの論点』(ナカニシヤ出版、2021)。
- 水島治郎編著『ポピュリズムという挑戦』(岩波書店、2020)。
- 岩崎正洋編著『大統領制化の比較政治学』(ミネルヴァ書房、2019)。
- 水島次郎編『保守の比較政治学』(岩波書店、2016)。

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論(政治学)、専門導入A(社会人のための計量政治学入門)、政治史特講1(A)、政治史演習1(A)、政治史特講2(A)、政治史演習2(A)、特殊演習(政治学系)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(政治史)、特殊研究2(政治史)、特殊研究3(政治史)、特殊研究4(政治史)



たかはし とおる 高橋 徹／TAKAHASHI Toru 教授

〉専門分野

社会学

〉研究キーワード

コミュニケーション、メディア

〉最終学歴・学位・取得大学

博士（文学）（東北大学）

〉問い合わせ先

ttakahashi.70n@chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

政治的コミュニケーションとマスメディアのコミュニケーション（例えば、政治報道）の相互作用を通して展開されている現代メディア政治について関心を持っています。これまでの研究で日本のメディア政治に関する理論的研究、事例研究を試みていますが、現代的なメディア環境におけるジャーナリズム（ニュース報道）の役割に関する研究も行っています。

そのような研究から考えたいのは、政治的コミュニケーションおよび政治報道における道徳性の問題です。本来、政治報道には、政治的に取り組むべき問題状況とその解決に向けた有効な政策的手段について有権者に判断材料を提供することが求められています。しかし、一般的オーディエンス（有権者である読者・視聴者）に向けたコミュニケーションを行うマスメディアにとって、技術的、専門的な政策論はともすれば立ち入りにくいものもあります。そのため、政治報道においては、物事の積極的／消極的な面を論じる際に、政策の有効性という側面ばかりではなく、政治家や官僚の行為の（誰でもが直感的に判断できる）道徳的善悪が有力な報道コンテンツとなる場合があります。このような道徳的善悪に基づく政治報道が盛んに行なわれ、道徳的な政治報道が政権獲得をめぐる権力闘争においてライバル勢力への攻撃材料として活用されるほど、その社会におけるメディア政治はより道徳性を強めることになります。このような構図で展開される道徳化されたメディア政治は、西欧では特に現代ポピュリズム研究の観点からその問題性が指摘されています。

また上記のようにマスメディアを介して一般大衆を対象として展開されるメディア政治とは別に、個別具体的な問題解決に指向したメディア利用のあり方に着目し、これを批判的なオルタナティヴとして従来型のメディア政治を相対化する視点を研究に組み込みたいと考えています。例えば、東日本大震災の直後から、オンライン上でボランティア活動に対する募金やボランティアの募集などが積極的に展開されました。こうした動きは、政治報道によって映し出されるものとしての「政治」とは異なる次元で行われる社会的な諸問題の解決に向けた努力です。現代のメディア環境においては、そうした自治的な取り組みもまた重要な、注目すべき取り組みだと考えています。

◆主な論文・著書

- 「市民活動とソサエタルメディア—宮城県所管NPOにおけるメディアの支援的活用の調査から」（『法学新報』、2022年）
- 「『形式』としてのニュース—D・ベッカーのコミュニケーション理論とジャーナリズム」（『法学新報』、2021年）
- 「公共圏とジャーナリズム—ジャーナリズムの『境界』をめぐるジャーナリズム・システム論の展開と課題」（『法学新報』、2021年）
- “Governing and societal media for building resilience: A sociocybernetic study of the disaster recovery in Japan”（Current Sociology、2019年）

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論（政治学）、コミュニケーション論特講1(A)、コミュニケーション論演習1(A)、コミュニケーション論特講2(A)、コミュニケーション論演習2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1（コミュニケーション論）、特殊研究2（コミュニケーション論）、特殊研究3（コミュニケーション論）、特殊研究4（コミュニケーション論）

◆メッセージ

人々が一日中メディアを介した情報を大量に消費している現代において、メディアは良くも悪くも人々の視点を規定しています。また、こうした視点から距離を取って別様な視点をとることも難しいといえます。しかし、逆にその点が研究という営みを通して取り組むやりがいのある課題ともいえます。



たけち ひでゆき
武智 秀之／TAKECHI Hideyuki 教授

〉専門分野

行政学、公共政策、都市政治

〉研究キーワード

公共政策、行政学、福祉政策、政策調整

〉最終学歴・学位・取得大学

博士（法学）（中央大学）

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

公共政策の研究、特に社会保障政策について研究してきました。近年は農業政策、地域活性化、文化政策など公共政策の全般について研究を進めています。また、内閣調査局や経済安定本部という政府中枢機関の歴史的研究も行っています。

◆主な論文・著書

- 『公共政策の文脈』中央大学出版部、2018年
- 『政策学講義 第2版2刷』中央大学出版部、2021年
- 『行政学』中央大学出版部、2021年

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論（政治学）、専門導入B（日本の政治・行政—留学生のための導入）、行政学特講1(A)、行政学演習1(A)、行政学特講2(A)、行政学演習2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1（行政学）、特殊研究2（行政学）、特殊研究3（行政学）、特殊研究4（行政学）、特殊演習（政治学系）

◆メッセージ

大学院が主催するイベントなどに参加して職員の方々などに相談することをお勧めします。

大学院の試験に応募の際には問い合わせフォームなどをを利用して、武智へ事前に相談いただければ幸いです。



たまき のぶひこ
玉置 敦彦／TAMAKI Nobuhiko 准教授

〉専門分野

国際政治学、同盟論

〉研究キーワード

非対称同盟、アメリカ外交史、日米関係、アジア太平洋国際政治、帝国、霸権、冷戦

〉最終学歴・学位・取得大学

東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了・博士（法学）（東京大学）

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

「国際政治学」、あるいは「国際政治学者」という言葉を、聞いたことはあるでしょうか？ 日本を取り巻く国際情勢が厳しさを増す中、「国際政治学」を枕詞として、様々な立場の人が、いろいろなことを発言する機会が、新聞でもテレビでもSNSでもずいぶんと増えてきたように思います。その中には、世界で起きている様々な事象を独自の視点で情報収集し、それについての見解を述べている、というものが散見されます。もちろん、ジャーナリズムや官庁といった、様々な実務経験を踏まえての発言であることが多いでしょう。

しかしながら、大学において研究対象となっている「学問分野としての国際政治学」は、こうした実務経験に基づく国際情勢分析とは異なります。第一次世界大戦終結を前後して大学に国際政治学の講座が設置されて以来、徐々に体系化されてきた知的蓄積があり、さらにそれは近代欧米の歴史的経験に淵源を持ちます。こうした知の蓄積を背景に新たな議論を構築する、それも未来に関する政策提言のみではなく、何らかの形で現在・過去の事象に関する分析を行うことが、大学における国際政治学の役割です。

以上のように範囲を絞り込んでも、なお国際政治学の対象とする事象は非常に広大です。時代としては概ね17世紀から現代までを（さらに古い時代を扱うべきだとの主張もあります）、また地域としては世界のほぼ全域をカバーしています。問題領域としては、何らかの形で国家間の関係を扱うという点で共通しますが、これも内政のみを扱うわけではないという程度の曖昧なコンセンサスしかないと言ってよいでしょう（内戦はこの重要な例外です）。

もちろん、国際政治学の扱う範囲を絞り込むべきという主張もありますし、その範囲から外れる研究を国際政治学と認めないという立場をとることはできます。あるいは、特定の方法論をより「進んだ」ものと考え、そうでないものを「遅れた」ものとみなすこともできます。しかしながら、少なくとも私は、特定の視点から他の研究を外在的に批判する立場をとりません。院生のみなさんの自主性を最大限尊重したいと思います。

とはいっても、一人の教員が指導を担当できる範囲は限られています。そして大学院における学修は、研究を進めるためにあります。私の研究内容を以下に簡単にご紹介しますので、みなさんの関心と合致する研究内容なのか、見極めていただければと思います。

私の専門は同盟論であり、主たる研究対象は、日米関係をはじめとした、冷戦期以降のアメリカと北東アジア・東南アジア諸国の同盟関係です。同盟の根幹は安全保障にありますが、冷戦期以降のアメリカの同盟は、強大なアメリカと、これに比べればより国力の小さい諸国の同盟関係でした。これを非対称同盟と呼びます。そしてこの特徴故に、アメリカの同盟は、安全保障のみならず、経済や価値、そしてアメリカの主導する国際秩序そのものと極めて密接な関係を持ってきました。現代の同盟を理解するためには、帝国や霸権、国際秩序に関する理論的検討との接点を探ることが不可欠となります。したがって私も、実証面では、アメリカと日本の同盟関係の検討にはじまって米比同盟・米韓同盟へと研究対象が広がり、また理論面でも同盟のみならず、帝国・霸権・秩序、さらに国際制度や戦略といった概念と向き合うこととなりました。近年は日本から見た同盟や国際秩序についても視点を広げ、論考を執筆する機会が増えています。

みなさんのご関心と合致するところはあったでしょうか？この文章がみなさんにとって、多少なりとも、より望ましい進学の手引きとなれば望外の喜びです。私とのコンタクトを希望される場合は、上記の問い合わせフォームからご連絡ください。

◆主な論文・著書

- 「ジャパン・ハンズ一変容する日米関係と米政権日本専門家の視線、1965-68年」『思想』1017号（2009年）。
- 「ベトナム戦争をめぐる米比関係—非対称同盟と『力のパラドックス』」『国際政治』第188号（2017年4月）。
- 「秩序と同盟—アメリカの『リベラルな国際秩序』戦略」『国際安全保障』第45卷第4号、2018年。
- “Japan’s Quest for a Rules-based International Order: The Japan-U.S. alliance and the decline of U.S. liberal hegemony. Contemporary Politics,” *Contemporary Politics*, Vol. 26, No. 4 (2020): 384-401. <https://doi.org/10.1080/13569775.2020.1777041>
- 『帝国アメリカがゆづるとき—譲歩と圧力の非対称同盟』岩波書店（近刊）。

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論（政治学）、国際政治学特講1(B)、国際政治学演習1(B)、国際政治学特講2(B)、国際政治学演習2(B)

◆メッセージ

国際政治学における研究には、専門の知識のみならず、幅広い分野に対する興味と知見が不可欠です。また日本語、英語、さらに各自の専門分野に関連する言語の十分な運用能力を習得していることが、大学院で研鑽を積むためには必要となります。またテーマとしても、適切に情報が確保できる時代とテーマを選ばなければなりません。大学院進学にあつては研究計画も重要です。とりわけ学部生の方は、先生方に研究計画についてよく相談してみることを強くおすすめします。みなさんと共に、多様な視点から研究に取り組めることを、楽しみにしています。



なかきた こうじ
中北 浩爾／NAKAKITA Koji 教授

〉専門分野

日本政治外交史、現代日本政治論

〉研究キーワード

日本政治、日本現代史、政党システム、政党組織、労働政治、日米関係

〉最終学歴・学位・取得大学

東京大学大学院法学政治学研究科博士課程中途退学、博士（法学）（東京大学）

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

日本政治外交史から研究生活をスタートしました。最初は占領期の日本社会党を研究し、続いて1955年体制を内政・外交の両面から包括的に分析する本を出版しました。その後、イギリスとアメリカでの在外研究の成果として、戦後日本の労働政治を国際関係史の視点から実証的に解明する書籍をまとめました。

ここ10年あまりは、現代日本政治の分析に力を入れています。具体的には、自由民主党(自民党)、民主党、日本共産党などを政党組織論などの視角から研究するとともに、連合政権に関する近年の理論的な動向を踏まえて、自公政権の安定性の理由を明らかにしました。大きいえば、政党を基軸とする民主主義(デモクラシー)の変容がテーマです。労働組合をめぐる政治、日米関係を中心とする日本外交にも関心があります。

もちろん、歴史研究も続けています。上記の現代日本政治の分析は、現在に至る歴史を含むものあり、そこに私の分析の独自性があると考えています。目下の課題は、戦後日本政治史のテキストを執筆することです。また、中学校や高校で使用されている歴史教科書(東京書籍)の執筆にも携わっています。

◆主な論文・著書

- 『日本共産党—「革命」を夢見た100年』中公新書、2022年。
- *The Liberal Democratic Party of Japan: The Realities of 'Power'*, Routledge, 2020.
- 『自公政権とは何か—「連立」にみる強さの正体』ちくま新書、2019年。
- 『自民党—「一強」の実像』中公新書、2017年(中国語版、刊行予定)。
- 『自民党政治の変容』NHKブックス、2014年。
- 『現代日本の政党デモクラシー』岩波新書、2012年。
- 『日本労働政治の国際関係史 1945~1964—社会民主主義という選択肢』岩波書店、2008年(韓国語版、2017年)。
- 『一九五五年体制の成立』東京大学出版会、2002年。
- 『経済復興と戦後政治—日本社会党 1945~1951年』東京大学出版会、1998年。

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論(政治学)、政治史特講1(B)、政治史演習1(B)、政治史特講2(B)、政治史演習2(B)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(政治史)、特殊研究2(政治史)、特殊研究3(政治史)、特殊研究4(政治史)、特殊演習(政治学系)

◆メッセージ

学部学生にとって学ぶということは、既知の知識を習得し、運用できるようになることです。それに対して、大学院で学ぶということは、新たな知の生産者になることです。それは楽しくもあり、苦しくもありの繰り返しです。ただ、一つだけ言えることは、とてもやりがいがあるということです。



なかじま やすよ 中島 康予／NAKAJIMA Yasuyo 教授

〉専門分野

政治学・比較政治学

〉研究キーワード

制度論、アイディア、フランス政治

〉最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士課程後期課程政治学専攻単位取得退学

〉問い合わせ先

ynakajima001c●g.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

日本国憲法前文は、「主権は国民に存すると宣言」しています。そして「国政が、国民の厳謹な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と述べています。通常、国民自身がその権力を直接行使するのではなく、「正当に選挙された代表者」を通して行使することをはっきりとさせるとともに、代表者は、国民の信託に応える責任を負っているとしているわけです。代表者をどのように選ぶのか、代表者が信託に応えないとき、どのようにして責任をとるのか、とらせるのか、そのあり方は、さまざまなルールによって定められています。このルールの束を「制度」と名付けておきます。制度は国や地域、時代・時期によって異なります。

さて、希望する政策は何かを質問した最近の世論調査では、コロナ対策を筆頭に、年金・医療・介護、景気回復、子育て・少子化対策、安全保障など、人びとの暮らしや生命にかかわる政策が上位に並びます。ジェンダー平等を推進する日本の取り組みが非常に遅れているという事実を否定することはできませんし、「Z世代」と呼ばれる若い人たちが地球環境問題の解決が喫緊の課題であると声を上げています。課題が山積しているのに、代表者が課題解決のために迅速にアクションをおこし、私たちの信託に応えようしないのはなぜなのか？この問い合わせについて、制度のあり方と政治にかかわる人びとの考え方や行いとの関係という観点から答をみつけるのが私の研究テーマです。

私が研究の対象にしているのはフランスです。フランスは、近代日本の國の形をつくろうとするときに、参考にされた國の一つです。今日、フランスも日本も、似たような課題に向き合っています。けれども、フランスは大統領と首相が権力を分けあっている「半大統領制」という制度を採用しているのに対し、日本は議院内閣制で、制度の違いもあります。各國の制度と人びとの関係のあり方が、望ましい政策の成否を左右することを論証することを研究ではめざしています。その論証にあたって、現状の認識や政策の望ましさについて、人びとが何をどのように語り、訴えるのかに着目することが鍵を握っていると考えています。

日本でもフランスでも、政治や政治家・官僚に対する不信が広がっていることは、選挙の棄権や白票が増えていることからも明らかです。信託に応えていない代表者ではなく、応えてくれそうな新しい代表者を選ぼうとするのは、民主主義と国民主権を基礎にしている政治において健全なことです。他方、既成政治家への不信をバネに行われる選挙や政治を「ポピュリズム」とすると批判することもあります。アメリカで選挙が正当に行われていないと信じる人びとが暴力に訴えたことは記憶に新しいところです。このような事態を招かないような政治のあり方を、研究を通して探究することの意義は小さくないと思います。

◆主な論文・著書

- 「不安に覆われた政治のなかで交差するアクター——フランスの『黄色いベスト運動』に関する調査を手がかりに——」『法学新報』128巻11・12号、2022年。
- 「選挙の同期化による『コアビタシオン』回避と第五共和制——半大統領制とデモクラシー」(中島康予(編)『暴力・国家・ジェンダー』所収)中央大学出版部、2019年。
- 「投票デモクラシーとポピュリズム」中央大学社会科学研究所シンポジウム「ジェンダー・暴力・デモクラシー」報告書(中央大学社会科学研究所)2018年。

◆主な担当科目

政治学特講1(A)、政治学演習1(A)、政治学特講2(A)、政治学演習2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(政治学)、特殊研究2(政治学)、特殊研究3(政治学)、特殊研究4(政治学)、特殊演習(政治学系)

◆メッセージ

大学院で研究・探究する愉しみは、立ち止まって疑い、皮相な事実から距離をとり、熟考を重ね、断定することに慎重である、そのような所作を身につけるところにあるかもしれません。



み や ぎ たいぞう
宮城 大蔵／MIYAGI Taizo 教授

〉 専門分野

国際政治史、日本外交

〉 研究キーワード

国際政治史、アジア、日本

〉 最終学歴・学位・取得大学

博士（法学）、一橋大学

〉 問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉 リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

第二次世界大戦終結から現在に至るまでの日本とアジアを取り巻く国際政治が主な関心分野です。世界を見わたしても、戦後アジアほど、巨大な変化を遂げた地域は他にはありません。1950年代、60年代のアジアは、貧困と停滞、終わりの見えない戦争と紛争で覆われた地域でした。その中で唯一、日本だけが「経済大国」「平和国家」として先進国への道を歩みました。しかし、1970年代以降のアジアは、経済成長によって特徴づけられる地域へと変貌し、21世紀においては世界の経済成長センターとなっています。中国の経済規模はいまや日本の4倍、一人当たりの所得で韓国や台湾が近々、日本を追い抜くと見られています。他方でアジアは、朝鮮半島（韓国・北朝鮮）や台湾海峡（中国・台湾）をめぐる安全保障上の緊張状態も抱えています。日本と近隣アジア諸国との関係も、領土問題や歴史認識問題をめぐって、なかなか安定しません。これから日本は日米同盟を基軸としつつも、アジアとどう向き合うかが最重要課題だといっても過言ではありません。日本を含むアジアのこれまでと今後を考えたいと思います。

また、日本やアジア太平洋地域のさまざまな「ひずみ」が顕著に立ち現れる地域として沖縄にも強い関心を持っています。アジアの国際情勢が安定しているときは、沖縄は魅力ある国際的リゾートとして、アジア各地から大勢の観光客が押し寄せます。一方で軍事的な問題が顕在化すれば、在日米軍基地の7割を抱える沖縄は、強い緊張にさらされます。対外関係や国際政治を多層的に捉えるうえでも、政府をはじめとする中央の論理だけでなく、沖縄のような地域に着目するのは重要なことだと見えるでしょう。

◆主な論文・著書

- 『平成の宰相たち』（編著）、ミネルヴァ書房、2021年
- 『国際協力の戦後史』（共編著）、東洋経済新報社、2020年
- 『現代日本外交史』（中公新書）、2016年
- 『戦後日本のアジア外交』（ミネルヴァ書房）、2015年

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論（政治学）、国際政治史特講1(B)、国際政治史演習1(B)、国際政治史特講2(B)、国際政治史演習2(B)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1（国際政治史）、特殊研究2（国際政治史）、特殊研究3（国際政治史）、特殊研究4（国際政治史）、特殊演習（政治学系）

◆メッセージ

その時代、時代で一見、支配的な言説、ものの見方は、意外に短い期間で変転を繰り返すものです。米ソ冷戦終焉後の国際政治や日本の政治外交を見ても同様です。その時々の時代の波に流され、左右されるだけの存在から脱して、主体的な発想を得たいと思ったとき、歴史的視座はきわめて重要な手掛かり、拠り所となります。現状を中長期的な時間軸に位置づけて考えてみる、「歴史の中の現在」という観点を持ちたいものです。



みやもと たろう
宮本 太郎／MIYAMOTO Taro 教授

〉専門分野

福祉政治論、政治過程論

〉研究キーワード

福祉国家、生活保障、社会的包摶、福祉と雇用のまちづくり

〉最終学歴・学位・取得大学

中央大学大学院法学研究科博士後期課程政治学専攻（所定単位取得）博士（政治学）（中央大学）

〉問い合わせ先

tmiyamoto001q@chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

社会保障と雇用の保障を併せて生活保障と言います。私たちの生活は、私たちが働き続けることができて、なんらかの事情で勤労所得を得ることが難しくなった時には、社会保障や福祉の制度で、所得を補ったり、また仕事に戻るための支援を得て成り立ちます。

生活保障は現代政治の中心的な争点です。政治のあり方で、生活保障のかたちは大きく変わります。また、生活保障の仕組みによって、私たちのライフサイクルも大きく異なってきます。

たとえば、現在の日本では、教育を終えて働き、定年で退職するというサイクルが一般的です。日本の生活保障は、現役世代は会社の年功賃金で家族を養っていくことが前提になっていたため、高齢世代の年金や医療にとくに力点が置かれてきました。

これに対して、若者の転職や学び直しの支援や多様な困難を抱えた人の社会参加へ支援が手厚いスウェーデンでは、一度働いてから大学に入ったり、あるいは一時期は仕事から離れて休息し、改めて働き始めるという場合も珍しくありません。

日本を一方通行型社会とすれば、スウェーデンは交差点型社会といってよいでしょう。

スウェーデンのように生活保障が現役世代の支援に力を入れるところでは、若者も政治や政策に関心を強めるようになります。18歳から29歳までの国政選挙における投票率を比べると、スウェーデンの若者の投票率は日本の若者の投票率の倍くらいです。

ただしスウェーデンもすべてがうまくいっているわけではなく、これまでの生活保障のかたちをグローバル経済とAIの時代に合わせて刷新していく必要に迫られています。

こうしたなかで私の研究は、第一に、いかなる政治の違いがこうした生活保障の相違を生み出していくのかを検討することです。第二に、日本の地域社会を交差点型社会に近づけていくにはどうすればよいか、様々な事情を抱えた人々が地域社会に参加していく条件をいかに構築するかを考えることです。そして第三に、北欧においても旧来の制度の見直しが求められるなか、21世紀中盤にふさわしい新しい生活保障のかたちを構想することです。

◆主な論文・著書

- 『貧困・介護・育児の政治 ベーシックアセットの福祉国家へ』朝日新聞出版、2021年
- 『アンダークラス化する若者たち 生活保障をどう立て直すか』宮本太郎他編、明石書店、2021年
- 『共生保障 支え合いの戦略』岩波新書、2017年
- 『転げ落ちない社会 困窮と孤立を防ぐ制度戦略』宮本太郎編、勁草書房、2017年
- 『自助社会を終わらせる 新たな社会的包摶のための提言』宮本太郎編、岩波書店、2022年

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論(政治学)、政治学特講1(C)、政治学演習1(C)、政治学特講2(C)、政治学演習2(C)、研究指導論
 研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(政治過程論)、特殊研究2(政治過程論)、特殊研究3(政治過程論)、特殊研究4(政治過程論)、特殊演習(政治学系)

◆メッセージ

研究指導の場ではともかく厳しくありたいと思っています。仕事全般について言えば、自信をもつことはむしろ+となる場合が多いように思いますが、研究について言えば、根拠のない自信は明らかに命取りです。自分の研究を冷静に自己評価できて、なおかつそこに手応えややりがいを見出すことができる事が大事です。



やまざき のぞむ
山崎 望／YAMAZAKI Nozomu 教授

〉専門分野

現代政治理論

〉研究キーワード

民主主義、ナショナリズム、フェミニズム、グローバリゼーション

〉最終学歴・学位・取得大学

東京大学大学院法学政治学研究科修士課程・法学修士（東京大学）

〉問い合わせ先

[こちらのフォームよりお問い合わせください。](#)

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

現代世界ではグローバル化が進み、空間的な距離を飛び越え、また瞬時に人々が結びつく社会になっています。しかし、同時に国内でも、国境を越える形でも宗教や人種、民族、性の在り方をめぐる対立や分断が深まっています。ロシアとウクライナの戦争、イスラエルによるパレスチナ人の迫害や虐殺のみならず、アメリカと中国の対立も懸念されています。こうした現代世界において、いかにして多様な人々が共存する社会を作ることができるか、を研究しています。

その方法の一つとして、民主主義という仕組みに目を向けています。民主主義を「人々が自らの社会を自己統治していく過程」といったように幅広く捉え、多様な人々が相互に話し合って共存していくプロセスの可能性と限界を探っています。人々が自明と思っていたことを議論の中で問い合わせすることで、他の社会の在り方や生き方もあり得る、という点に民主主義の可能性を見ています。例えば、自分一人の問題と考えて苦しんでいたことが、一人の力では解決できない、「構造的」な人種差別問題や経済格差問題、性差別問題として捉えることで、社会全体で問題の解決に取り組み、新たな社会や生き方に開かれる可能性を探る事が可能かもしれません。

同時に、こうした民主主義の過程が、普段は当然思われている様々な仕組み—例えば国際政治と国内政治の区分、公と私の区分など—によって、制約されていることにも注意を向けています。「民主主義が機能するのは国内だけである」「経済や家庭といった私的な領域では、民主主義は馴染まない」といった「常識」に対して、今ある形の民主主義とは違った形の民主主義を探り、あるいは民主主義がない所に、民主主義を根付かせていく可能性について考えていきます。

取り組む問題の対象は、ナショナリズム、レイシズム、資本主義(とりわけ新自由主義)、家父長制、異性愛秩序、社会的排除、政治体制、国際秩序と多岐にわたります。一人でこうしたことを成し遂げることは不可能なので、隣接分野(例えば政治思想、比較政治学、国際政治学、社会学、哲学など)の知見に学びつつ、時に専門を異にする様々な分野の人々と交流を重ねたり共同研究をしていくことで、新たな形の社会や人々の生き方を創造していく民主主義の在り方を探っています。

◆主な論文・著書

- 「自由主義対権威主義？—『政治的なもの』あるいは民主主義の再生に向けて」『年報政治学』2023-II、2023年。
- 「自由民主主義と BLM／右派運動—ベンヤミンの暴力論の視座から」『民主主義に未来はあるのか？』法政大学出版局、2022年。
- 「コロナ危機は自由民主主義を変えたのか」『自助社会を終わらせる—新たな社会的包摶の提言』岩波書店、2022年。
- 「『成熟社会論』から『ケアの倫理とラディカルデモクラシー論の節合』へ—『新自由主義—権威主義』への対抗政治構想」『年報政治学』2019-II、2019年。
- 「二一世紀に自由民主主義体制は生き残れるか？—正統性の移行と再配置される暴力」『国際政治』194号、2018年

◆主な担当科目

研究倫理・研究方法論(政治学)、政治学特講1(B)、政治学演習1(B)、政治学特講2(B)、政治学演習2(B)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(政治学)、特殊研究2(政治学)、特殊研究3(政治学)、特殊研究4(政治学)、特殊演習(政治学系)

◆メッセージ

現代社会は、今まで当たり前と思われてきた「常識」が揺らぎ、どのように「常識」が異なる人々と共に存していくか、があらゆるレベルで問われる世界になっています。自分をはじめ、身近な範囲から世界の人々に至るまで、生活、働き方、家族の形、国の在り方、世俗と宗教、性の在り方といったことに対して、どのような考え方をもっているのか、を学びながら、人々が共存して生きていく技法と一緒に探っていきましょう。



り ていこう
李 廷江／LI Tingjiang 教授

〉専門分野

中国政治論・国際関係論、東アジア国際関係・近現代日中関係史

〉研究キーワード

歴史研究・国際関係・政策決定過程の分析・日本と中国

〉最終学歴・学位・取得大学

東京大学大学院国際関係論専攻博士課程修了・博士（学術）（東京大学）

〉問い合わせ先

litingjiang.99k@g.chuo-u.ac.jp

〉リンク

[研究者情報データベース](#)

◆研究内容の紹介

学問は、如何に社会と向き合い、人間は、如何に歴史を学ぶということは、21世紀を生きる我々にとって、最大な課題の一つと言えよう。歴史を研究することにより、東アジアの社会を理解し、19世紀から今日に至るまで、激動の世界に於いて、日本と中国、または、東洋と西洋は、どのように戦争と平和を経験しながら、国境や種族などを乗り越え、人間が人間として、一つの世界には一つの夢をと共有しようとするの大切さをしみじみに思うようになるであろう。日本と中国との関係史を研究し、東洋と西洋との交渉史を学ぶことで、現代社会の在り方を吟味しながら新しい未来をつくることができる。学問には、国境はないと言われている。学ぶということは、中国政治論も、国際関係論も同じである。真理を探究しようとするのは、学問の出発点である。

◆主な論文・著書

- 『東アジア共同体と日中米関係』社会科学文献出版社 2014年。
- 『從世界視角看日本外交』社会科学文献出版社 2014年。
- 『晚清中国社会変革与日本』社会科学文献出版社 2014年12月。
- 『清华日本研究』社会科学文献出版社 2014年2月。
- 辛亥革命とアジア お茶の水書房 2013年3月。
- 「中国改革開放初期の政策決定における日本人顧問」土田哲夫編集『近代東アジアと日本』2016年。
- 「張之洞と日本人顧問原口要」『中央大学政策文化研究所年報』2020年。

◆主な担当科目

中国政治特講1(A)、中国政治演習1(A)、中国政治特講2(A)、中国政治演習2(A)、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2、特殊研究1(中国政治)、特殊研究2(中国政治)、特殊研究3(中国政治)、特殊研究4(中国政治)

兼担・兼任教員

※兼任・兼任・客員教員等は、指導教授に希望できません。

民事法専攻				
氏名	身分	現職(所属)	専門分野	担当科目
笠井 修(かさい おさむ)	教授(法務)	中央大学法務研究科教授	民法 国際取引法 スポーツ法	民法特講1(G)、民法特講2(G)
刑事法専攻				
氏名	身分	現職(所属)	専門分野	担当科目
佐伯 仁志(さえき ひとし)	教授(法務)	中央大学法務研究科教授	刑法	特殊講義(制裁論)、刑法特講1(D)
政治学専攻				
氏名	身分	現職(所属)	専門分野	担当科目
井関 正久(いぜき ただひさ)	教授(法学部)	中央大学法学部教授	ドイツ政治	政治学特講1(D)、政治学特講2(D)
川上 高司(かわかみ たかし)	兼任講師	拓殖大学海外事情研究所教授	アメリカ政治・安全保障論、日米関係・戦略論	アメリカ政治特講1(A)、アメリカ政治演習1(A)、アメリカ政治特講2(A)、アメリカ政治演習2(A)
芝崎 祐典(しばざき ゆうすけ)	兼任講師	中央大学法学部非常勤講師	国際関係史	国際政治史特講1(A)、国際政治史演習1(A)、国際政治史特講2(A)、国際政治史演習2(A)
共通科目				
氏名	身分	現職(所属)	専門分野	担当科目
Hesse, Stephen(ヘッセ・スティーヴン)	教授(法学部)	中央大学法学部教授	Law & Society; International Environmental Policy & Governance	特殊講義(Law and Society 1)、特殊講義(Law and Society 2)
山上 淳一(やまかみ じゅんいち)	教授(商学部)	中央大学商学部教授	租税法、国際課税	総合特講(所得税法 I)
尹 智鉉(ウン ジヒョン)	教授(文学部)	中央大学文学部教授	応用言語学、日本語教育学	アカデミック・ライティング(アカデミック・ライティングの方法と実践)
堤 和通(つつみ かずみち)	教授(総合政策)	中央大学総合政策学部教授	刑法	特殊講義(Comparative Criminal Law and Criminal Procedure)(A)
宮下 紘(みやした ひろし)	教授(総合政策)	中央大学総合政策学部教授	憲法、比較憲法、情報法	特殊講義(Comparative Constitutional Law)
小木曾 綾(おぎそ りょう)	教授(法務)	中央大学法務研究科教授	刑事訴訟法	特殊講義(Comparative Criminal Law and Criminal Procedure)(A)
杉浦 宣彦(すぎうら のぶひこ)	教授(戦略経営)	中央大学大学院戦略経営研究科教授	金融法、IT法、コーポレートガバナンス・コンプライアンス論	専門導入A(民事法概観)、特殊講義(Comparative Financial Law and Regulation)
阿部 純子(あべ じゅんこ)	准教授(法学部)	中央大学法学部准教授	英米法、憲法	特殊講義(Introduction to Japanese Law)、特殊講義(Comparative Constitutional Law)
THORNTIN, Peter(ソーントン、ピーター)	准教授(法学部)	中央大学法学部准教授	English	特殊講義(Introduction to Japanese Law)、特殊講義(Comparative Constitutional Law)
三明 翔(みあけ しょう)	准教授(法学部)	中央大学法学部准教授	刑事訴訟法	特殊講義(Comparative Criminal Law and Criminal Procedure)(A)
今福 章二(いまふく しょうじ)	兼任講師	特定非営利活動法人日本BBS連盟会長	刑事政策、犯罪者処遇、更生保護、国際協力	特殊講義(犯罪者の更生と再犯防止)
飯田 稔(いいだ みのる)	兼任講師	亜細亜大学法学部教授	憲法学	公法特殊研究1(A)、公法特殊研究2(A)
岩田 太(いわた ふとし)	兼任講師	神奈川大学法学部	医療と法、英米法、比較法	特殊講義(生命倫理と法)
WOLFF, LeonLeon(ウルフ レオン)	兼任講師	一橋大学大学院法学研究科教授	比較法からみる日本法・法社会論・比較コーポレートガバナンス・比較労働法・法と感情	特殊講義(Introduction to Japanese Law)(B)、特殊講義(Law and Business in Japan)(A)、特殊講義(Law and Business in Japan)(B)
兼頭 ゆみ子(かねとう ゆみこ)	兼任講師	慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師	国際環境法、EU環境法	特殊講義(Environmental Law and Policy in Japan)、特殊講義(International Law From Japanese Perspectives)
木内 秀行(きうち ひでゆき)	兼任講師	カシオ計算機株式会社法務部長	企業法務	特殊講義(Introduction to Japanese Law)
櫻井 成一朗(さくらい せいいちろう)	兼任講師	明治学院大学法学部教授	人工知能、法情報学、社会情報学	特殊講義(法情報学①)、特殊講義(法情報学②)
佐々木 亮(ささき りょう)	兼任講師	聖心女子大学現代教養学部国際交流学科 専任講師	国際法学・国際人権法	特殊講義(International Law From Japanese Perspectives)
菅原 英雄(すがはら ひでお)	兼任講師	税理士 菅原経理事務所	租税法 税務会計	総合特講(法人税法 I)、総合特講(法人税法 II)
竹内 雅俊(たけうち まさとし)	兼任講師	東洋学園大学グローバル・コミュニケーション学部准教授	国際法 国際関係論	特殊講義(International Law From Japanese Perspectives)
長島 弘(ながしま ひろし)	兼任講師	立正大学法学部教授	税法	総合特講(消費税法 I)
中野 玲子(なかの れいこ)	兼任講師	中央大学アカデミック・サポートセンター ライティング・ラボ スーパーバイザー	アカデミック・ライティング	アカデミック・ライティング(留学生のためのアカデミック・ライティング I 基礎編)、アカデミック・ライティング(留学生のためのアカデミック・ライティング II 実践編)
町田 行人(まちだ ゆきひと)	兼任講師	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業	金融商品取引法	特殊講義(Comparative Financial Law and Regulation)
宮園 久栄(みやぞの ひさえ)	兼任講師	東洋学園大学人間科学部教授	犯罪学・刑事政策・刑事司法とジェンダー	特殊講義(犯罪学)、特殊講義(刑事政策)

兼任・兼任教員

※兼任・兼任・客員教員等は、
指導教授に希望できません。

村上 裕章(むらかみ ひろあき)	兼任講師	成城大学法学部教授	行政法、情報法	特殊講義(フランス公法講読)
山岡 美樹(やまおか よしき)	兼任講師	山岡美樹税理士事務所	相続税法	総合特講(相続税法Ⅰ)



中央大学 大学院事務室

〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1

TEL 042-674-2613

中央大学 大学院事務室 法学研究科分室（茗荷谷キャンパス）

〒112-8631 東京都文京区大塚1-4-1

TEL 03-5978-4143

▼中央大学 大学院

<https://www.chuo-u.ac.jp/academics/graduateschool/>



▼文系研究科 入試広報サイト

<https://sites.google.com/g.chuo-u.ac.jp/graduateschools-nyusikouhou/>



▼文系研究科 教員紹介サイト

<https://sites.google.com/g.chuo-u.ac.jp/gradbun-teachingstaff/>



▼文系研究科 公式Twitter（@CHUO_Graduate_S）

https://twitter.com/CHUO_Graduate_S



2024年4月発行